

1980年静岡駅前ゴールデン街における
ガス爆発事故災害の記録

昭和57年3月

静 岡 県

正 誤 表

頁	行	誤	正
目次		第10	第10
		3. 政省令の改正 と静岡県地下道等 安全対策推進要綱 の運用	3. 政省令の改正 と静岡県地下道等 安全対策推進要綱 の運用
7	中段	(昭和56年8月15 日現在)	(昭和55年8月15 日現在)
9	17	<u>金匱の</u> … (言葉不明) <u>…落しの火をね。ガ スを</u>	専用の… (言葉不明) …火を、ガスへ
58	8	静岡県地下道等の設置 に関する指導要綱	静岡県地下道等の設置 に関する指導要綱
75	1	静岡県地下道等安全対 策推進要綱	静岡県地下道等安全対 策推進要綱
83	1	静岡県地下道等安全対 策推進要綱運用指針	静岡県地下道等安全対 策推進要綱運用指針

階段		床の張り及び一部分など 見逃部分			機 械 室	110時間委託 地盤町 ブルヂン新 事務所	機 械 室		建築面積 719㎡	
静岡県中部機械工業 厚生平食店	大森富士夫 (住宅)	松岡文夫 (住宅)	川島政子 (住宅)	シカ風洋風店	藤谷川 アートステール	奥田第一郎 (住宅)	寺田 英 (住宅)	丸根法則 (住宅)	延 面 積 3,520㎡	5 階
静岡県中部機械工業 健康保険組合	大森富士夫 (住宅)	空 室	空 室	東洋火災海上保険静岡支店	タイムライフ ダイブフリー 一武堂 ヒントライフ	日本住信 広吉社 静岡支社	物まつし 静岡信販 センター		4 階	
ニコニコクレジット	西條建設所 静岡営業所	武田 フラワー 植物販売	川口栄光料理学校		山梨 きしの 学校	マルエム 商会	矢内印刷 設計 事務所	創タイム	3 階	
ポルドー	テレビ静岡 静岡支社		アザラシ		山元山村		喫茶店 レベッカ	ノガネの 春 田	2 階	
ロリエ 常務家	モロイ 洋服店	ズボンの サイトー	カバンの店トラキ	石垣 洋服店	柴田薬局	シカ風 洋服店	ダイアナ 服 店	レベッカ (パン屋)	ノガネの 春 田	1 階
初電切刃	銭湯茶 セーズ			レストラン 桃山	岩 正	ちやつきり屋	キャット	大畑天	大畑川	地階

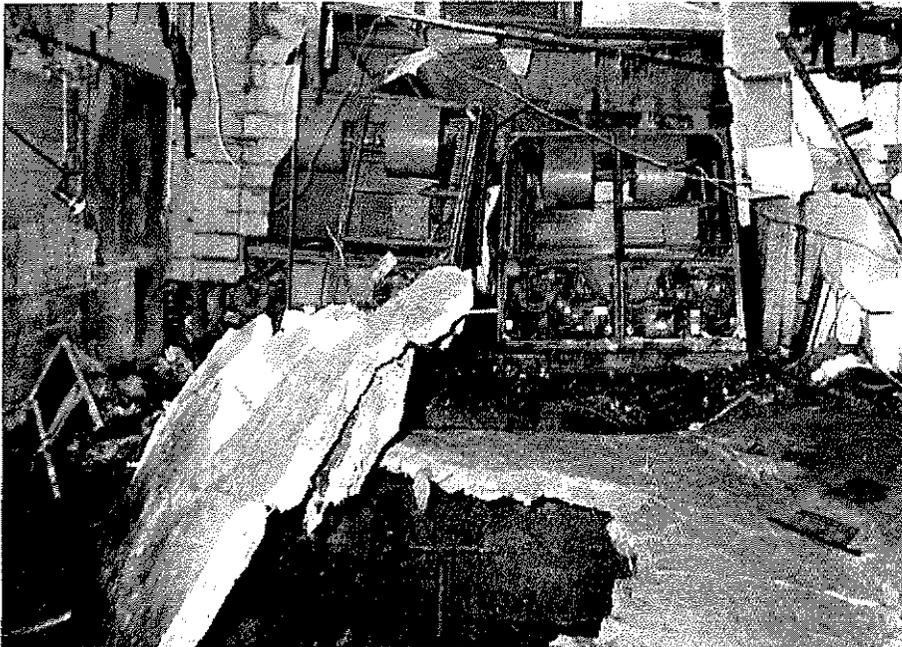
図-9 第1ビルの焼損状況 (静岡市消防本部資料)



ガス爆発事故現場の惨状
大破した2台の消防車と必死の消火活動



懸命に救助活動する市民と負傷した消防隊員を
路上で救護する赤十字救急隊



爆発により陥没又は盛り上ったオ1ビル地下階「ちゃつきり鮎」
の床面とその奥にある機械室（空調設備）の状況

〈静岡消防〉



爆発、火災により変形、大破したオ1ビル、地上1階部「ダ
イアナ靴店」と、パン屋の「レベッカ」間の間仕切り壁など



粉々になったショウウインドーのガラス（西武百貨店）



オ1ビルの正面、前田ビル北側道路上に散乱する
ガラス片



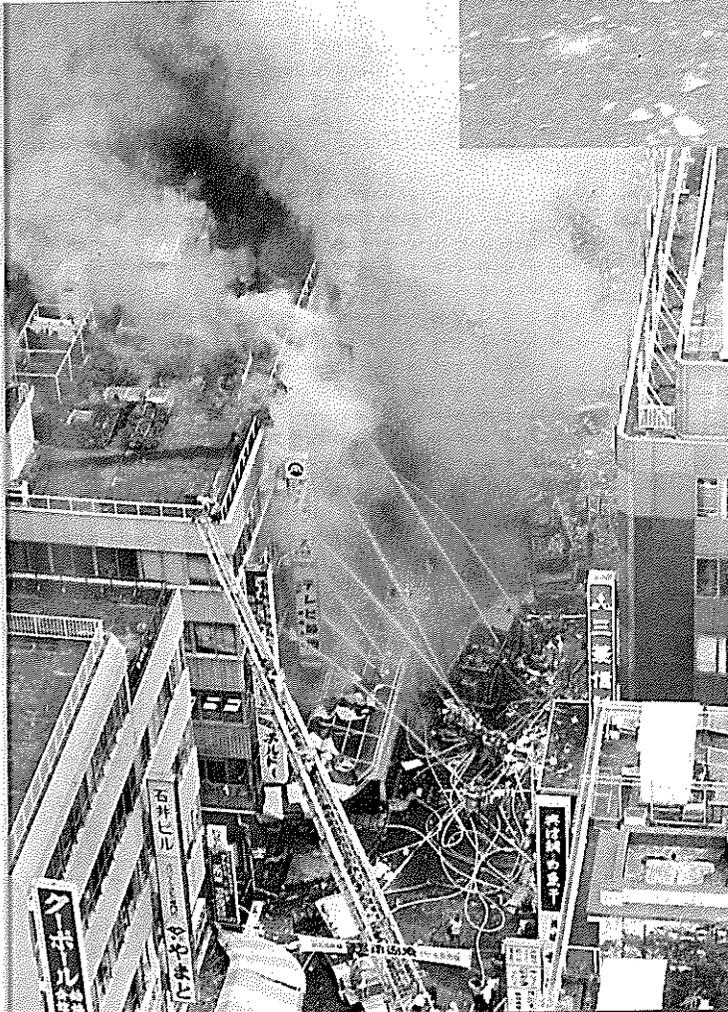
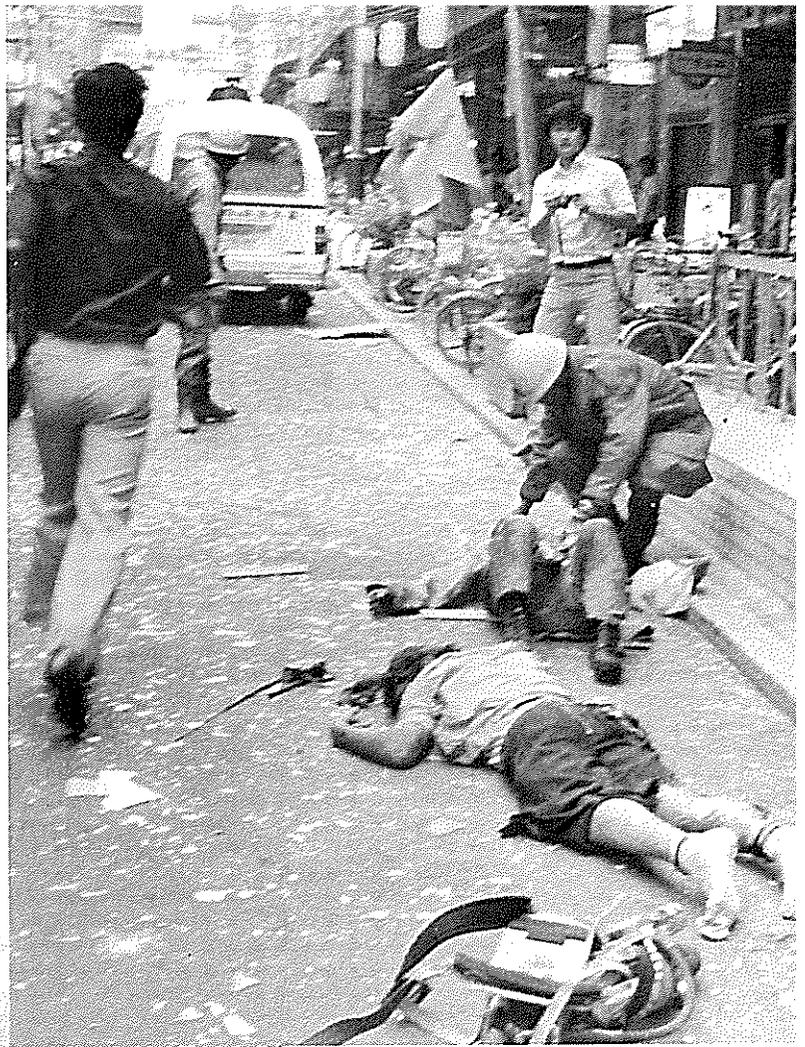
2度の爆発により破損した
「キャット」と「ちゃつき
り鮎」前の地下道



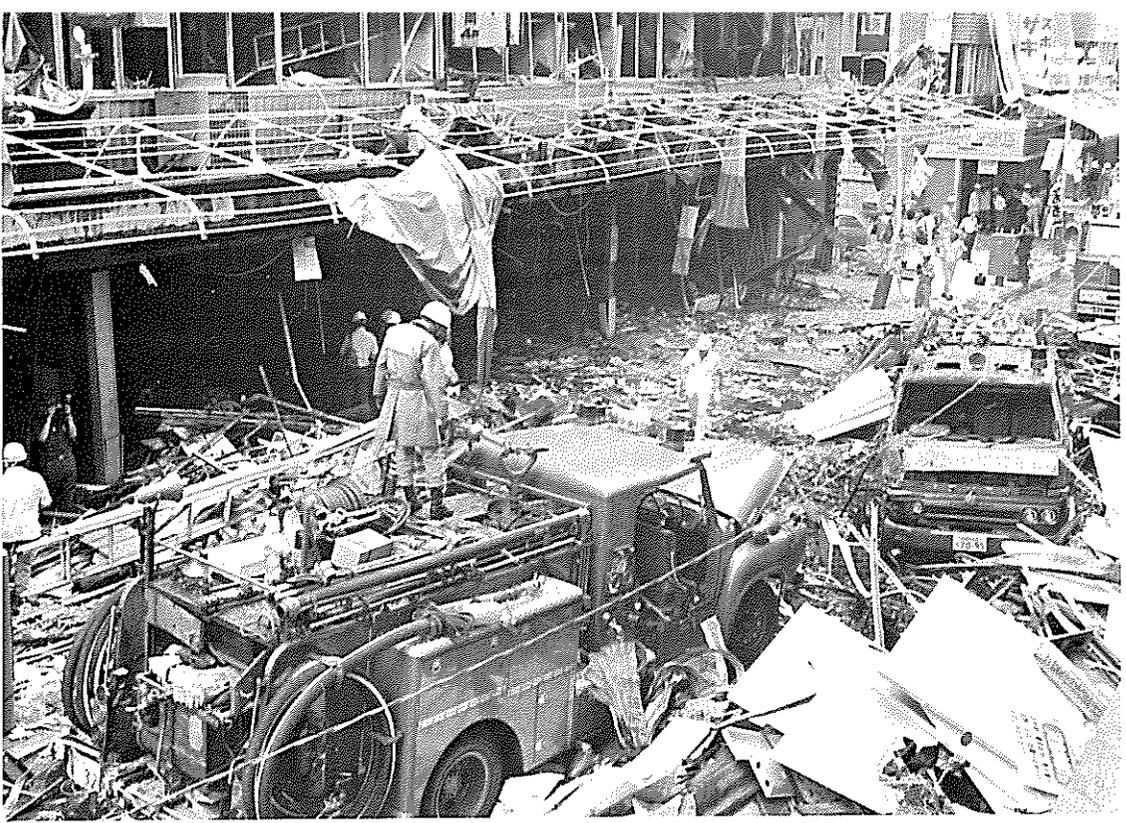
石破自治相に「ガス爆発事故」について説明
する山本知事と荻野静岡市長（8月17日）

報道紙より

爆風、飛散したガラス片等で負傷し路上に倒れている
通行人と消防隊員
〈静岡新聞社提供〉



上空より見た炎上するオ1
ビルと必死の消火活動
〈静岡新聞社提供〉



鎮火後のオ1ビル、大破した消防車



オ1ビル向い、西武百貨店の
損傷と爆発によって湾曲して
いる街灯ポール

は じ め に

静岡駅前ゴールデン街においてガス爆発事故が発生してから、すでに1年6カ月が経過いたしました。この事故は、典型的な都市災害であり、その惨状はいまなお記憶に新しいところであります。

昭和55年8月16日土曜日、通勤サラリーマンの足も途絶え、ショッピング客が次第に出始めた午前9時30分頃、国鉄静岡駅前ゴールデン街地下で突如として爆発が起り、午前9時56分頃に大音響とともに2回目の大爆発が発生しました。このゴールデン街は、百貨店、ビル等が立ち並ぶ県内でも有数の繁華街にあり、この爆発事故の影響は商店、事務所等が同居したビルで起ったため、多数の死傷者を出すなど現場は一瞬にして修羅場と化したのであります。

この事故によって尊い生命を失なわれた15名の方々のご冥福を改めてお祈り申し上げますとともにご遺族並びに被災者の皆さまに対しまして心からお見舞い申し上げます。

このガス爆発事故発生と同時に救出、救援活動に夜を徹してあたられた警察、消防、医療関係の皆さまを始め防災関係機関の方々、地元の方々に対しまして厚くお礼申し上げます。

私たちは、この災害により物心両面に亘り多大な損害を蒙りましたがこの災害は、複雑な施設と機能が錯綜する空間で発生したため大きな問題が提起され、今後の特殊災害の防災対策を進める上で数多くの貴重な体験と教訓を得ました。

特に、「ガス供給シャ断等についての防災関係機関相互間の連携による初期活動のあり方」、「複合用途防火対象物等の防災体制のあり方」、「密閉性の高い地下街等に対するガス保安のあり方」等を究明し、諸対策を講じることが如何に重要であるかを学んだところであります。

県といたしましては、東海地震対策をはじめ「安全な県土づくり」を県政の最重要施策の一つに掲げ目下諸対策を推進しているところでありますが、今回の事故を契機にこの種の特殊災害に対し今後共、防災関係機関及びガス事業者等が連携を密

にし、ひとたびガスもれ事故等による緊急事態が発生した場合に対応できるよう防災体制を整備し万全を期す所存であります。

この災害記録は、今回の都市型災害の被害の状況、復旧の概要等について記録にとどめ、今後の防災対策に資するため「静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故災害の記録」としてとりまとめました。

なお、本書の刊行にあたり、貴重な資料と原稿をお寄せいただいた各位のご協力に、深く感謝いたします。

昭和57年 3 月

静岡県知事公室長 芦 尾 長 司

目 次

はじめに	
第1. ゴールデン地下街及び第1ビルの概況	1
1. 静岡駅前ゴールデン街の建設の経緯	1
2. ゴールデン街第1ビルの建設経緯	2
3. ガス管の設置状況	5
4. 消防用設備の設置・指導状況	7
5. 第1ビル使用状況の変遷	8
第2. 災害の概況	9
1. 事故発生の経緯	9
(1) 事故の概要	9
(2) 事故発生場所	9
(3) 事故発生原因	11
(4) 被害状況	12
2. 関係機関等の応急対策の状況	17
(1) 静岡県	17
(2) 静岡県警察本部	17
(3) 静岡市	18
(4) 静岡市消防本部・消防団	20
(5) 静岡瓦斯(株)	21
(6) 中部電力(株)	22
(7) 政府関係機関	22
第3. 爆発と火災の状況	25
1. 第1次爆発の状況	25
2. 第2次爆発の状況	25
3. 火災の状況	28
第4. 救出救護活動の状況	31
1. 消防機関の活動	31
2. 医療機関の活動	31
3. 警察の活動	33

第5. 警防活動	34
1. 消防機関の活動	34
2. 警察の活動	38
第6. 関係機関等の活動	42
1. 中部電力(株)の活動	42
2. 静岡瓦斯(株)の活動	43
3. 関係機関の初期活動状況	45
第7. 応急措置の状況	51
1. 救助・救援体制	51
2. 災害救助	51
3. 地下道再開に対する措置	54
4. 商工対策	55
5. 労働対策	56
6. 国鉄静岡駅周辺の地下道等安全対策調査及び整備計画の策定	58
第8. 視察及び要望	66
1. 視察	66
2. 要望	66
第9. 都市型災害の教訓と課題	70
1. 教訓	70
2. 課題	71
第10. 地下道等安全対策	72
1. 静岡県の対応	72
2. 国の対応	98
3. 政省令の改正と静岡県地下道等安全対策推進要綱の運用	110
第11. 体験記	121

第1. ゴールデン地下街及び第1ビルの概況

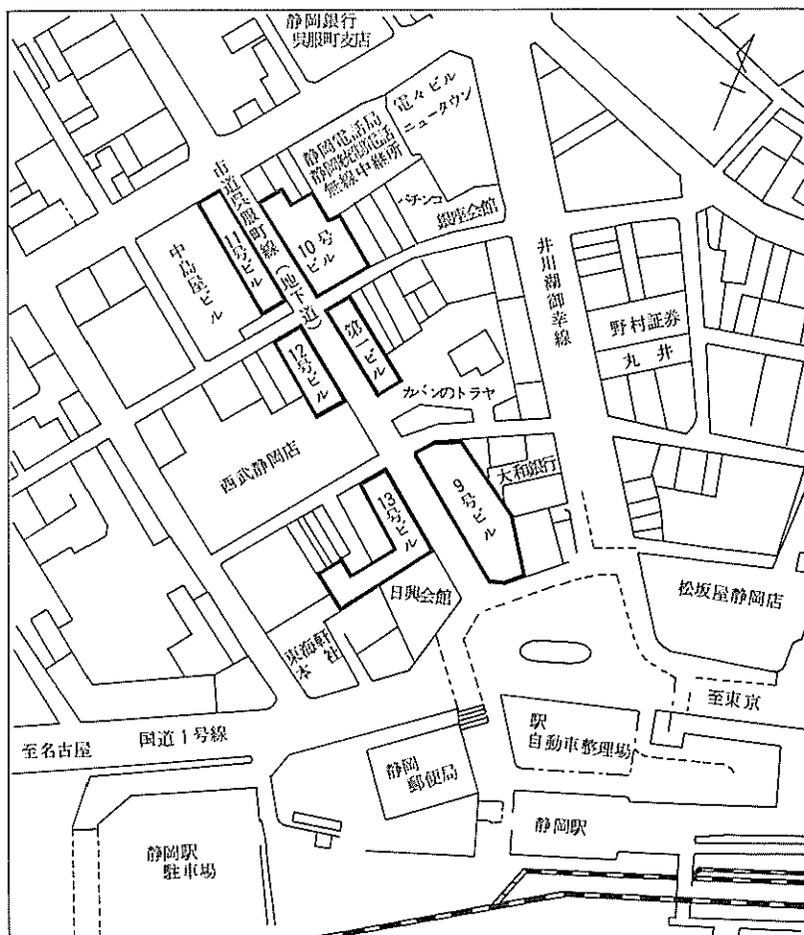
1. 静岡駅前ゴールデン街建設の経緯

昭和39年、協同組合静岡駅前通繁栄会（後に商店街振興組合静岡ゴールデン街に改組）から、静岡駅前国道横断地下道と紺屋町商店街とを結ぶ地下道建設についての陳情に基づき県・静岡市の合同審議のうえ、地下道建設計画を認めた。

この建設事業は、防災建築街区造成法（後に都市再開発法（昭和44年））に基づく防災建築街区として、土地の高度利用、商店街の近代化を図るとともに都市の不燃化計画の推進を目的に昭和39年度から昭和45年度までの間6ブロックの防災街区造成組合によって工事がすすめられ、地下道路つき商店街としての形態が整えられ現在にいたっている。（図-1 現場案内図）

これらの街区面積は、14.024 平方メートル、建築延面積は 87.764 平方メートルである。

図-1



2. ゴールデン街第1ビルの建設経緯

ゴールデン街第1ビルは、国鉄静岡駅前から北西約250メートルの距離にあり、図-2のとおり他の街区と連続して、昭和39年度静岡駅前第2防災建築街区造成組合により、静岡市紺屋町7番地地区に建設されたものである。

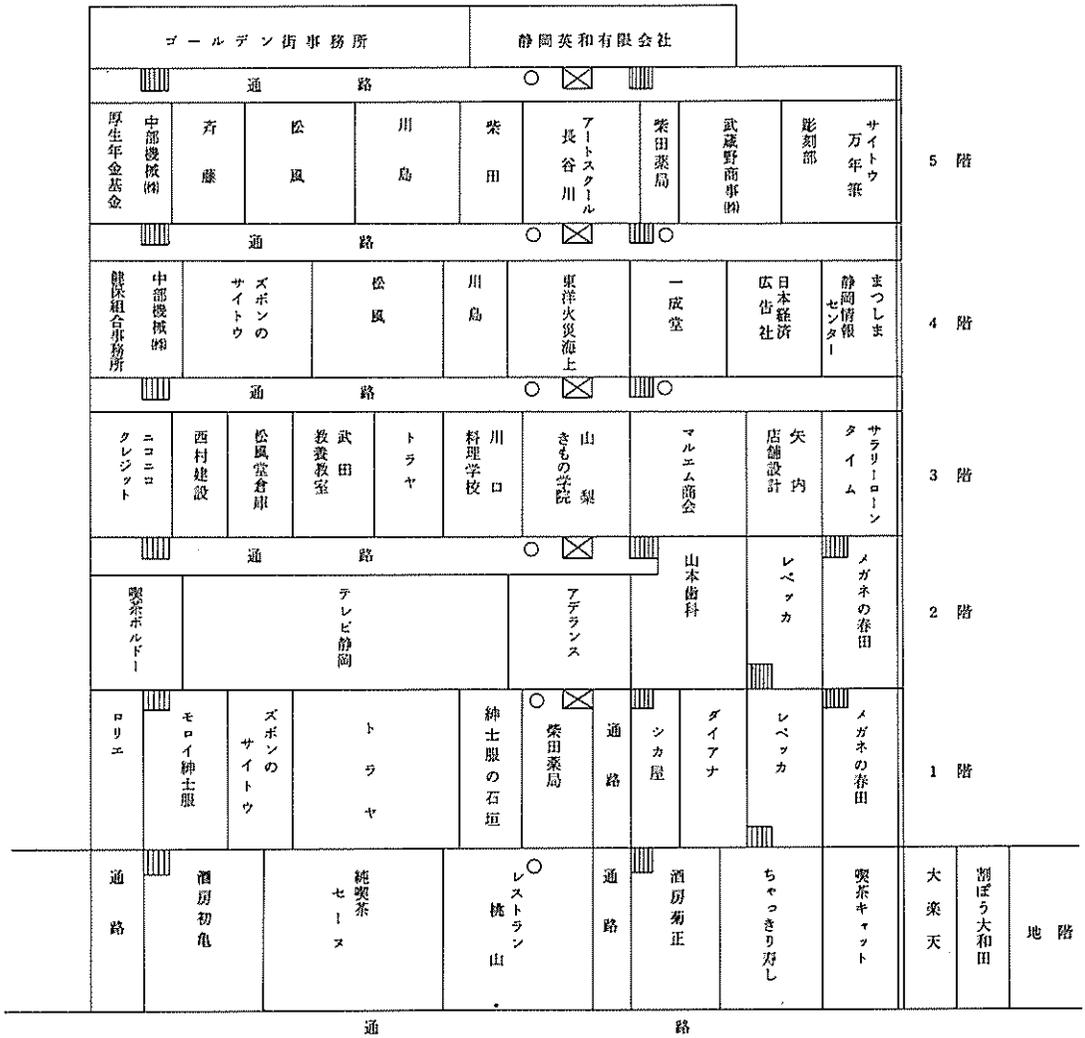
ゴールデン街第1ビルの概要は次のとおりである。

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| (1) 建設年月 | 昭和39年12月完成 |
| (2) 建築物構造 | 耐火構造 地上5階一部6階 地下一階 |
| (3) 建築面積 | 719.850平方メートル 延べ面積 3,520.190平方メートル |
| (4) 入居状況
(図-3) | 地下部 店舗6
地上部 店舗、事務所、住居等 45 |
| (5) 収容人員 | 平常時 約300人
最大時(法定算定人員) 712人 |

なお、この地下道の東側延長距離は 211.95メートル、巾員は 5メートルであるが、その内訳は公道下地下部2.1メートル、民地内地下部2.9メートルからなっている。建設当時の道路占有にかかわる道路管理については、地上部の道路とあわせ県道静岡春野天竜線であったが、昭和45年4月1日から市道に移管され、市道呉服町線として現在、静岡市が管理している。(図-1)

図-3

第1ビル入居図（事故当時）



凡 例



階 段



エレベーター



パイプシャフト

3. ガス管の設置状況

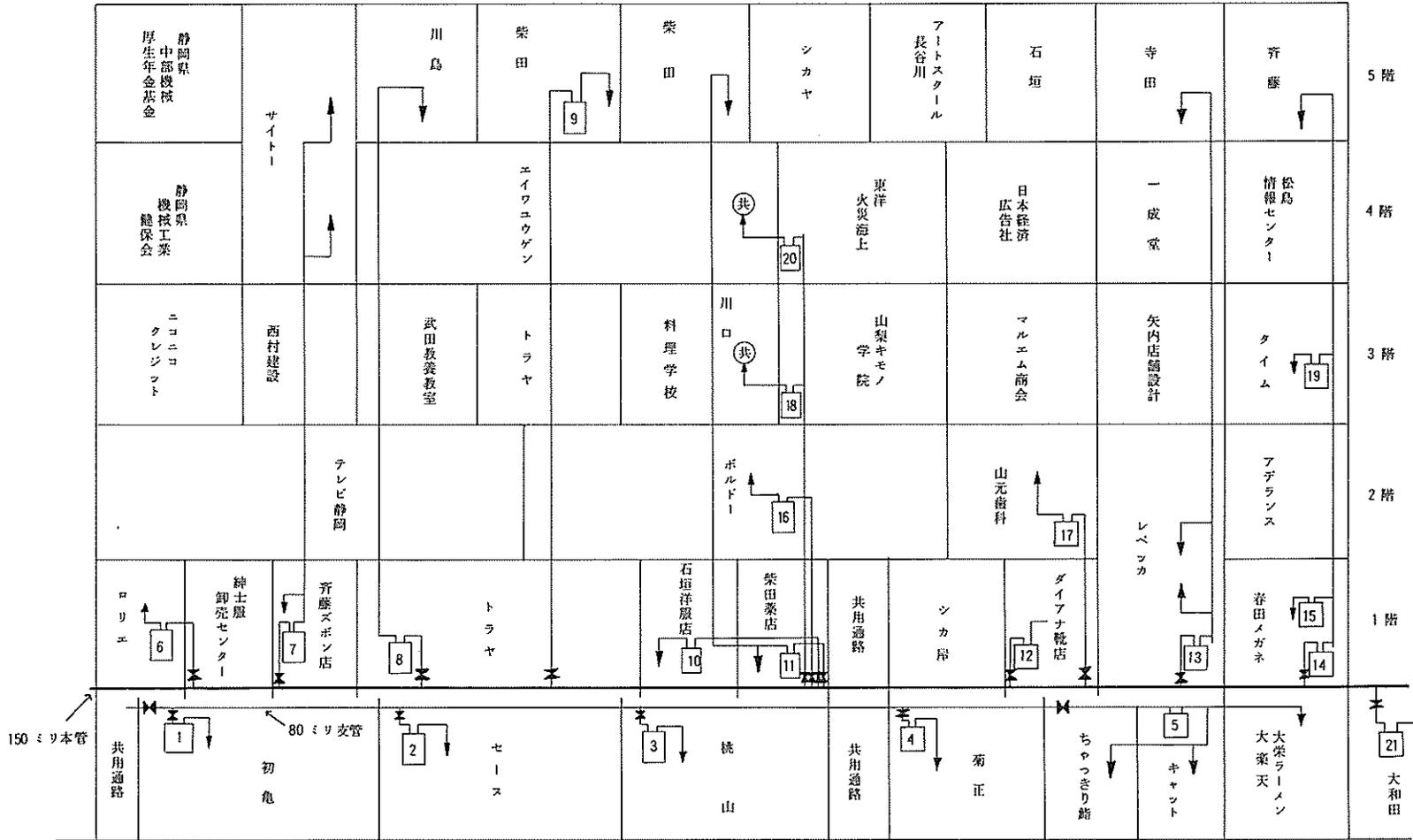
第1ビルにおけるガス管の設置状況は、図-4に示すとおり第1ビル前面歩道部の地下に口径150ミリメートルの低圧本管が深さ0.6メートル～1メートルの位置に埋設してある。

第1ビルのうち地下階料理飲食業等の各店舗にはこの低圧本管よりバルブを設け分岐させた口径80ミリメートルの低圧支管を並行に布設し、これより50ミリメートル～32ミリメートル口径の供給管をそれぞれの地下階天井空間部を利用して引き込み、ガスメーターを通しガスレンジや湯沸器に接続していた。

一方、地上階部には150ミリメートル低圧本管より直接それぞれの店舗や居住区に対しバルブを設けた口径50ミリメートル～25ミリメートルの配管が、地下階の系統とは別系統で地下階各室の天井空間部を利用して布設してあった。

また、第1ビルに入るガス管のシャ断用のバルブは、地上階供給用として12ヶ所、地下階供給用として元バルブ1ヶ所の全部で13個のバルブが設けてあり、事故のあった当時、地上階へのガス管バルブ操作のためのボックスは、歩道用化粧板の下に埋めこまれていたため、化粧板をとらなければバルブ開閉操作ができる状態になっておらず、加えて爆発後の互碰等が更にその上にたい積したため、ガスシャ断操作に一層手間どり問題を提起するところとなった。

図-4 ガス管系統図



ガスメーター



当該階の共同使用の湯沸器

4. 消防用設備の設置・指導状況

静岡駅前ゴールデン街第1ビルの地下街扱いについては、消防法第8条の2に定める地下街には該当せず、地上階、地階が一体となった複合用途防火対象物（いわゆる雑居ビル）として規制していた。地階については、いわゆる地下街としての実態を有しているため静岡市消防本部としては、地下街扱いの運用と指導を行ってきた。

また、第1ビルの防火管理体制及び消防用設備の維持管理の状況は良好であった。

なお、静岡駅前ゴールデン街第1ビルの消防用設備の設置状況は、次の表のとおりである。

表-1

ゴールデン街第1ビルの消防用設備等の状況

(昭和56年8月15日現在)

階別 区画	床面積	構造	内装	用途	収容 人員	消防用設備等の状況				
						消火器具	消火設備	警報設備	避難設備	用水その他の設備
地階 1階	703.59 ^{m²}	耐火	不燃	店舗 道路	従業員 も含む 267	粉末消火器 泡消火器	屋内消火栓	自動火災 報知器	誘導灯	
1階	533.74	"	"	店舗	109	粉末消火器		ベルのみ		
2階	"	"	"	店舗 診療所	222	"	屋内消火栓	自動火災 報知器		
3階	"	"	"	事務所	61	"	"	"		
4階	"	"	"	事務所	36	"	"	"	緩降機	
5階	"	"	"	共同 住宅	15	"	"	" (受信機廊下)	"	
6階	137.95	"	"	事務所 機械室	2	粉末消火器 泡消火器		"		
計	3520.19				712					

5. 第1ビル使用状況の変遷

第1ビルは昭和39年、建築当時の防災建築街区造成組合の共同所有物件として建設された地下1階地上6階の複合用途の建築物である。

建設当時からすでに15余年経過する間に、ビルの所有者をはじめ貸事務所や貸店舗のテナントの転出入があり、建設当時とガス爆発事故当時とを比較すると建築物の外部躯体そのものはあまり変更はなかったが、テナントが変わる時に店舗間の区画の変更でコンクリートブロックを使用した改装が行なわれるケースがみられた。

また、建築当初においてもすでに地下部や地上1階部等の間仕切にはコンクリートブロックが使用されていたことから、これらのコンクリートブロック間仕切が爆風圧により倒壊し、災害拡大の要因の一つとなったと考えられる。

第2. 災害の概況

1. 事故発生 の経緯

(1) 事故発生場所

静岡市紺屋町7番地16号

静岡駅前ゴールデン街第1ビル

(2) 事故の概要

① 第1次爆発

昭和55年8月16日(土) 午前9時30分頃

第1次爆発及びガス漏れ発生

② 事故現場付近の住民からの通報及び受理

静岡市消防本部

昭和55年8月16日 午前9時30分

「ガス爆発の発生した静岡駅前ゴールデン街第1ビル付近の住民から、第1ビルの1階部分店舗「ダイヤナ靴店」付近でガス爆発があり、まだガス臭い。火は出ていない。」との119番による通報で覚知

静岡県警察本部

昭和55年8月16日 午前9時31分

「事故現場付近の住民から — 静岡市の紺屋町の地下のゴールデン街の菊正という店ですけど金曜の……(言葉不明)……落しの火をね。ガスをしようとしたらガスが爆発してしまっちゃったんです。ガスがすごく漏れているので、すぐ手配していただませんか、ガスがすごく漏れているんですけど。」との110番による通報を受理

③ 関係機関等の通報及び受理

昭和55年8月16日 午前9時31分

市消防本部は、県警察本部、静岡瓦斯(株)、中部電力(株)静岡支店、市役所当直及び一部の報道機関へ通報した。

昭和55年8月16日 午前9時31分頃

県警本部通信指令課は、110番による通報を受理するとともに市消防本部へ転送措置をとって通報確認した。

引き続き、静岡中央署に対し初動措置を指示した。

④ 事故現場への出動状況

昭和55年8月16日 午前9時33分

「第1出動」指令により市中央消防署安西隊が現場に先着したのをはじめ、各隊が相次いで到

着し、人員47人、消防車等11台が出動した。

また、市消防団は、団員136人、消防車9台が現場に出動した。

昭和55年8月16日 午前9時36分

県警本部指令により静岡中央署パトロールカー、駅前派出所勤務員及び白バイ乗務員等が緊急出動した。

中部電力(株)及び静岡瓦斯(株)は、市消防本部からの通報により市内巡回中の従業員を現場に緊急出動させた。

⑤ 警戒区域の設定

市消防本部は、現場へ到着と同時に火災警戒区域を設定し、住民等の進入禁止措置、付近商店等の火気使用禁止、ガス検知等の警戒活動に入った。

一方、県警、静岡中央署は、交通規制警戒線を設定し、車輛通行禁止措置を行うとともに現場付近地上の通行人、住民等に対する避難誘導を行った。

⑥ 人命検索

市消防本部は、第1次爆発後直ちに人命検索を開始した。

⑦ 爆発現場の確認

昭和55年8月16日 午前9時35分

市消防本部は、地下街の「キャット」と「ちゃきり鮎」を爆発現場として確認した。

⑧ 地下道出入口の封鎖

昭和55年8月16日 午前9時44分

市消防本部は、地下道に設けてある11ヶ所の出入口及び静岡駅方面からの進入路すべてを封鎖完了した。

⑨ ガス検知(ガス漏れ確認)

昭和55年8月16日 午前9時53分

消防署員のガス検知作業により「ちゃきり鮎」の内部でガスの検知をしたほか、菊正の裏側にあたる階段の中段部分(「機械室」入口)において相当高濃度のガスが確認されたので、地下階の周辺と地上及び通信統制室に連絡した。

⑩ 第2次爆発及び火災の発生

昭和55年8月16日 午前9時56分頃

第1ビルにおいて爆発が起り、同時に1階の「柴田薬局」及び「シカヤ洋服店」周辺より火災が発生し、2階、3階へと燃え上った。

この爆発により多数の死者、負傷者が続出し、爆風の影響は現場を中心に半径約100メートルにもおよび、吹きとんだガラス片、看板、自転車等が散乱する大惨事となった。

⑪ 事故現場への出動体制の強化

市消防本部は、第2次爆発後直ちに「全隊出動指令」を発し、非番職員の全員招集及び消防団出動となり、火災の鎮圧、救助、救急活動を開始した。

県警本部は、第2次爆発後直ちに県警機動隊の出動を命ずるとともに各隊、各署の応援出動を命じ現場活動の強化を図った。

⑫ ガスシャ断

ア 昭和55年8月16日 午前10時30分頃

静岡瓦斯(株)は、第1ビルを除く周辺のビル及び第1ビル向側西武デパート側のバルブを閉止しガスをシャ断した。

イ 昭和55年8月16日 午前10時45分頃

静岡瓦斯(株)は、第1ビル地階の「ちゃきり鮎」店内のバルブを閉止したため、「ちゃきり鮎」「キャット」及び「大楽天」へのガス供給がシャ断された。

ウ 昭和55年8月16日 午前11時15分頃

静岡瓦斯(株)は、第1ビルの共通低圧支管のバルブを閉止したため、地階部へのガスの供給がシャ断された。

エ 昭和55年8月16日 午後0時10分頃

静岡瓦斯(株)は、静岡駅側「ヤマザキスポーツ」前の口径150ミリメートル低圧本管にシャ断用ガスバックを入れた。

オ 昭和55年8月16日 午後1時12分頃

静岡瓦斯(株)は、「ロリエ」前の本管にシャ断用ガスバックをそう入し第1ビルへのガスシャ断を完了した。

⑬ 消火活動状況

昭和55年8月16日 午後0時47分

消防隊全隊による放水は停止し、以後部分放水を続けた。

⑭ 救急搬送活動の完了

昭和55年8月16日 午前11時22分

⑮ 鎮 火

昭和55年8月16日 午後3時30分

⑯ そ の 他

午後11時16分 第1ビル5階部分が再燃し、消防隊2隊10人の出動により、消火活動を行った結果、8月17日午前0時21分鎮火した。

(3) 事故原因

第1次爆発及び第2次爆発の事故原因については、現在、警察当局において捜査中である。

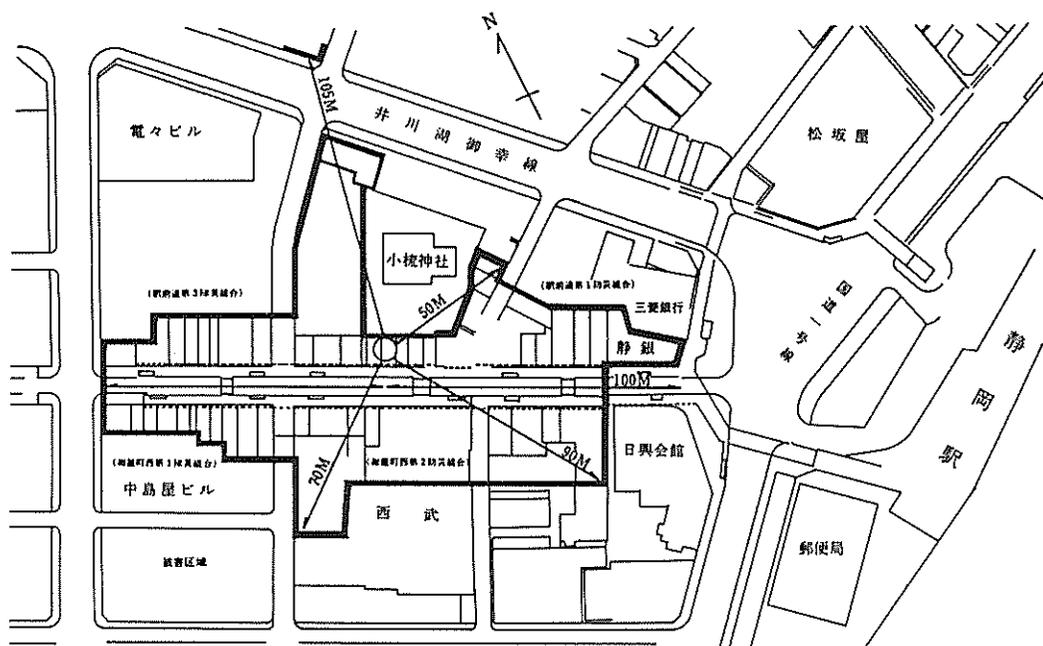
(4) 被害状況（静岡市調べ）

① 被災区域

被災面積 15,500平方メートル

被害のおよんだ範囲

図-5 爆発による被害範囲



爆発による被害範囲

② 人的被害の状況

ア 死傷者合計数 238人

（ア）死者 15人

図-6

死者受傷場所



(イ) 負傷者 223人

表-2 負傷者の内訳

治療期間	人数(人)
6ヶ月以上のもの	5
3ヶ月以上6ヶ月未満のもの	5
2ヶ月以上3ヶ月未満のもの	7
1ヶ月以上2ヶ月未満のもの	20
1週間以上1ヶ月未満のもの	111
1週間未満のもの	75

③ 罹災世帯

6世帯 (16人)

④ 罹災証明発行状況

証明交付数 255件

⑤ 物的被害の状況

ア 店舗及び住宅の被害 163棟

第1ビルについては、44店舗、事務所等延面積 3.520平方メートル

表-3

店舗 136棟(店)	全壊	43
	半壊	7
	一部破損	86
住宅 27戸	全壊	6
	半壊	0
	一部破損	21

イ 道路の破損

延長 103.3メートル（巾員 15.0メートル）

ウ 被害総額（推計）

15億1,184万2千円

表-4

地 域 名	被 害 店舗数	建 物 被 害 額	商品・什器 被 害 額	被 害 金 額 合 計
第 1 ブ ロ ッ ク （ミマツビルブロック）	店 17	千円 14,984	千円 1,445	千円 16,429
第 2 ブ ロ ッ ク （第1ビルを除く第1ビルブロック）	20	61,910	12,820	74,730
第 3 ブ ロ ッ ク （野沢屋ブロック）	23	24,528	36,299	60,827
第 4 ブ ロ ッ ク （長崎屋ブロック）	8	7,350	606	7,956
第 5 ブ ロ ッ ク （西武を除く西武ブロック）	17	84,856	69,986	154,842
第 6 ブ ロ ッ ク （鈴やブロック）	29	13,330	5,718	19,048
小 計	114	206,958	126,874	333,832
第 1 ビル（推計）	46	500,000	200,000	700,000
西 武 テナント	2 1	— 250,000	8,010 220,000	8,010 470,000
小 計	49	750,000	428,010	1,178,010
合 計	163	956,958	554,884	1,511,842

(4) 気象状況（静岡市消防本部調べ）

当時の気象状況（昭和55年8月16日 午前9時30分）

天 候 曇 り

風 位 南 西

風 速 1.0メートル

気 温 23度

湿 度 86.0パーセント

2. 関係機関等の応急対策の状況

(1) 静岡県

① 静岡県ガス爆発事故対策本部の設置

設置日時 昭和55年8月16日 午前10時30分

設置場所 静岡県消防防災課内

組織 静岡県副知事を本部長とし、関係部課で構成

(廃止 昭和55年11月26日)

② 災害救助法の適用

昭和55年8月16日 午後1時

③ 応急対策の内容

ア 現地連絡所の設置

設置日時 昭和55年8月16日 午前11時50分

設置場所 グランドホテル中島屋1階ロビー（8月16日のみ）

翌8月17日以降8月24日までの間

静岡市紺屋町小梳神社静岡市現地本部内に移設

イ 現場における情報の収集及び警察、静岡市消防機関等防災関係機関との連絡調整

ウ 国会及び消防庁、国土庁、通産省等政府関係機関現地視察に係る連絡調整

エ 地下街及び地下道に面する建築物のガス設備に係る消防機関及びガス事業者の合同保安点検実施の指示

オ 国会及び政府に対する「静岡駅前ゴールデン街爆発事故に係る要望書」の提出

(静岡市と連名)

カ 県立中央病院からの救護班現地派遣及び県赤十字血液センターの血液在庫量調査並びに県民、県職員に対する献血協力の要請

キ 災害救助法の適用にもとづく、応急救助の実施及び死傷者に対する援護（生活必需品、学用品の給与、弔慰金の支給、医療費の助成等）

ク 静岡市商工部及び金融機関と共設した災害相談所、金融相談所による被災中小企業者向け「地域産業対策資金」の融資の実施

ケ 「労働者特別援護措置相談会」の設置による被災事業主を対象とした被災労働者に係る雇用保険、労災保険の援護措置等の相談会の実施

コ 第1ビルの建設経過、建設管理状況の把握

(2) 静岡県警察本部

① 「静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故対策本部」の設置

設置日時 昭和55年8月16日 午前10時20分

設置場所 静岡県警察本部12階会議室

② 応急対策の内容

ア ガス爆発事故発生後直ちに、被災者の救出・救護等人命の保護措置にあたるとともに人的、物的被害状況の調査、事故原因究明のための捜査活動等を行うほか現場における被害の拡大防止、復旧活動に協力した。

事故当日は、県警本部長以下964名をもって初動措置を行なった。

イ 当面の安全対策として、静岡瓦斯(株)に対しゴールデン街全域の「ガスシャ断措置」を要請した。

ウ 昭和55年8月20日 事故現場付近における「ガス漏れさわぎ」が発生した際、静岡瓦斯(株)に対して「安全確保のため現場周辺の徹底的なガス検知と当分の間、現場周辺の主要地点に保安担当員を配置して継続的なガス漏れ点検を実施すること」を要請した。

エ 県下各警察署長に対し、消防、ガス会社等関係機関と協議し、非常事態に対応する通報体制と迅速的確な初動措置体制の確立を指示した。

(3) 静岡市

① 「ガス爆発静岡市災害対策本部」の設置

設置日時 昭和55年8月16日 午前11時10分

設置場所 静岡市役所 3階 正庁

(廃止 昭和55年12月3日)

② 「同上現地本部」の設置

設置日時 昭和55年8月16日 午前10時34分

設置場所 グランドホテル中島屋1階ロビー(16日のみ)

翌8月17日以降8月28日までの間

静岡市紺屋町、小梳神社境内に設置

③ 応急対策の内容

ア 災害救助法の適用(昭和55年8月16日 午後1時)

イ 人的、物的被害状況の調査

(昭和55年8月18日～8月30日)

ウ 「静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故対策委員会」の開催

(昭和55年8月18日 設置、昭和56年12月現在まで小委員会10回、委員会7回を開催し、なお継続中である。)

エ 罹災者相談所の設置

(昭和55年8月19日～9月8日)

オ 消防機関、ガス事業者による「地下街等」の合同保安点検の実施

(昭和55年8月20日)

カ 国に対する要望書の提出

(昭和55年8月30日)

キ 死傷者に対する援護措置(見舞金及び災害弔慰金の給付等)

ク 合同葬儀並びに合同追悼式の実施(於 静岡市民文化会館)

消防合同葬儀(昭和55年9月14日)

犠牲者合同追悼式(昭和55年10月20日)

ケ 静岡駅前ゴールデン街地下道再開の状況

第1ビル部分を除く地下道の再開 (昭和55年9月10日)

地下道全面再開 (昭和55年11月22日)

コ 災害復興資金借入者に対する利子補給

融子利子補助対象者 直接被害者及び区域内間接被害者

資金使途 設備資金・運転資金

利子補助対象限度額 直接被害者 2,000万円以内

間接被害者 1,000万円以内

利子補助率 当該融資制度の末端利率の上限を5.5%とし、これをこえる部分の利子及び信用保証料とする。

利子等の補助期間 3年間

施行期日 昭和55年9月1日

融資状況(最終) (56年3月31日)

融資実績 102件 8億1千100万円

利子補給(予算措置) 昭和55年度 2千500万円

昭和56年度 1千767万円

昭和57年度 1千450万円

サ 災害義損金の受理及び配分

346件 総額1億3千521万29円(最終)

シ 第1ビルの耐力診断の実施(昭和55年8月29日～30日)

静岡市は、建設省建築研究所に依頼し、第1ビルの構造調査を実施した結果、概ね次の所見が示された。

(ア) 爆発力による構造躯体の被害は、地下階床スラブ、1階床スラブ、はり、2階床スラブ、はりにおいて大きく、それらの耐力低下は大きいと考えられる。

(イ) 火災による構造躯体の被害は、2～4階及び地階の主として床ばりにあり、構造耐力上の

劣化は比較的小さい。

ス 市職員動員数
延 2,285人

(4) 静岡市消防本部・消防団

① ガス爆発事故覚知日時等

ア 第1次爆発覚知

昭和55年8月16日 午前9時30分、119番にて入電

イ 第2次爆発覚知

昭和55年8月16日 午前9時56分

ウ 火災発生

昭和55年8月16日 午前9時56分

エ 鎮火日時

昭和55年8月16日 午後3時30分

② 消防隊出動状況

ア 出動人員

8月16日 出動のみ

消防本部 消防長以下職員 314人（非番職員全員呼出し）

消防団 消防団長以下団員 376人

昭和55年10月31日まで（出動人員は、8月16日当日の人員を含む）

消防職員 （延人員） 2,187人

消防団員 （延人員） 403人

イ 出動車輛台数

8月16日のみ

消防本部・署 43台

消防団 22台

③ 検索、救出、救急活動

ア 救出活動

はしご車により、第1ビル屋上から3人（女）を救出したほか、互碌の下敷となった負傷者を多数救出した。

イ 救急活動

(ア) 救急車による搬送 51人

(イ) 消防本部・署の消防車等による搬送 29人

(ウ) 消防団車輛による搬送 11人

合計 91 人の負傷者を病院等へ搬送した。

④ 消防職団員の死傷者及び物的被害

ア 死者

消防職員 4人 消防団員 1人

イ 負傷者

消防職員 28人 消防団員 2人

ウ 車輛

2台全損（化学消防車 1台 タンク車 1台）

⑤ 火災防ぎょ活動

火災は、第2次爆発と同時に発生し、万一に備えていた消防隊にも重傷者を出したため、他隊の応援を求め活動を行った。

爆発による破壊物の散乱等で活動は困難をきわめたが、ガスの完全シャ断が午後2時10分に確認されたため、消防ポンプ車を最大限に運用して消火活動を続行し、午後3時30分に鎮火した。

⑥ 現場本部の設置状況

ア 現場指揮所設置 昭和55年8月16日 午前9時57分

イ 現場本部設置 昭和55年8月16日 午前10時34分

(5) 静岡瓦斯（株）

応急対策の内容

① 消防本部からの通報により、市内巡回中の職員を無線連絡で現場に急行を指示した。

（8月16日 午前9時32分頃）

② 静岡瓦斯（株）の職員が現場において、可燃性ガス検知器によりガス検知を実施中、第1ビル「機械室」入口で可燃性ガスを検知し、ガスの種類を特定するため静岡瓦斯（株）静岡営業所に応援要員とFID及びサーミスタのガス検知機材の要請を行い引き続き調査を続行した。

③ 8月16日午前10時30分「非常災害対策本部」を静岡瓦斯（株）本社内に設置した。

④ 出動した職員は、直ちに現場周辺のガス供給管のバルブの閉止を行うとともに周辺需要家へのガス漏えい検査（約282戸）を実施した。

⑤ 第1ビルのガスシャ断

ア 8月16日午前10時45分頃「ちゃっきり鮪」入口のバルブを閉止した。

イ 8月16日午前11時15分頃地下共通管のバルブを閉止した。

ウ 8月16日午後 1時12分頃ガス本管を穿孔し、シャ断ガスバックをその入しガスをシャ断した。

⑥ 現場への職員の常駐による常時巡回点検の実施

8月16日から9月10日までの間、昼間6人、夜間2人の職員を常駐させ、巡回点検を実施した。

⑦ 9月10日第1ビルを除く地下道へのガス供給を再開した。

(6) 中部電力(株)

応急対策の内容

① 初動措置

市消防本部からの通報により、作業員5人作業車4台による現場出動を指示した。

(8月16日 午前9時31分直後)

午前10時10分、災害現場付近が爆発事故のため停電したが、消防現場本部の指示により送電範囲を順次拡大し、鎮火後、午後4時56分第1ビルを除き送電を完了した。

② 「ガス事故対策本部」の設置

中部電力(株)静岡営業所内に「静岡駅前ガス爆発事故対策本部」を設置し、災害復旧組織を確立した。

③ 静岡市対策本部の要請による活動

事故発生後、爆発現場への臨時灯取付け作業を実施するとともに警察、消防の現場検証等に必要な照明機材及び発電機車の設置等を行ない電源確保及び保安活動を実施した。

④ 「電気相談所」の開設

小梳神社境内の市対策本部に隣接して「電気相談所」を開設し関係機関との連絡調整及び需要家からのよろず相談等に応じた。

⑤ 電気料金特別措置の手続き

電気料金特別措置に係る事項について、8月20日通産省に申請し許可された。

(7) 政府関係機関

国土庁、総理府、警察庁等の政府関係機関は、連絡調整を図りながら概ね次の応急対策を実施した。

① 国土庁

関係省庁連絡会議の設置

構成 国土庁、総理府、警察庁、厚生省、運輸省、労働省、建設省、自治省、消防庁

② 通商産業省

ア 対策本部の設置

8月16日 通商産業省内に「静岡駅前ガス事故緊急対策本部」を設置するとともに、政務次官、公益事業部長及び職員6人を直ちに現地に派遣した。

イ 一斉点検実施の指示

ウ 静岡瓦斯(株)に対する立入り検査の実施

エ 地下街対策専門委員会の設置及び技術調査団の派遣

オ 被災中小企業者の救済措置

⑦ 政府系中小企業金融機関の災害融資の適用

⑧ 中小企業体質強化資金助成制度の活用

⑨ 政府系中小企業金融三機関の担保徴求の弾力化及び返済猶予

カ 地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化（消防庁との合同通達）

11月21日、⑦消防機関によるガスの供給停止等を内容とする申し合わせの作成 ⑧共同点検の実施 ⑨ガス漏れ等の連絡方法の周知徹底及び共同訓練の実施 ⑩連絡会議等への参加について各ガス事業者と消防機関とが連携強化を図るようガス事業者に対し通達した。

③ 警察 庁

ア 警備活動

事故発生時の認知と同時に警察庁に災害警備連絡室を設置するとともに、直ちに警備課上席指導官他1名を現地に派遣したほか、その後も引き続き現地における業務の進捗に応じ担当者を派遣した。

イ 地下街災害対策の再点検の指示

警察庁は、昭和55年8月20日、地下街等を有する都道府県警察に対して地下街災害に対する警備対策の再点検についての指示を出し、関係機関と連携し、地下街における保安体制、保安設備の実態把握、初動活動要領についての再点検をはじめ、地下街災害を想定した防災訓練を実施しこの種の事故の再発防止対策の推進に努めた。

④ 厚 生 省

災害救助法に基づく応急救助活動

事故発生後静岡県と連携しながら被害状況を把握し、8月16日静岡市に災害救助法を適用した。

⑤ 労 働 省

ア 対策本部の設置

⑦ 事故発生後直ちに静岡労働基準局に災害対策本部を設置し、関係機関と連携のうえ災害原因、被害状況の調査、被害者の救護にあたった。

⑧ 労働省労働基準局長ほか担当官を現地に派遣し、災害調査及び被災者対策の指揮を行わせた。

⑨ 浜松市にある静岡労災病院より救急車1台、医師等19人を現地に派遣した。

イ 被災労働者又はその遺族に対する補償措置

⑦ 遺族補償給付及び葬祭料 5人

⑧ 療養補償給付、療養給付 113人

㉞ 休業補償給付、休業給付 37人

⑥ 消 防 庁

ア 担当官の現地派遣及び連絡対策室の設置

8月16日 事故発生後直ちに担当官5名を現地に派遣し、災害状況調査を行うとともに「静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故災害対策連絡室」を設置して、情報の収集、連絡その他災害応急対策の推進にあたった。

イ 一斉点検の実施の指示

8月19日 事故の再発防止のため、地下街及び地下街類似のものについて消防機関による一斉点検の実施について都道府県に通知した。

ウ ガス漏れ火災対策研究会の設置

エ 地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化について都道府県知事に対し通達した。

オ ガス漏れ事故に関する警防戦術等調査研究会議の設置

⑦ 建 設 省

ア 現地指導

事故発生の情報を得て直ちに建築物防災対策室の担当官を現地に派遣したほか、引き続き建築研究所の調査班並びに住宅局、道路局及び都市局の各担当官が現地調査を行った。

イ 地下街中央連絡協議会での検討

ガス爆発事故後、地下街のガス保安対策等の検討を行うため、地下街中央連絡協議会、幹事会及び担当者会議を延10数回にわたり開催し、次の対策を講じた。

㊦ 5省庁による「地下街の取り扱いについて」の通達

昭和55年10月9日、次の点を主な内容とする「地下街の取り扱いについて」を建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務次官、資源エネルギー庁長官名で都道府県知事等に通達した。

㉠ 公共施設等に係る地下街の新設又は増設は厳に抑制すること

㉡ 地下街中央連絡協議会に新たに資源エネルギー庁を加えること

㉢ 既設の地下街について管理の適正を図ること

㉣ 基準等の改正については、関係省庁における専門的検討を受けて別途通知すること

(イ) 「地下街に関する基本方針」改正の検討

「地下街に関する基本方針」中、ガス保安対策強化のための設備の基準等の検討を行った。

第3. 爆発と火災の状況

1. 第1次爆発の状況

昭和55年8月16日午前9時30分頃、ガス爆発事故現場付近の住民から『ガス爆発があり、まだガスが臭い、火は出していない。』旨の通報が110番及び119番にあった。

第1次爆発は、ゴールデン地下街第1ビルの地階の「ちゃっきり館」「キャット」及びその裏手に接した「機械室」の周辺において爆発が起ったと推定されている。

この第1次爆発では、火災は発生しなかったが、「ちゃっきり館」及び「キャット」の店内は相当程度の破壊状態にあったものと思われる。又、消防隊の活動状況からは当初、ガス臭は感じられなかった模様である。

この第1次爆発による影響は、呉服町方面と静岡駅方面の地下道に面した数店舗におよび、シャッター、ショーウィンドー、窓ガラスを損傷させた。また、地上部では「ダイアナ靴店」「パン屋のレベッカ」を始め共用通路を通して「柴田薬局」「シカヤ」「石垣洋服店」などの店舗のシャッター、ショーウィンドウのガラス等を破損させた。

この第1次爆発では、小梳神社側地下階段入口よりわずかに白煙がでていたことは認められたが、火災の発生はなく人的被害も発生していない。事故後の警察、消防の合同調査によれば、「ちゃっきり館」内に1ヶ所、同店舗前の通路部に1ヶ所、「キャット」内に1ヶ所及び「機械室」内に2ヶ所、計5ヶ所の床部が盛り上がり、裂け目が生じているのが認められた。

また、床の盛り上がりや裂けの状況は、「ちゃっきり館」に最も激しく、床面の盛り上がり部の高さは約90～120センチメートルに達しており、各所に割れ目や陥没しているのが認められた。

一方、「機械室」においても階段入口のドアが吹きとばされたほか、室内の空調機及びダクト類が移動し又は破損、落下するなど相当な被害を受け、「機械室」や隣接する「ちゃっきり館」の天井部に設置されていたガス管にも損傷が認められ切損や亀裂が生じていた。

なお、第1次爆発の原因は、現在、警察当局において究明中である。

2. 第2次爆発の状況

第1次爆発の通報により出動した消防、警察、ガス会社等関係機関の職員が、「ちゃっきり館」、「キャット」及び「機械室」入口付近で人命検索、ガス検知及び一般市民等の避難勧告、誘導等を実施中の午前9時56分に大爆発が起り同時に火災が発生した。

このため、第1ビルの関係者をはじめ一般市民、消防職・団員、警察官、防災機関の関係者及び第1次ガス爆発事故取材中の報道関係者等238人が死傷した。また、第1ビルの地上1階部分では、「柴田薬局」と共用通路をはさんだ「シカヤ洋服店」付近から順次小爆発を起しながら火災となり、その被

害は、南側は「ダイアナ靴店」、「パン屋のレベッカ」におよび、北側は「石垣洋服店」「カバンの店トラヤ」にも被害がおよび焼損した。そのため、地上1階は「カバンの店トラヤ」から「レベッカ」までの間を全焼したほか、地上2階、3階及び5階部分の大半を焼損させるなど第1ビルの各階に甚大な被害をおよぼした。報道されたテレビ録画や現場で負傷した消防職員等の負傷状況から推定すると爆発による破壊が著しかったところは、地下階においては「機械室」付近、1階においては「レベッカ」から「トラヤ」までの間の各店舗であった。

この第2次爆発の原因については、現在捜査当局において究明中である。

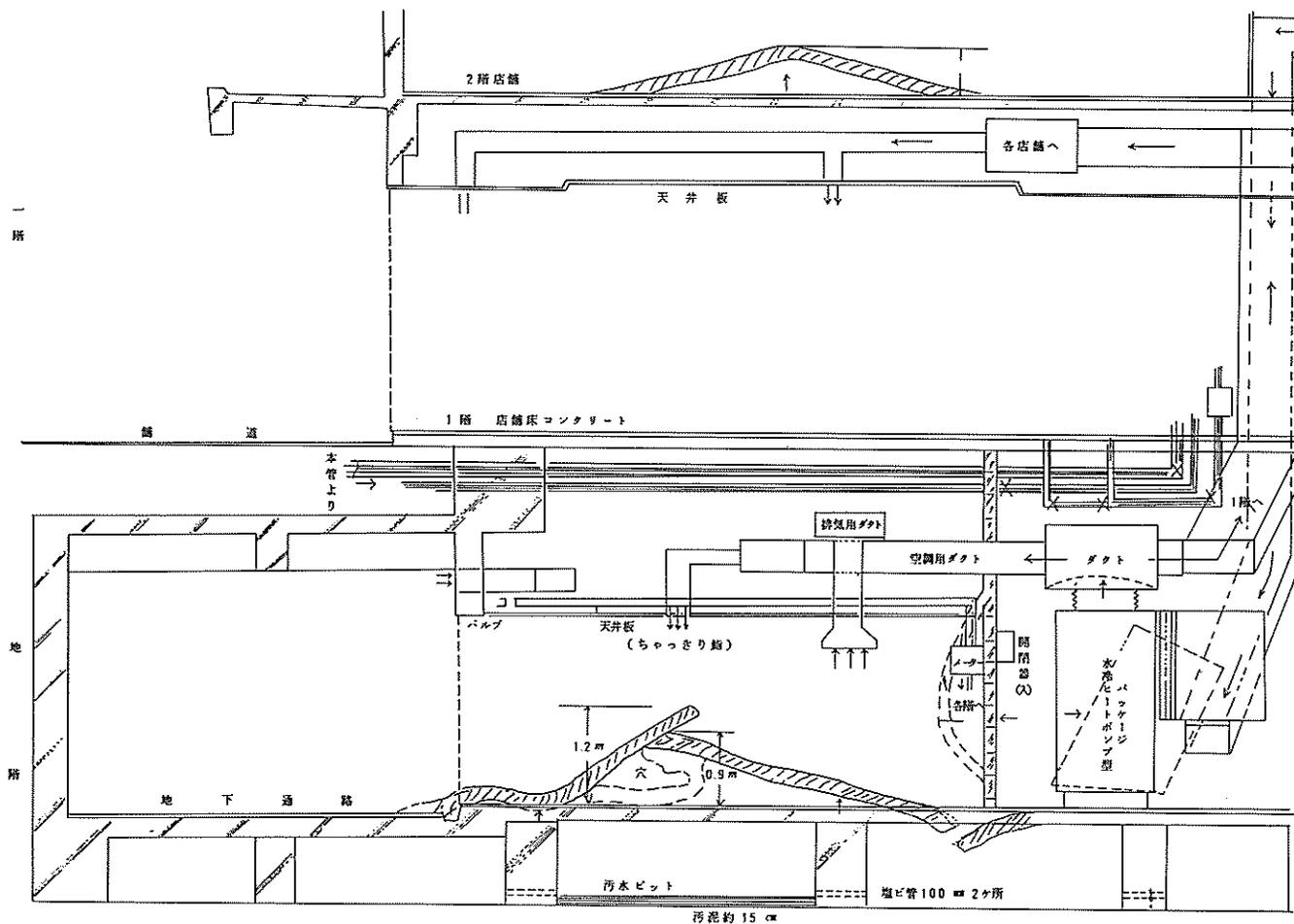
また、爆発の中心である第1ビルから発生した爆風により、呉服町通り向側の地下部と地上部のビルのガラスや商品等が飛散し路上に置いてあった多くの自転車、看板等が吹きとばされるなど被害は広範囲におよんだ。

即ち、図-5に示すとおり爆発による被害は、第1ビルを中心に半径約100メートルにもおよんでおり、特にゴールデン街の被害は、図-7に示すとおり当街区全体におよんだ。

この爆発力の強さは例えば、第1ビル前に緊急出動して消防活動にあっていた消防車を押し出したたり、ビルの前面歩道に設置してあった街燈柱が弓型に変形するなど、すさまじいものであった。



図-8 ガス管の損傷状況



静岡市消防本部資料

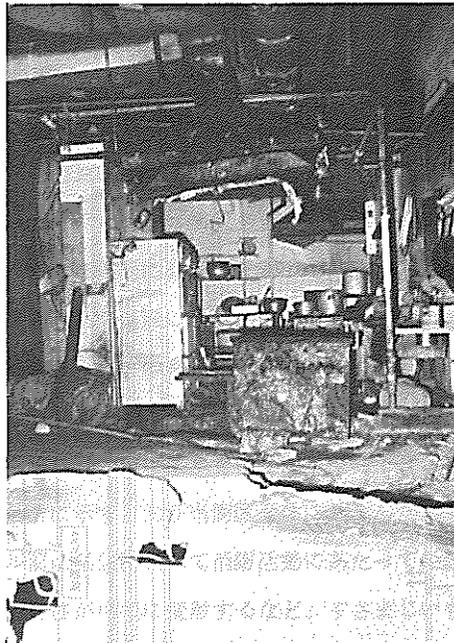
3. 火災の状況

午前9時56分ごろ、第2次爆発と同時に火災が発生した。第1ビル周辺は第2次爆発により消防隊員等をはじめ多数の死傷者が続出したことや爆発により散乱した自転車、商品、調度品、ガラス片等瓦礫が路上一ぱいに山積となるなど、大混乱となった。そのため、第1ビルに対する消火活動の展開がさまざまげられ、折損したガス管から噴出するガスの燃焼なども加わり、消防隊による必死の消火活動にもかかわらず上階部へと延焼し、午後3時30分鎮火するまでおよそ5時間半にわたり燃え続けることとなった。

第1ビル地下階は「ちゃっきり鮎」や「キャット」を中心に爆発により破損されてはいたが、火災による影響は「機械室」等の天井部の一部にとどまっており、地下道部には火災が及んだ形跡は残っていない。

火災により1階部はズボンの

「サイトー」から「パン屋のレベッカ」までの店舗区画が焼損し、とくに「石垣洋服店」から「レベッカ」までの部分は、第2次爆発の影響もあり、焼損の程度が最も激しいところである。また、この火災における1階から5階までの上階への延焼経路は、中央階段やエレベータースペースが関与した形跡はなかったものの1階部から2階部への延焼には、1階部天井の爆発破損によりできた破損口、



地下1階「キャット」の盛り上った床面瓦礫を撤去し整理した後

事故現場の状況



排気ダクトなどを通し1階部の火災が伝播したと考えられている。

また、3階部にあっては吹きあげる火煙が破れた窓やダクト室などを通して延焼し1、2階とほぼ同面積の部分を焼損した。

一方、4階部はほんの一部を焼失しただけにとどまり、延焼をまぬがれ水損程度にとどまった。5階及び6階部の「機械室」や「変電設備」は、排気ダクトの破損部や開口部、パイプシャフトを通じて延焼し、約500平方メートルを焼損した。第1ビルの建築延面積3,520平方メートルのうち、1,732平方メートルを焼損した。なお、この火災による第1ビルの焼損状況は図-9のとおりである。



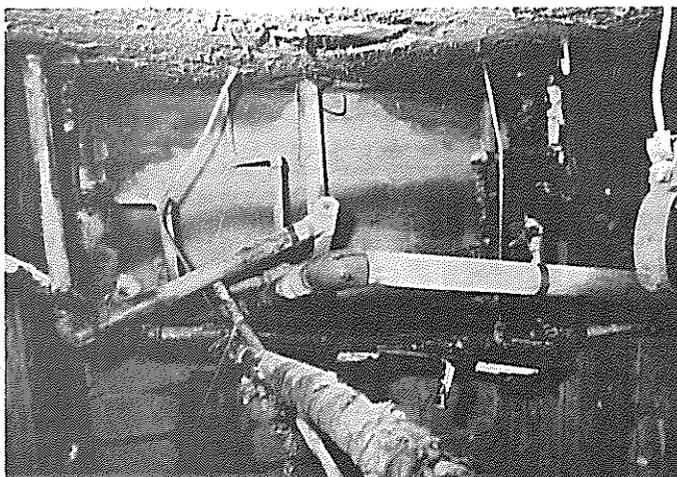
第1ビルの損傷状況



地下1階

天井部に布設してあった
各種配管の状況

(ちゃっきり館奥の機
械室天井部)





地下機械室横、1階に昇る階段部分
（ブロック間仕切壁の損傷）



地下道の損傷状況「ケント」野沢屋附近

第4. 救出救護活動の状況

1. 消防機関の活動

第2次爆発後、全隊出動指令により事故現場に到着した消防隊及び救急隊は、直ちにそれぞれの任務分担により検索、救出救急活動を展開した。

(1) 救出活動

第1出動で現場にいた消防隊員は、多数の者が負傷したが、軽傷の隊員は直ちに負傷者の救出活動を行った。引き続き本格的な救助活動が後続部隊によって行なわれた。

また、第2次爆発と同時に発生した火災により、第1ビル屋上の避難者（女性3人）が静岡市中央消防署及び南消防署のはしご車により救出されたほか、アーケードの上に避難した従業員等も同消防隊によって救出された。

(2) 救急活動

救急隊による負傷者の搬送は15隊によって行われ延36回にわたり91人の負傷者を11ヶ所の病院等に収容した。

第1次爆発で出動し現場で待機していた中央救急隊員は、第2次爆発に遭遇したが、幸い同隊員の1人が軽傷を負うにとどまったため、たどちに救急活動が開始された。又、搬送にあたっては指令車、連絡車等も救急活動にあてられた。

その後、全救急隊の出動指令により救急隊5隊が応援出動したが、負傷者が多数統出し、救急活動に困難を極めたため、消防車両等も加わり救急活動に全力が注がれた。一方、一般車両等の協力もあり第2次爆発の20分後には、負傷者の約3分の1の者が収容され、1時間20分後には、搬送を全て完了した。

2. 医療機関の活動

(1) 救護班の派遣等

県立中央病院は、医師2人、看護婦3人、補助者2人からなる救護班を編成し、救急車を現地に派遣し救急活動にあたった。

日赤静岡県支部は、第2次爆発後直ちに2ヶ班の救護班を2台の救急車に分乗させ、出動するとともに静岡赤十字病院に負傷者収容の受入れについて連絡した。現場に到着後直ちに応急手当を行うとともに重傷者9名を静岡赤十字病院及び静岡市立病院へ搬送した。

静岡労災病院（浜松市）は、救急車1台、医師6人、看護婦10人、医局員3人を派遣した。

(2) 救急医療当番病院の振替措置

県衛生部は、県立中央病院及びこども病院に対して、救急医療当番病院の代替診療について指示し、負傷者の診療等に努めた。

(3) 医療救護の状況

ア 被害者の状況

死亡 15人、入院 70人、帰宅 153人

イ 救護に当たった医療機関

○病院(10病院)

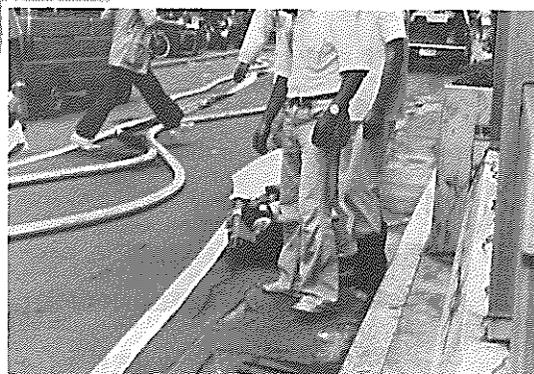
静岡赤十字病院 静岡市立静岡病院 静岡厚生病院 県立中央病院 静岡済生会病院
司馬病院 国立静岡病院 福地病院 他

○診療所(24診療所)



負傷者を救助する消防隊
(静岡新聞社提供)

救助を待つ負傷者
(現場)



(4) 血液在庫量の調査及び献血協力の要請

県赤十字血液センターは、爆発後直ちに血液の在庫量を調査確認した。

静岡県赤十字血液センター 1500本(300,000cc)

浜松赤十字血液センター 750本(150,000cc)

一方、県衛生部は、静岡県赤十字血液センターを通じてテレビ、ラジオによる県民等への献血の呼びかけを行うとともに県庁内放送により県職員への献血の呼びかけを行った。その結果、職員399人の献血申出があり374人からの採血を行った。

なお、医療救護にあたった医療機関に供給した血液製剤(保存血及び凍結血漿)は、290本(58,000cc)である。

(5) 破傷風、トキソイド及びガスエソ抗毒素の在庫確認

県衛生部は、静岡市内の医薬品卸売業者の破傷風ワクチンの在庫状況を調査し、万一のあつ旋要請に備えた。

3. 警察の活動

第2次爆発と同時に発生したビル火災の現場は、多数の死傷者を出し大混乱となり、救出、救護活動は困難を極めたが、現場配置の警察車輛を有効に活用するとともに現場の警察官が協力を依頼して確保した一般車輛を利用して病院へビストン輸送する等、消防救急隊及び医療機関の活動の支援を行った。

なお、収容先の病院での混乱を防止し受入れがスムーズに行われるよう、無線機携帯の警察官を配置し、病院、現場及び県警対策本部相互間の連絡にあたらせた。

第5. 警 防 活 動

1. 消防機関の活動

(1) 現場到着から第2次爆発までの活動

第1次爆発の通報により火災警戒指令が発せられたため、第1出動した消防隊は、全隊とも相次いで現場に到着し、先着隊は万一に備え放水態勢を整えたのち第1次爆発現場の地下街に進入し、漏えいガスの検知作業を行うとともに第1次爆発による負傷者等人命の検索活動にあたった。

一方、午前9時35分には火災警戒区域を設定し、「火気厳禁」及び「退去」の広報活動を実施中、午前9時53分頃第1ビル内1階に通ずる階段踊り場（「機械室」入口）付近でガスを検知した。このため、ガス検知作業隊員はガス漏れの箇所、規模、範囲等の確認に全力を注ぎ、地階の人命検索隊員は、従業員等の避難誘導を行うとともに換気作業等の活動に移った。さらに地上においても避難の指示等の徹底を行っていたところ、午前9時56分 第2次爆発に至った。

(2) 第2次爆発以後の活動

大爆発により修繕場と化した現場では、消防隊員も大半が負傷し、また死亡した者もあったが、軽傷者、中傷者は負傷しなかった隊員と協力し、重傷を負った市民や同僚の救出にあたった。一方、第2次爆発後の全隊出動指令で応援隊が到着し本格的な人命検索、救護活動並びに消火活動に移行した。

(3) 火災防ぎょ活動



1階「柴田薬局」附近の消火活動（静岡新聞社提供）

火災は第2次爆発と同時に発生し、第1次爆発後の現場調査進行中万一に備えて放水態勢で待機していた消防隊員の中にも重傷者が出たことから他隊の応援を得ながらポンプ車を最大限に活用した消火活動が行われた。懸命な消火活動にも拘らず、火災はビルの上階へと延焼拡大したこと、漏えいガスにより炎上していると思われる火勢については、一気に消火することはかえって危険を伴うことが予想されたこと、爆発による破壊物の散乱していたこと等から消火活動は困難を極めた。

こうした中で延焼拡大防止活動、ビル内居住者等の避難誘導、はしご車による救出活動等が行われた。一方、ガス管の完全な閉止が午後2時10分に確認されたことから懸命な消火活動が続行され午後3時30分に鎮火した。

なお、消防本部各隊の活動状況は概ね次のとおりである。

消防隊の活動状況（日勤者及び非番員編成の応援隊等について一部省略）

出 動 隊 名	出 時 刻	現 場 到 着 時 刻	活 動 概 要	帰 時 刻	署 刻
安 西 隊	9:30	9:33	放水態勢を整えたのち、第1次爆発現場の人命検索活動中、一時後退の命令で移動をしていたところ第2次爆発にあい、隊員に負傷者が出たため非番員等の応援を得て、4口放水で消火活動を行った。	16:50	
中央1戦車隊		9:33	第1次爆発現場の人命検索、ガス検知、警戒区域の設定、避難広報活動中、第2次爆発にあい、隊員の死傷と車両の破損で活動不能となった。		—
中央2戦車隊		9:33	第1次爆発現場の人命検索、警戒区域の設定、避難誘導活動中、第2次爆発にあい、隊員に負傷者も出たが残る隊員で救出活動を行ない、更に非番員等の応援を得て消火活動も行った。	17:00	
馬 淵 隊		9:34	第1次爆発現場の人命検索、警戒区域の設定、避難誘導活動中、第2次爆発にあい、隊員の死傷と車両の破損で活動不能となった。		—
中央はしご車隊		9:34	第1次爆発現場の人命検索及び避難誘導活動中、第2次爆発にあい、隊員が死傷したため応援部隊がはしご車を操作し、放水及び救助活動を行ない第1ビル屋上から女性2人を救出した。	16:55	

出 動 隊 名	出 時	動 刻	現 場 到 着 時 刻	活 動 概 要	帰 時 署 刻
新 富 隊			9:34	第1次爆発現場の警戒区域の設定、人命検索中、警戒区域拡大の命令で移動をしていたところ、第2次爆発にあい、ただちに救出活動に従事したあと、応援隊の協力を得て第1ビルの消火と隣接建物の延焼防止、火勢鎮圧後第1ビルの残火処理を兼ね、人命検索を行った。	17:40
中央指令車			9:34	第1次爆発から第2次爆発までの指揮活動を行った。	17:00
中央救急隊			9:35	第1ビル横で待機中、第2次爆発にあい、ただちに救出活動を行い、負傷者を収容し病院搬送を5回にわたり行った。	16:30
安倍川隊			9:35	第1次爆発現場の人命検索、避難誘導活動中第2次爆発にあい軽傷者は安西隊を応援して消火活動を行った。	16:27
本部連絡車隊			9:35	第1次爆発現場の警戒区域の設定及びガス検知活動中に第2次爆発にあい、負傷者がでたが軽傷者は救出活動を行った。	21:30
本部指令車			9:56	消防長他幹部職員により現場本部を設置し指揮活動を行った。また、指令車の機関員は2回にわたり負傷者を病院へ搬送する。	
八幡救急隊	9:57		10:00	負傷者の収容と病院搬送を5回にわたり行った。	17:50
水道隊			10:01	負傷者の救出と第1ビルの消火活動を行い火勢鎮圧後、残火処理を兼ね、人命検索を行った。	17:15
本部防災車			10:01	負傷者の病院搬送活動を行った。	
曲金隊			10:01	負傷者の救出活動をし、消防団から中継送水を受け、消火活動を行った。	16:45
城東救急隊			10:02	負傷者の収容と病院搬送を5回にわたり行った。	19:30
南はしご車隊			10:03	第1ビル前に部署し、屋上に避難した女性1人を救出後、更に人命検索と他隊より中継送水を受け消火活動を行った。	17:00
南指令車			10:03	南署長を中心に前線指揮活動を行った。	

出 動 隊 名	出 時 刻	現 場 到 着 時 刻	活 動 概 要	掃 時 刻
鎌 田 隊		10:04	また指令車の機関員は2回にわたり負傷者の病院搬送を行った。	21:25
東 指 令 車		10:05	第1ビルの消火活動及びはしご車による屋上の救出活動に対し、援護注水を行い、火勢鎮圧後は、残火処理を兼ね人命検索を行った。	17:30
東 1 戦 車 隊		10:05	東署長を中心に前線指揮活動を行った。	20:56
東はしご車隊		10:05	第1ビルの消火活動及びはしご車の救出活動の補助を行い、火勢鎮圧後は残火処理を兼ね人命検索を行った。	19:30
東 救 急 隊		10:05	第1ビルに接近不能のため、救急活動の補助及び中央はしご車隊に応援隊員を派遣し、救助活動を行った。	15:15
南 1 戦 車 隊		10:05	負傷者の収容と病院搬送を2回にわたり行った。	17:10
鎌 田 救 急 隊		10:05	中継送水の元ポンプ担当したほか、人命検索と残火処理を行った。	18:30
城 東 隊		10:06	負傷者の収容と病院搬送を4回にわたり行った。	18:00
東 2 戦 車 隊		10:06	第1ビルの消火活動及び人命検索並びに中央はしご車隊の応援を行った。	17:20
瀬 名 隊		10:07	第1ビルの消火活動及び火勢鎮圧後に残火処理を兼ねた人命検索を行った。	17:40
用 宗 隊		10:07	負傷者を収容し、病院へ搬送し、再び現場に戻り、第1ビルの消火活動と人命検索活動並びに火勢鎮圧後のガス検知活動を行った。	
南 2 戦 車 隊		10:08	負傷者の救出活動及び他隊の消火活動の応援を行った。	18:45
大 谷 隊		10:10	第1ビルの人命検索及び他隊の消火活動の応援を行った。	17:30
水道2戦車(予)	10:12	10:17	非番員編成により出動、災害救助医薬品、毛布等の搬送活動を行った。	10:35

出 動 隊 員	出 時 刻	現 場 到 着 時 刻	活 動 概 要	掃 時 刻
南救急隊 (予)	10:35	10:44	非番員編成により出動、救急、救護活動を行った。	14:30
南3戦車隊 (予)	10:45	10:53	非番員編成により出動、他隊を応援して消火活動を行った。	16:50
東3戦車隊 (予)	10:40	11:00	非番員編成により他隊の交替要員として出動、各種活動を行った。	17:00

2. 警察の活動

(1) 第1次爆発後の初動措置

第1次爆発直後の午前9時31分、ガス漏れに係る110番通報を受けた警察本部通信指令課は、直ちに110番転送装置により静岡市消防本部に対し認知及びガス会社に対する手配の状況について確認したところ、市消防本部では「既に認知し出動している。ガス会社にも手配してある」との回答を得た。

続いて、所轄静岡中央署に対して「110番入電中、紺屋町でガス漏れ事案発生、至急出動態勢をとれ。場所はゴールデン地下街の菊正、至急係官を派遣せよ」等の緊急指令を行った。

無線により緊急指令を受理した中央署はパトカー、静岡駅前派出所勤務員、白バイ乗務員等に緊急出動を指示した。現場到着した警察官は、消防職員等の協力を得て現場付近の住民、通行人等の避難誘導、広報等を実施するとともに事故現場を中心に警戒線の設定、交通規制等を広範囲に実施した。

(2) 第2次爆発後の初動措置

① 県警察本部の初動措置

第2次爆発と同時に警備部長指揮により応急の指揮体制を確立し初動措置をとった。初期的段階における初動措置の主なものは次のとおりである。

ア、県機動隊に対して空気呼吸器、ガス検知器、防災服、担架等の所要資機材及びレスキュー車等の特殊車両を帯同しての緊急出動を指示するとともに管区機動隊、隣接警察署等に対しても緊急出動を指示した。

イ、現場の救出、救護活動の状況を逐一報告するよう改めて指示するとともに負傷者については、日赤、済生会、国立、市立の総合病院へ直ちに収容するよう指示した。

ウ、ガス会社及び関係機関の対応状況についての照会確認を行った。

エ、交通規制区域を拡大し「現場を中心として200メートルから250メートル四方

の区域を完全にクリアーすること。国道1号上り線松阪屋東から東海軒までの間を緊急車両専用通行路として確保すること」等を指示するとともに交通規制要領阻止線の設定要領等を具体的に指示して二次災害と現場の混乱防止を図った。

なお、交通規制については第1次交通規制に続き、第2次規制として現場を中心に約400メートルから500メートル四方の範囲に規制区域を拡大した。

オ、事案がさらに拡大する方向にあったので県警本部内に警察本部長を長とした「静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故対策本部」を設置するとともに刑事部長以下幹部を現地に派遣して現場における指揮体制の強化を図った。

カ、現場との通信確保のため静岡県通信部機動通信隊を派遣し臨時警電、リモコンその他の通信施設を設置した。

② 静岡中央署の初動措置

静岡中央署は、現場に先着した警察官に対し事故概要の報告、負傷者の救出・救護・立入禁止区域の設定、警戒等の初動措置の徹底を期するよう指示するとともに、各派出所の勤務員や独身寮等の在寮者を非常招集して現場に投入し現場活動の強化を図った。

さらに、午前10時10分静岡中央署長を本部長とする「静岡中央署駅前ゴールデン街ガス爆発事故対策本部」を静岡中央署に、午前10時30分現地指揮所を中島屋ホテルロビーにそれぞれ設置し、県警対策本部の指揮のもとに一元的な指揮体制を確立し、被害者の救出、救護、行方不明者の捜索、遺体の収容、立入禁止区域の設定警戒、避難誘導、交通規制、被害調査等の諸活動を展開した。

③ 現場の初動措置

県警対策本部、所轄署対策本部及び現地指揮所を有機的に連携させ、現場活動の一元的指揮の下に所轄静岡中央署員を中心に逐次到着した応援部隊により被害者の救出・救護・立入禁止区域の設定、警戒・避難誘導・交通規制・被害調査等の諸活動を実施した。

被害者の救出・救護関係を除く初動措置の主なものは次のとおりである。

ア. 捜索活動

第1ビルを中心とする被災家屋内等の捜索は、火災がおさまった午後3時30分ごろから県機動隊によって実施した。

この捜索活動は、火災による煙、熱気とおびただしいガレキに阻まれ難航したが、空気呼吸器、エンジンカッター、削岩機等の資器材を活用し徹夜で行ない、翌17日午後1時ころビル1階エレベーター付近のガレキの下から行方不明の最後の1遺体を発見収容した。

イ. 立入禁止区域の設定警戒

第1次爆発後設定した現場付近の阻止線をさらに拡大強化するため、所轄署員、管区機動隊等の警戒規制部隊230人を投入して見物人や報道関係者の立入についての警戒を行った。

なお、この警戒規制部隊は阻止線の警戒に合せて避難誘導、救出、救護活動も実施した。

ウ. 避難誘導

現場付近の住民や通行人等は、その大半が警察消防の広報や警告に従い避難していたが午前10時15分現在、現場から半径100メートル以内の住宅、店舗に残っていた相当数の住民等を第2次災害から保護するため、県警対策本部から派遣した広報班員及び警戒規制隊員をもってさらに広報及び避難誘導班を編成し、パトロールカーのマイク、ハンドマイク等により退去広報、避難誘導を行った。

エ. 交通対策

第1次交通規制の実施

第1ビル前道路の全面交通規制に続いて主要道路の各交差点10ヶ所に警察官20人を配置し、進入禁止措置及び区域外脱出車両の整理を行った。さらに緊急車両の通行確保のため、国1上り線を通行止めとし下り2車線を利用して交互通行を実施した。

第2次交通規制等

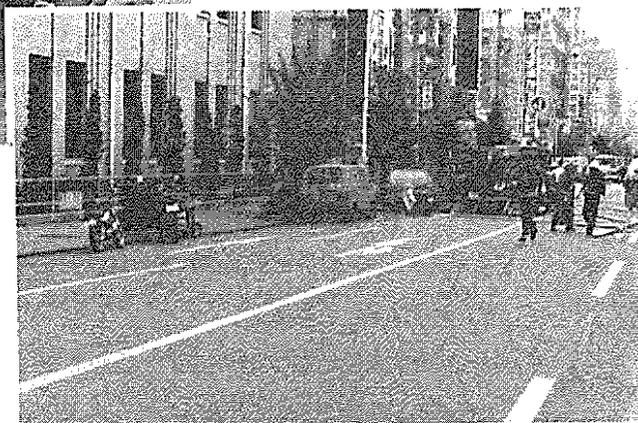
第1次交通規制に続き現場活動を円滑にするため規制区域を周囲400～500メートル拡大実施し、以降順次縮小した。

その他

交通関係施設の被害調査を実施するとともに、交通管制センターの管制卓要員を増強し、交通状況の把握と広報を行った。



不安げに事故現場を見守る市民



ゴールデン街の交通規制の状況

④ 被害調査

人的被害を早期に把握するため、午前10時20分ごろ所轄署に集結した署員を順次配置して、現場及び負傷者が収容された病院等において、死傷者の被害調査を実施した。なお調査結果については関係機関に通報するとともに、報道関係者に発表した。

⑤ 捜査活動

事故発生と同時に県警対策本部内に刑事部長を長とした捜査班を設置し、現場見分等を実施したが、事案の複雑性、困難性等から8月21日所轄静岡中央署に「静岡駅前ゴールデン街第1ビルガス爆発事故捜査本部」を設置して、検証及び関係者からの事情聴取等を行うとともに専門家に対して第1次、第2次爆発原因等について鑑定囑託し事故原因を現在究明中である。

第6. 関係機関等の活動

1. 中部電力（株）の活動

(1) 初動措置

第1次爆発後の午前9時31分、中部電力（株）は消防本部から中部電力静岡営業所配電分室へ、ガス漏れ事故発生による出動要請の通報を受けたため市内内牧で業務中の同分室作業員2人を緊急車1台で現場に急行させ、さらに他の作業員3人も作業車3台で現場へ出向させた。

先着の2人が地下道の配電盤付近まで進入したところ、第2次ガス爆発がおこり両名は爆風により負傷した。

一方、午前10時10分事故現場への供給配電線が爆発事故により停電したため、故障復旧班を出動させ事故現場付近を除く他の区域への送電を行った。

又、16日午前10時46分には消防署から事故現場周辺へ供給している他の配電線の停電の指示があったため、指示地区の停電操作を行った。その後、消防現場本部と連携をとりながら同区域を逐次送電した。

午後1時、中部電力（株）静岡営業所内に「静岡駅前ガス爆発事故対策本部」を設置した。

午後3時40分、静岡市災害対策本部から被災現場の地上部に投光器設置の要請があったため、事故現場付近の高圧線及び引込み線に防護管の取付けを行うとともに投光器35灯（500W）を設置した。

午後4時56分、消防現場本部から事故現場付近の停電区域に対する送電要請があり、爆発現場ビル（第1ビル）を除き、全区間の送電を完了した。

(2) 「現場検証用の臨時灯」の設置

中部電力（株）は、8月17日静岡市災害対策本部から現場検証用の臨時灯の取付要請があったため、地下街へ20灯（1灯500W）の臨時灯を取付けるとともに被災現場の電気安全確保を図るため配電線への防護管の取付け工事を行った。

(3) 電圧相談所の設置

中部電力（株）は、電気相談所を静岡市対策本部へ隣接して設置し、次の業務を行った

ア 設置期間 8月18日～23日（6日間）

イ 主な業務

- (ア) 静岡市対策本部及び県警察対策本部との連絡調整
- (イ) 臨時灯の設置、移設及び保守管理
- (ウ) 現場検証用削岩機の電源確保
- (エ) 街路灯破損グローブの取外し

㊦ 需要家からの電気よろず相談

(4) 「電気料金特別措置」の手続き

電気料金等特別措置に係る次の事項について、8月20日、通産省に申請し、認可された。

ア 適用事項

㊦ 早収料金の適用期間の延長	11件
㊧ 不使用期間の電気料金を無料としたもの	19件
㊨ 臨時工事費の免除	2件
㊩ 不使用設備の基本料金免除	17件

イ 周知・広報

- ㊦ 各営業所窓口への提示による周知
- ㊧ 静岡市及び地元対策本部役員への説明と関係者への周知の依頼
- ㊨ 被災需要家への訪問説明
- ㊩ 新聞発表

2. 静岡瓦斯（株）の活動

(1) 初動措置

静岡瓦斯（株）静岡営業所は、第1次爆発直後の午前9時31分頃、消防本部専用電話で「西武百貨店前のダイアナ靴店付近でガス漏れ。火災警戒体制に入る。第1出動」との連絡を受け、緊急車で巡回中の職員に無線で連絡した。連絡を受けた巡回中の職員1人が現場に急行した。

午前9時41分頃、現場に到着した職員は、「ダイアナ靴店」を調査し、その後可燃性ガス検知器の針を見ながら地下へ降りガス漏れの有無の調査を行った。調査の結果、「菊正」奥の機械室で爆発下限界の10～20%（ガスの空気中混合容積比の0.7～1.4%）の可燃性ガスを検知した。

同職員は、このガスを詳しく調査するため、静岡営業所に対しFID（水素炎イオン化検知器）及びサーミスタ式高濃度ガス検知器を携行するよう応援職員の派遣方を要請するとともに引き続き調査を続行したが、午前9時56分頃の第2次爆発により同職員は被災した。

第2次爆発直後の午前9時58分頃、静岡営業所は、市消防本部との専用電話で「ガス爆発があり、第2出動から第3出動になった。被害者が出たので救急車をたのむ……」との情報を得たので、静岡営業所及び本社従業員に対し出動の指示を行い、順次動員が行われ、午前11時頃までに37人が現場に出動した。

一方、午前10時30分頃、静岡瓦斯（株）本社に取締役社長を本部長とする「非常災害対策本部」を設置し概ね次の応急措置を講じた。

ア 第1ビル内「キャット」のバルブを閉止（午前10時45分頃）

イ 「大和田」へ通ずる供給管バルブの閉止（午前11時頃）

ウ 地下共通管のバルブ閉止（初亀、セース、桃山、菊正、ちゃっきり館及び大楽天のガスシャ断

完了)(11時15分頃)

エ 「ヤマザキスポーツ」前の本管にシャ断バグソー入(午後0時10分頃)

「ロリエ」前の本管にシャ断バグソー入(第1ビルへのガスシャ断完了)(午後1時15分頃)

オ 安全確保のため本管にキャップを取付ける。

カ 鎮火後、現場付近需要家のガス漏えい検査のための巡回開始(午後4時頃)



(2) 爆発事故後の調査点検

静岡瓦斯㈱は、第2次爆発直後から概ね次の調査点検を行った。

ア. 第一ビル周辺(紺屋町、御幸町周辺)の需要家(282戸)の屋内管(ガスメーターからガスメーターからガス器具まで)の検査(8月16日~19日)

イ. 第一ビル周辺の道路に埋設されている導管のFID(水素炎イオン化ガス検知器)による漏えい検査(8月16日~9月10日)

ウ. 地下道等の内管、ガスシャ断装置及びガス消費機器の一点検(8月18日~9月5日)

エ. 地下街ブロックシャ断のためのガスシャ断装置(13ヶ所)の設置(8月27日~9月2日)

オ. 供給区域内全路線の道路に埋設されている導管(延長1310km)のFIDによる一点検(8月20日~11月11日)

カ. 地下室等の内管、ガスシャ断装置及びガス消費機器の一点検(9月10日~10月31日)

なお、8月20日から9月10日までの間、現場に職員を常駐(昼間6人、夜間2人の3交替)させ、巡視点検を行うとともに「ガスサロン」に相談所を開設した。又、9月10日には第1ビルを除き地下街へのガス供給を再開した。

(3) 保安強化プロジェクトチーム編成による調査点検

静岡瓦斯㈱は、11月14日以降、ガス保安強化のためのプロジェクトチーム(45人で構成)を編成、概ね次の調査を行った。

- 供給区域内の全路線の道路に埋設されている導管の早朝における臭気調査パトロール(3巡/年)
- 繁華街の道路に埋設されている導管のFIDによる漏えい検査(2回/週)
- 繁華街の需要家(860戸)の内管検査
- 地盤沈下箇所の道路に埋設されている導管の点検

3. 関係機関の初期活動状況

爆発事故に係る消防機関、警察及びガス会社の初期活動状況を時系列的に見ると次のとおりである。

静岡県消防本部

日 時	本 部	署 所 現 場
8/16 09:30	119番通報で事故覚知 一斉指令により「第1出動」指令 関係分団及び防災関係機関へ一斉通報 関係機関への出動確認	本部指令により第1出動 消防車、救急車、本部担当課 9台 42人出動 消防団 9台 136人出動 (消防団は現場到着後現場指令により地元分団以外現場引きあげ) 現着 火災警戒区域の設定 避難誘導 火気使用制限等の広報 第1次爆発現場の人命検索 ガス検知 上屋階の排気措置 放水準備態勢 等を実施した。
09:53		ガス検出 火災警戒区域拡大指令
09:56	全隊出動指令 全救急隊出動指令 非番職員動員指令	第2次爆発 三菱信託銀行前に現場指揮所設置 全隊出動要請 署所待機隊全隊出動 消防車 救急車 34台 272人出動 (その他 第1出動隊との合計数) 43台 314人出動 消防団 13台 240人出動 (第1出動隊との合計数) 22台 376人出動

日 時	本 部	署 所 ・ 現 場
10:03		救出、救助、救急活動、消火活動 等実施 三菱信託銀行前現場指揮所を体制強化し西武百貨 店前に移動させた。
10:34		中島屋ホテルロビーに関係機関合同の現地対策 本部を設置、消防も現場本部（警防本部）を置く。
11:10	正庁に、静岡県災害対策本部が設置さ れ消防職員を派遣する。	
12:30		火勢鎮圧
15:30		鎮 火

警 察

日 時	本 部	所 轄 署 ・ 現 場
8/16 09:31	110番通報受理 転送装置により消防本部に確認	本部指令により緊急出動した。 所轄署P・C 駅前派出所勤務員及び白バイ乗務 員等により ○交通規制警戒線の設定 ○避難誘導、広報 等の初動措置を講じた。
09:56	所轄静岡中央警察署へ緊急指令 関係機関への通報依頼 関係課への通報 隣接警察署及び機動隊に対する出動 準備体制の指示 指揮体制の確立 県機動隊等県本部所属実働部隊及び 静岡南警察署等隣接警察署に対して 応援出動を指示 関係機関に対する要請	大爆発に伴い体制を強化し ○被害者の救出、救護 ○行方不明者の捜索、遺体の収容 ○避難誘導、立入禁止区域の設定、警戒 ○交通規制の実施

日 時	本 部	所 轄 署 ・ 現 場
10:00	<p>所轄署に対して現場活動について具体的指示</p> <p>交通規制区域の拡大を指示</p> <p>緊急車両専用通行路の確保を指示</p> <p>2次災害の防止と現場の混乱防止措置を指示</p>	<p>○被害調査等を実施した。</p> <p>○交通規制区域を第1次交通規制（現場を中心に200～250mの四方の区域）から第2次交通規制（現場を中心として400～500m四方の区域）に拡大し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国1上り線 松坂屋東から東海軒までの区間を緊急車の専用通行路として確保 ・二次災害の防止と現場の混乱防止を図った。
10:10		○静岡中央警察署に署長を本部長とする「静岡中央署・静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故対策本部」を設置した。
10:15	広報班の派遣	残留住民に対する退去広報・避難誘導
10:20	対策本部を設置	○中島屋ホテルロビーに、本部・静岡中央署合同の「現地指揮所」を設置した。

静 岡 瓦 斯 俣

日 時	本 部	現 場
8/16 09:31	<p>消防本部指令により事故覚知</p> <p>無線により市内パトロール中の緊急要員に出動を指示。</p> <p>現場からの要請により</p> <p>二種類の検知器を車載して出発</p>	<p>本社指令により、緊急出動した。</p> <p>第1ビル地階を探索中、機械室入口で爆発下限の18%の可燃性ガスを検知、何のガスかを特定するために本社に他のガス検知器を持って来るよう要請</p>
09:57	「導管事故緊急対策要領」にもとづく	

日 時	本 部	現 場
	<p>第3次出動を発令 本社、静岡営業所全員の非常緊急呼出し、他事業所の全員待機を指令 第1ビルおよび附近のガスシャ断を指示</p>	
10:30	本社内に非常災害対策本部を設置	西武百貨店、三菱信託銀行など第1ビルを除く附近のガスシャ断
10:45		第1ビル地階「ちゃっきり鮎」「キャット」などのバルブを閉止
11:15		「ロリエ」前の地下各店舗共通バルブを閉止
12:10		第1ビル南側「山崎スポーツ店前」ガス本管穿孔し、バッグそう入してガスシャ断完了
13:10		第1ビル北側「ロリエ」前、ガス本管穿孔し、バッグそう入してガスシャ断完了 これをもって、第1ビルへのガスの完全シャ断完了
14:20		<p>安全確保のために、バッグそう入地点のガス本管の両端を切断して、キャップ取付完了</p> <p>紺屋町一帯の道路上のガス漏れ検査、異常ないことを確認（15時30分頃）</p>
16:00		現附近の需要家（282戸）の内管の調査

日 時	本 部	所 轄 署 ・ 現 場
10:00	所轄署に対して現場活動について具体的指示 交通規制区域の拡大を指示 緊急車両専用通路の確保を指示 2次災害の防止と現場の混乱防止措置を指示	<ul style="list-style-type: none"> ○被害調査等を実施した。 ○交通規制区域を第1次交通規制（現場を中心に200～250mの四方の区域）から第2次交通規制（現場を中心として400～500m四方の区域）に拡大し <ul style="list-style-type: none"> ・国1上り線 松坂屋東から東海軒までの区間を緊急車の専用通路として確保 ・二次災害の防止と現場の混乱防止を図った。
10:10		○静岡中央警察署に署長を本部長とする「静岡中央署・静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故対策本部」を設置した。
10:15	広報班の派遣	残留住民に対する退去広報・避難誘導
10:20	対策本部を設置	○中島屋ホテルロビーに、本部・静岡中央署合同の「現地指揮所」を設置した。

静 岡 瓦 斯 機

日 時	本 部	現 場
8/16 09:31	消防本部指令により事故覚知 無線により市内パトロール中の緊急要員に出動を指示。 現場からの要請により 二種類の検知器を車載して出発	本社指令により、緊急出動した。 第1ビル地階を探索中、機械室入口で爆発下限の18%の可燃性ガスを検知、何のガスかを特定するために本社に他のガス検知器を持って来るよう要請
09:57	「導管事故緊急対策要領」にもとづく	

日 時	本 部	現 場
	<p>第3次出動を発令</p> <p>本社、静岡営業所全員の非常緊急呼出し、他事業所の全員待機を指令</p> <p>第1ビルおよび附近のガスシャ断を指示</p>	
10:30	本社内に非常災害対策本部を設置	西武百貨店、三菱信託銀行など第1ビルを除く附近のガスシャ断
10:45		第1ビル地階「ちゃっきり鮎」「キャット」などのバルブを閉止
11:15		「ロリエ」前の地下各店舗共通バルブを閉止
12:10		第1ビル南側「山崎スポーツ店前」ガス本管穿孔し、バッグそう入してガスシャ断完了
13:10		第1ビル北側「ロリエ」前、ガス本管穿孔し、バッグそう入してガスシャ断完了 これをもって、第1ビルへのガスの完全シャ断完了
14:20		安全確保のために、バッグそう入地点のガス本管の両端を切断して、キャップ取付完了
		紺屋町一帯の道路上のガス漏れ検査、異常ないことを確認（15時30分頃）
16:00		現附近の需要家（282戸）の内管の調査

中 部 電 力 機

日 時	本 部	現 場
8/16		
9:31	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 消防本部から「ガス漏れ第1出動」要請 ◦ 出向中の作業員に無線で現場へ急行するよう指示 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 基地指令により、市内内牧から現場へ出動 作業員 2名 緊急車 1台
9:40	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 消防本部から「出向したか。ガス爆発のようだ」の問い合わせ受信 ◦ 「出向している」と回答 ◦ 出向中の作業員に緊急走行を指示 ◦ 更に他の作業員3名に事故現場へ出動を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 作業員 3名 作業者 3台出動
9:45		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 緊急自動車現着 消防署員と打合せ後、誘導されて地下道へ
9:50		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 消防署員から電源開放依頼あり
9:55		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 配電盤へ出向途中消防署員から退避指示あり
9:56		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2次爆発 先着作業員 2名 受傷 後続作業員 1名は地下道入口 1名は田中屋伊勢丹前 1名は静銀本店前 受傷者2名自力で脱出
	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 先着作業者(班長)から受傷報告受信 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 班長は「爆風により両名負傷」を基地局へ報告。 救急車、同僚車で病院へ
10:10	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 「御幸線停電」を受信 	
10:11		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 配電線故障復旧班(8名)出動
10:46		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 消防現場本部から事故現場周辺の停電要請を受け、常盤線の当該区間を停電
11:13		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 消防現場本部から事故現場周辺の送電要請があり御幸線の一部を送電

日 時	本 部	現 場
12:48		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 消防現場本部の要請により常盤線停電区間の一部を送電
13:00	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ガス爆発対策本部を静岡営業所内に設置 72名動員 	
13:52		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 消防現場本部から現場周辺の送電要請があり、御幸線は事故現場附近を除き送電
15:40	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 市対策本部から被災地の地上部分に投光器設置の要請を受信 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 投光器35灯取付 ◦ 現場復旧の安全措置として事故現場附近の高圧線、引込線に防護管を50本取付 上記作業を17:30に完了
16:48		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 消防現場本部からの要請により、常盤線の残り区間を送電
16:56		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 御幸線は爆発現場ビル（第一ビル）を除き送電 〈全送〉

第7. 応急措置の状況

1. 救助・救援体制

「静岡県ガス爆発事故対策本部」の設置

県は、第2次爆発直後、静岡市消防本部及び県警察本部から事故の情報を収集するとともに、職員5人を現地に派遣し事故の状況把握に努めた。その結果、ガス爆発による死傷者及び行方不明者が続出していることが判明、事故の重大性から、午前10時30分、県庁消防防災課内に「静岡県ガス爆発事故対策本部」を設置し災害救助活動に入った。

なお、本部設置と同時に現地連絡所をグランドホテル中島屋（1階ロビー）に開設し、本部との情報連絡を行った。また、8月17日以降24日の間、小椋神社境内に設置された静岡市現地本部内に移設し、情報連絡と国及び関係機関との連絡調整を行った。

2. 災害救助

災害救助法の適用

静岡駅前ゴールデン街において、爆発及びそれに伴う火災により多数の死傷者が生じたため、昭和55年8月16日午後1時、静岡市に対し災害救助法が適用された。災害救助法による応急救助の実施状況は、概ね次のとおりである。

① 死傷者に対する災害見舞金の支給

死亡者に対しては、弔慰訪問し、負傷者については、病院又は居住先を見舞い次のとおり災害見舞金を支給した。

対象者及び支給額

死亡者	15人	1人当り	30千円
1カ月以上の負傷者	37人		20千円
1週間以上1ヶ月未満の負傷者	111人		10千円
1週間未満の負傷者	72人		5千円

② 葬祭援護

葬祭に際しては、斎場使用料及び霊柩自動車使用料を免除したほか棺、ドライアイスその他の葬具を支給した。

対象者及び支給品

14人

棺、ドライアイス、遺体袋他

③ 生活必需品の給与

被災地に住居を有し、住家が全損の被害を受けた世帯に対し次のとおり生活必需品を支給した。

ア、支給品

被服、寝具、電気炊飯器、その他生活必需品

イ、対象世帯 5世帯

ウ、支給日及び支給金額

支給日 昭和55年8月19日

支給金額 14万円

④ 学用品の給与

住家の一部損壊により学用品をき損し、就学に支障のある小学生を対象に教科書を給与した。

ア、対象者

青葉小学校3年生及び4年生各1人

イ、支給日及び支給金額

支給日 昭和55年8月27日

支給金額 2,852円

⑤ 医療

ア、災害救助法適用期間内の診療

昭和55年8月16日から8月29日までの間の診療は、労災適用者及び公務災害補償制度の適用者を除き、災害救助法による医療が適用された。従って、国保診療報酬の範囲内において無料となった。

イ、災害救助法適用期間以降の診療

昭和55年8月30日以降の診療については、労災及び公務災害の適用者を除き、保険診療に切替えた。従って、保険診療報酬額の範囲内において各保険組合の負担となった。

この場合、自己負担分のある被診療者について自己負担分を9月30日分まで市費で負担した。

ウ、医療費の助成

県は、災害救助法による医療措置終了後、8月30日から9月末までの間22人の医療に係る自己負担分について次のとおり助成した。

- 事業主体 静岡市
- 県費補助 2分の1
- 補助総額 280,881円(22人分)

⑥ 埋葬料の支給

死亡者15人の遺族に対し、次のとおり埋葬料を支給した。

1体当り(大人12才以上) 85,000円

⑦ 追悼式御供物料の支給

昭和55年10月20日の追悼式において、静岡市長から15人の遺族に対し次のとおり御供物料が渡された。

支給額 各遺族 30,000

⑧ 被災世帯に対する公営住宅のあっ旋

住家が全損の被害を受けた5世帯のうち1世帯は、県営羽高団地の住宅に、他の3世帯は、市営安倍口団地の住宅をそれぞれあっ旋した。なお、1世帯は、親類宅へ同居した。

⑨ 住宅被害者に対する見舞金の支給

住家の被害世帯に対し、次のとおり見舞金を支給した。

ア 対象者

- (ア) 住家が全損の被害を受けた世帯 7世帯
- (イ) 住家が一部損壊の被害を受けた世帯 16世帯

イ 支給区分

- (ア) 全損世帯 30,000円
- (イ) 一部損壊世帯 10,000円

⑩ 災害義援金の配布

静岡放送、静岡新聞社で募集した災害義援金及び静岡市で受け付けた災害義援金を次のとおり、被災者に対し配布した。

災害義援金の配分状況

ア 死亡者	15人	72,050千円
イ 負傷者	223人	54,510
ウ 建物等被災世帯	153件	8,400
エ その他	2件	500
合計		135,460 (但し、利息を加算した支給額)

⑪ 災害弔慰金の支給

「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」は、自然災害にのみ適用されるため、今回のガス爆発事故災害には適用されなかったが、同法に準拠して、次のとおり支給した。

ア 支給区分

- 生活中心者(世帯主)の死亡の場合 1人当り 2,000千円
- その他の者(世帯員)の死亡の場合 1人当り 1,000千円

イ 支給内容

世帯主	6人	12,000千円
世帯員	4人	4,000千円
計	10人	16,000千円

⑫ 死体の処理

災害により被災した死亡者の遺体処理を次のとおり行った。

- ア 洗浄、縫合、消毒
- イ 一時保存
- ウ 検 査

3. 地下道再開に対する措置状況

ガス爆発事故後、静岡駅前ゴールデン街地下道は閉鎖され、一般の通行ができない状況にあったが、昭和55年8月22日、静岡県、静岡県警、静岡市、静岡市消防本部、静岡瓦斯(株)、中部電力(株)の関係6者による打合せを行い、閉鎖中の静岡駅前ゴールデン街地下道のうち、第1ビルを除く部分の再開に際し、必要な防災対策の内容等について協議した。

その結果次の指導事項を定めるとともに「商店街振興組合静岡ゴールデン街」等に対して、静岡市を通して指導事項を通知した。

「第1. 当面、再開前に、次の措置を講ずること。

- (1) 防災設備の設置及び整備
 - ① 自動火災報知器の設置
 - ② 誘導灯の設置
 - ③ 非常用放送設備の設置
 - ④ 屋内消火栓設備の完全整備
 - ⑤ ガス簡易警報器の設置
- (2) 修繕を必要とする箇所
 - ① 天井の危険箇所
 - ② 通路シャッター
- (3) 地下水槽(ピット)の清掃及び点検
- (4) 各ブロックごとにガス供給停止装置を設置

第2. 再開後、次の設備等について計画的に整備を行うこと。

- (1) スプリンクラー設備
- (2) 非常電源設備
- (3) 排煙設備
- (4) 防災センター

第3. 今後、地下街の法的規制が強化された場合は、それに対応する措置を講ずること。」

これをうけた「商店街振興組合静岡ゴールデン街」等は、静岡市の指導、協力により、前記の防災設備の整備をはかり、9月2日から9月6日まで検査確認を行ないつつ、9月8日午後、静岡市が中心と

なり県、警察、消防等の担当者が立合いを行ない設備に係る点検を実施した。

この合同点検の結果、指導事項が充足されたので、昭和55年9月10日午前9時30分を期して、ガス爆発事故発生後25日ぶりに第1ビル部分をのぞき通行規制が解除され、商店街は再開された。

4. 商工対策

(1) ガス爆発事故に係る商工対策の打合せ会開催（8月19日）

県商工部は、静岡市商工部、静岡商工会議所、静岡県中小企業団体中央会、静岡県信用保証協会及び政府系三金融機関（中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫）との商工対策打合せ会議を開催し、ガス爆発事故に係る当面の対策を検討し次の事項を実施した。

① 金融相談所の開設

静岡商工会議所内に前記関係機関合同の金融相談所を開設し、被災商工業者の相談に応じた。

ア 相談期間	8月19日～29日
イ 相談件数	59件
ウ 融資希望件数	34件
エ 融資希望額	総額 402,450千円

また、静岡商工会議所は、静岡公共職業安定所及び静岡労働基準監督署の応援を得て労働保険等の相談に応じたほか、静岡税務署及び静岡財務事務所の協力により税の減免相談も行った。

② プロジェクトチームの設置

静岡市が中心となって、前記関係者に民間金融機関の代表を加えたプロジェクトチームを結成し、統一的な救済対策についての検討を経て次の事項を実施した。

- ア 被害商工業者及び被害金額並びに融資希望額の把握
- イ 当面の対策として県の災害融資の集施及び被災者融資に対する静岡市への利子補給の要望
(P-19を参照)

(2) 被災状況調査

県商工部は、静岡市及び静岡商工会議所に対して、被災事業所の被害状況、損害保険加入状況等について調査の依頼を行った。なお、調査結果は次のとおりである。

静岡市の調査結果

被災事業所数	163カ所
被害金額	1,511,842千円

(3) 第1ビル内被災者との話し合い（8月19日）

静岡商工会議所、損害保険協会、国民金融公庫、県商工部及び静岡市商工部は、第1ビル内の被災者から当面の要望事項を聴取した。

要望事項並びにその措置状況は、次のとおりである。

委 望 事 項	措 置 状 況
月末調達資金の早期貸付	国民金融公庫より全員希望金額融資
保険金の早期支払い	55年10月13日までに183件総額 8億7763万円の保険金支払い済み
被災建物（第1ビル）の再使用に係る早期診断の実施	建設省建築研究所による耐力診断の実施 (P19参照)
被災従業員の身分補償及び再雇用のあっせん	静岡商工会議所のあっせんによる公共職業安定所及び静岡労働基準監督所の対応

(4) 「静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故災害復興資金」の創設

- ① 創設期日 昭和55年9月1日
- ② 融 資 枠 8億円(財源：県1億円、国1億円)
- ③ 融資条件

	直接被災企業	間接被災企業
資金便 途	設 備 ・ 運 転 資 金	運 転 資 金
融資限度額	1企業 2,000万円 1組合 3,000万円	1企業 2,000万円 —
融 資 利 率	年6.8% (保証料年0.7%)	
融 資 期 間	設 備 7年以内 (据置1年以内)	運 転 5年以内 (据置1年以内)

- ④ 融資実績 54件 426,800千円(最終)
- ⑤ 利用状況

第1ビルの復興が遅れたことにより、テナント企業の利用がなく8億円の枠に対し53.4%の利用率となった。

5. 労働対策

(1) 特別援護措置相談会の開催

公共職業安定所及び静岡労働基準局は、被災事業主を対象に被災労働者に対する労働保険の「特別援護措置相談会」を次のとおり開催した。

- ① 相談期間 昭和55年8月22日～25日(4日間)
- ② 場 所 静岡市産業会館

③ 相談員 公共職業安定所及び静岡労働基準局の職員

④ 相談内容 ○雇用保険に係るもの 40件

○労災保険に係るもの 21件

(2) 労働保険の適用状況

① 雇用保険の適用状況

ア 雇用保険支給決定者数 54人

イ 給付日数 90日～300日

ウ 保険日額 男 2,670円～6,180円(平均3,937円)

女 2,140円～3,980円(平均2,536円)

○ 雇用保険給付状況

		計	男	女
①	離職票受理枚数	54人	18人	36人
②	雇用保険支給決定数	54	18	36
内 訳	受給権を放棄した者	4	—	4
	離職前事業所復帰者	22	10	12
	他事業所への就職者	1	1	—
	現在雇用保険受給中の者	27	7	20

④ 離職労働者は、事業主から離職した事業(一時休業期間を含む)を証明する離職票の交付を受け、職業安定所に求職申込みをした上で離職票を提出して雇用保険受給資格の決定を受けるものである。

② 労災保険の適用状況

ア 適用労働者数 118人(死者5人、負傷者113人)

イ 給付内容 遺族年金、遺族一時金、特別給付金、葬祭料

ウ 労災保険適用状況

		件数	備考
①	適用対象労働者数	118人	内 死亡 5人
②	適用労働者数	118人	" 5人
③	① - ②	0	

④ 適用対象労働者とは、労災保険被保険者で業務に関連した罹災労働者である。

6. 国鉄静岡駅周辺の地下道等安全対策調査及び整備計画の策定

国鉄静岡駅周辺の地下道及び市街地整備の実態調査を実施し、問題点の把握に努めた。

調査内容

- (1) 地形・人口、土地建物利用状況、交通施設、供給処理施設、都市防災施設
- (2) 地下道等地下施設の現況

又、この調査結果に基づき、地下道等の整備計画を策定したほか県の「地下道等の設置に関する指導要綱」作成のための資料とした。

静岡県地下道等の設置に関する指導要綱

(昭和56年8月14日施行)

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地下道、地下街及び準地下街（以下「地下道等」という。）の構造、設備及び維持管理等に関する基準を定め、地域の安全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 地下道 次のア又はイに掲げるものをいう。

ア、一般歩行者の通行の用に供される地下工作物内の道

イ、建築物の地階にあって、事実上一般歩行者の通行の用に供されている通路

(2) 地下街 地下工作物内において、地下道に面して設けられた店舗、事務所等（一の店舗又は事務所等も含まれる。）と当該地下道とが一体となったもので、道路、駅前広場等の公共施設の区域内にあるものをいう。

(3) 準地下街 次のアからウに掲げるものをいう。

ア、建築物の地階が連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを併せたもの（第16条第2項又は第3項の規定に適合する建築物の地階若しくはその地階の部分を除く。）

イ、第1号イに掲げる地下道と、これに面して一体となっている店舗、事務所等と合わせたもの。

ウ、地下工作物内において地下道に面して設けられた店舗、事務所等と当該地下道とが一体となったもので、道路、駅前広場等の公共施設の区域外にあるもの（建築物の地階を除く。）

(4) 地下の構え等 次のア又はイに掲げるものをいう。

ア、地下工作物の部分で、地下道に面して設けられた店舗、事務所等の、一の用途又は用途上不可分の関係にある2以上の用途に供する一の区画

イ、地下道に面して設けられた一の建築物の地階（第16条第2項又は第3項の規定に適合する建築物の地階若しくはその地階の部分を除く。）

(5) 甲種防火戸 建築基準法施行令第110条第1項の規定による甲種防火戸で、次のア又はイに掲げるものをいう。

ア、建築基準法施行令第112条第14項の規定による常時閉鎖式防火戸

イ、次の(㉠)から(㉣)までの定めにも適合するもの

(㉠) 随時閉鎖することができること

(㉡) 煙感知器と連動して自動的に閉鎖する構造であること

(㉢) 避難上主要な通路に設けるものにあつては、建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造であること

(適用)

第3条 地下道等を新設、増設、若しくは改築する場合又は既設の地下道等を相互に接続し、若しくは地下道等に建築物の地階を接続する場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、「地下街に関する基本方針について」（昭和49年6月28日付け建設省都計発第58号及び昭和56年4月21日付け建設省都計発第25号地下街中央連絡協議会通達（以下「地下街通達」という。）その他の関係法令等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。ただし、交通安全施設として設置する地下道について、やむを得ない場合においては、「立体横断施設技術基準」（昭和53年3月22日付け建設省道路局長、都市局長通達）によることができるものとする。

2 この要綱の施行の際、現に存する地下道等で、この要綱の規定に適合しないものについては、適合するよう改善に努めるものとする。

(地下道等の設置)

第4条 地下街及び準地下街の設置並びに建築物の地階と地下道等との接続は厳に抑制するものとし、原則として認めないものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 次のアからエに定める要件を満たす地下道を併せて建設するものであること。

ア、地上交通が著しくふくそうする地区において、鉄道の主要駅、主要バスターミナル等の主要交通施設相互間若しくはそれらと周辺を連絡するために必要なものであること。

イ、市街地開発事業等が完了又は実施されつつあり、かつ、都市計画上の観点からその立体的整備が必要と認められる区域内にあること。

ウ、地上の自動車交通量、道路幅員、歩行者数等からみて、交通の安全と円滑を図るため、緊急に設置する必要があること。

エ、当該地域の状況、美観等から、他の方法によることが著しく困難又は不相当と認められるものであること。

(2) 前号に規定する地下道の管理及び利用率の向上を図ること等のため、地下街若しくは準地下街の設置又は建築物の地階と地下道等との接続が必要やむを得ないと認められるものであること。

2 地下道等の計画は、当該地域の土地利用及び市街地開発事業、道路、公園、上下水道等の整備状況を勘案するとともに、それらに関する都市計画に適合し、かつ、それらの長期構想に支障を及ぼす恐れのないものとする。

3 地下街又は準地下街（第2条第3号イに掲げるものを除く。）における店舗等の延べ面積は、原則として当該地下街又は準地下街における地下道の延べ面積を超えないものとする。

(地下道等連絡協議会の設置)

第5条 地下道等の設置及び管理に関し、防災、衛生、交通等の総合的な観点から公共的利用の安全を確保するため、静岡県地下道等連絡協議会を設置し、関係行政機関の連絡及び調整を図るものとする。

第2章 地下道

(地下道の平面および縦断形状)

第6条 地下道は、利用者の利便及び緊急時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とし、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 交差部を除き、原則として鋭角の屈曲部がないこと。

(2) 出入口の部分を除き、原則として段又は10分の1を超えるこう配がないこと。

(3) 突出部は原則として設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、その突出部及びその周辺の地下道の有効幅員には、十分な余裕をおくこと。

(地下道の有効幅員)

第7条 地下道の有効幅員は、次の各号によるものとし、かつ、次式で算定した数値以上とする。

$$W = \frac{P}{1600} + F$$

この式において、W、P、Fはそれぞれ次の数値を表わす。

W 地下道の有効幅員（単位：メートル）

P 当該地下道の20年後の予想最大1時間当り歩行者数（地下街又は準地下街の店舗、事務所等又は接続する建築物の地階によって誘発される歩行者数を含めること。）（単位：人）

F 地下道に面する店舗等がある場合は2、その他の場合1

(1) 地下街にあるもの又は準地下街にあって地下の構え等が両側にあるものは、6メートル以上

(2) 準地下街にあって、地下の構え等が片側のみにあるものは、5メートル以上

(3) 次のア又はイに掲げるものにあつては、4メートル以上

ア、地下街又は準地下街を相互に連絡するもの

イ、建築物の地階（第16条第2項又は第3項の規定に適合する建築物の地階若しくはその地階の部分を除く。）に接続するもの

(4) 前3号に定めるもの以外のものは2.5メートル以上

(地下道の天井の高さ)

第8条 地下道の天井の高さは、地下街又は準地下街にあっては3メートル以上、その他にあっては2.5メートル以上とする。

(地下道の末端の出入口の幅員)

第9条 地下道の末端には、地上に直接通ずる出入口を設けるものとし、その幅員（末端の出入口が2以上ある時は、それぞれの出入口の幅員の合計）は次に定めるところによるものとする。

(1) 地下街又は準地下街にある地下道にあっては、当該地下道の幅員以上であること。

(2) 前号の地下道以外の地下道にあっては、第7条の規定により当該地下道に必要とされる有効幅員以上であること。

(地下道の内装)

第10条 地下道の内装は、仕上げには不燃材料を用いるものとし、その下地は不燃材料とするよう努めるものとする。

(地下道の非常用照明設備)

第11条 地下道には、昭和44年建設省告示第1730号第1の規定に適合する非常用の照明設備を設けるものとする。

(地下道の排煙設備)

第12条 地下街又は準地下街にある地下道には、昭和44年建設省告示第1730号第2の規定に適合する排煙設備を設けるものとする。

(地上への直通階段)

第13条 地下道には、地上の直通階段（避難上安全な地上の道路、公園、広場等に通ずるもの）を設けるものとし、各部分からその一に至る歩行距離は、地下街又は準地下街にあっては30メートル以下、その他にあっては50メートル以下となるようにするものとする。

2. 前項の規定による地上への直通階段は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 地下の構え等の出入口から3メートル以上離れていること。

(2) 幅員は、原則として1.7メートル以上とすること。

(3) けあげの高さは、15センチメートル以下とし、踏面の幅は30センチメートル以上とすること。

(4) 階段の出入口を地上の歩道に設ける場合には、原則として3メートル以上の歩道部（公開空地等

を含む。)を確保すること。

(地下広場等)

第14条 地下街には、防災上有効な地下広場を、地下道の端部及び地下道の各部分からその一に至る歩行距離が50メートル以下となる位置に設けるものとし、その地下広場は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 広場の延べ面積は、原則として当該地下街の延べ面積の10分の1以上とし、各広場の面積は、その広場が分担する地下街の面積に相応した大きさとすること。
- (2) 防災上必要な排煙、採光等のための吹抜けを設けることとし、その面積は、当該地下広場の面積の5分の1以上とすること。
- (3) 前条第2項の規定に適合する地上の直通階段を、原則として2以上設けること。

2. 前項の規定は、準地下街(第2条第3号イに掲げるもの以外のもの)で、地下道の延長が50メートルを超えるものに限る。)について準用するものとする。この場合において、「地下街」とあるのは「準地下街」と読み替えるものとする。

3. 地下街又は準地下街に接続している地下道(地下街又は準地下街にあるもの以外のもの)で、その延長が150メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。)及び建築物の地階に接続している地下道には、原則として当該地下道の幅員の2分の1を2乗した数値以上の面積の吹抜けを、当該地下道の各部分からその一に至る距離が75メートル以下となる位置に設けるものとする。

第3章 施設相互の接続

(地下道等の相互の接続)

第15条 地下道等が相互に接続する場合で、次の各号の一に該当するときは、当該地下道等はそれぞれ別なものとみなすことができるものとする。

(1) 地下街又は準地下街が地下道(地下街又は準地下街にあるものを除く。)によって相互に連絡されており、当該地下道の延長が40メートル以上のもの又は当該地下道の延長が20メートル以上で、かつ、当該地下道と地下街又は準地下街との接続部が甲種防火戸で区画されているもの。

(2) 地下道(地下街又は準地下街にあるものを除く。)が地下街又は準地下街と接続する場合で、次のア又はイに該当するもの。

ア、接続部に前条第1項各号の規定に適合する地下広場が設けられているもの。

イ、接続部が甲種防火戸で区画されており、かつ、その部分に地上への直通階段(地下道の幅員以上の幅員(2以上の直通階段がある場合にはその幅員の合計)を有するものに限る。)及び排煙口若しくは排煙設備が設けられているもの

(地下道等の建築物の地階の接続)

第16条 建築物の地階が地下街にある地下道と接続する場合の接続部は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 建築物の地階側に附室（耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画されているものに限る。）を設けることとし、その附室は、地上への直通階段及び排煙設備を有すること。
 - (2) 地下道側には、吹抜け又は排煙設備を有する直接地上へ通ずる階段を設けること。
2. 建築物の地階（床面積が500平方メートルを超えるものに限る。）と地下道（地下街にあるものを除く。次項において同じ。）とが接続する場合の接続部は、前項の規定又は「地階と地下街とが一体となす場合の判定基準」昭和50年3月11日付け消防安第32号消防庁通達以下「判定基準」という。）一から五の基準に適合させるものとする。
3. 建築物の地階（床面積が500平方メートル以下のものに限る。）と地下道との接続部は、第1項の規定又は判定基準の一から五の基準に適合させるよう努めるものとする。

第4章 地下の構え等

（地下の構え等の防火区画）

第17条 地下の構え等は、地下道と耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画するものとする。

2. 地下の構え等と、これに接する他の地下の構え等とは、耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画するものとする。

（地下の構え等の内装）

第18条 地下の構え等の内装は、仕上げ及び下地に不燃材料を用いるものとし、看板、広告物、装飾品、陳列台等は、不燃性材料を用いるよう努めるものとする。

第5章 消防用設備等

（地下街又は準地下街における消防用設備等）

第19条 地下街又は準地下街には、消防法及び地下街通達の第二、六、6、(外)の規定による消防用設備等（消防法第17条第1項に規定するもの）を設けるものとする。

（建築物の地階、地下道等を相互に結ぶ放送設備）

第20条 建築物の地階、地下道等が相互に接続する場合で、次の各号の一に該当するときには、接続するそれぞれの施設を相互に結ぶ一体の放送設備（消防法施行令第7条第3項第4号へに掲げるもの）を設けるものとする。

- (1) 一団の地下街又は準地下街が2以上近接して続く場合
- (2) 地下道（地下街又は準地下街にあるものを除く。次号において同じ。）又は建築物の地階が、地

下街又は準地下街と接続する場合

(3) 建築物の地階（床面積が500平方メートルを超えるものに限る。）が地下道と接続する場合（防災センター）

第21条 地下街又は準地下街には、地下街通達の第二、六、6、(ウ)及び(カ)の規定に適合する防災センターを設けるものとする。

2. 一団の地下街若しくは準地下街が2以上近接して続く場合には、それぞれの防災センター相互を連絡する緊急通話設備を設けるものとする。

（地下道の通路誘導灯）

第22条 地下道（地下街又は準地下街にあるもの以外のものは、延長が100メートルを超えるものに限る。）には、階段その他の避難上の設備がある場所に、当該場所の照度が避難上有効なものとなるように、通路誘導灯（非常用電源を附置したものに限る。）を設けるものとする。

第6章 換気設備

第23条 地下街又は準地下街には、原則として建築基準法施行令第129条の2の2第2項各号の規定に適合する機械換気設備（給気能力が排気能力を超えるものに限る。）を設けるものとする。ただし、延べ面積が1000平方メートル以下の地下街又は準地下街で、衛生上支障がないと認められる場合には、給気機又は排気機のいずれかによることができるものとする。

2. 前項の換気設備は、地下街又は準地下街の床面積1平方メートルごとに毎時30立方メートル以上の新鮮な外気を供給する能力を有するものとする。ただし、温湿度調整装置を使用するもので、衛生上支障がない場合にはこの限りでない。

第7章 附帯施設

（駐車場）

第24条 地下街又は準地下街には、原則として地下街通達の第二、六、6、(ウ)の規定に適合する駐車場を設けるものとする。

（荷さばき場）

第25条 地下街又は準地下街には、地上の交通に支障を与えない場所に荷さばき場を設けるものとする。ただし、準地下街にある建築物の地階で、地上の階から荷物の搬入及び搬出ができるものについては、この限りでない。

第8章 店舗等の制度

(店舗等の用途の制限)

第26条 地下街又は準地下街には、地下街通達の第二、八の(ア)から(イ)に掲げる店舗等を設けないものとする。

(火気を使用する店舗等の配置)

第27条 地下街又は準地下街の火気を使用する店舗は、地下街通達の第二、九の規定に適合する構造及び配置とするものとする。

第9章 維持管理

(見通しを妨げる広告物等の制限)

第28条 地下道には、誘導灯及び案内板の見通しを妨げる広告物、看板等を設けないものとする。

(地下道の管理者)

第29条 地下道(第2条第1号イに掲げるものを除く。)は、国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる機関が管理するものとする。

(管理規定)

第30条 地下街又は準地下街の設置者は、当該施設を使用するに先立ち、当該施設に関する管理規程を定めるものとする。

2. 管理規程には、地下街通達の第二、十二、2、(ア)及び(イ)に掲げる事項を定めるものとする。
3. 地下街又は準地下街の設置者は、管理規程を定める場合には、あらかじめ近接又は隣接する地下街又は準地下街の管理者と協議するものとする。
4. 地下街又は準地下街の設置者は、管理規程を定めた場合には、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(附 則)

この告示は、公示の日から施行する。

第8. 視 察 及 び 要 望

1. 視 察

- (1) 8月16日 通産省政務次官現地視察
- (2) 8月17日 自治大臣（国家公安委員長）現地視察
- (3) 8月17日 日本消防協会会長現地視察
- (4) 8月18日 建設大臣、内閣官房副長官、国土庁政務次官、国土庁官房審議官、厚生省政務次官、法務省政務次官、文部大臣現地視察
- (5) 8月20日 参議院災害対策特別委員会現地視察
- (6) 8月25日 消防庁長官現地視察
- (7) 8月26日 衆議院派遣「静岡駅前ガス爆発事故調査議員団」現地視察
- (8) 8月26日 県議会環境・企業、建設両委員会合同調査団現地視察

2. 要 望

静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故に関する要望書を次のとおり関係大臣等に対し提出した。

静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故に関する要望書

昭和 5 5年 8 月

静岡県知事 山 本 敬 三 郎

静 岡 市 長 荻 野 準 平

昭和 5 5年 8 月 1 6日に発生した静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故に関して、当面、下記事項を早期に実現されるよう要望します。

記

1. 地方公共団体のガス事業者に対する指導監督権限の付与地域防災対策のうえから都市ガス保安対策はきわめて重要であるにもかかわらず、地方公共団体に保安上の指導監督権限がなく、実効性のある総合的な地域防災対策を講ずることが困難となっている。

今回の事故にかんがみ、地方公共団体にガス事業者に対する指導監督権限を付与されたい。

2. ガス保安対策の強化

ガス漏れによる事故を防止するため、とくに地下街、雑居ビル等密閉性が高くかつ、火源が多数存在する建築物内について、ガス漏れ検知警報設備の設置、シャ断弁等の適切な配置及びそれらの位置等の関係者への通知並びにガス燃料の使用制限を制度的に明確にするとともに、自主点検、立入検査の充実強化をはかられたい。

3. 被災中小企業者に対する融資の充実

政府系中小企業金融機関における激甚災害なみの低利、長期融資の実施及び災害保証の適用並びに既往借入れ分の償還猶予措置について配慮されたい。

4. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の適用

爆発事故は自然災害でないため本法の適用から除外されているが、人命及び家屋の被害が甚大でありまた第三者被害も多く、悲惨な状態が生じるので本法の適用範囲を拡大されたい。

5. 被災労働者に対する労働保険の適用

今回の事故の罹災者の多くは、商店街に職場をもつ労働者である。

とくに死傷者及び働く職場を失った者に対しては、労働者保護の立場から労災保険及び雇用保険の適用に当り適切な措置を講ぜられたい。

6. 消防職団員に対する災害補償制度の充実

今回の事故に際して防災活動に従事した消防職団員に多数の死傷者が生じた。都市化の進展とともに消防活動の現場ではますます危険性が高くなっている現状にかんがみ、殉職者賞じゅつ金、公務災害補償等消防職団員の災害補償制度の充実をはかられたい。

7. ガラス飛散防止対策の確立

今回の事故においては、建築物のガラスの飛散による人身被害が多数発生している。爆発事故、地震災害等に備えて、歩行者の多い道路に面した窓ガラスの飛散防止対策を制度化されたい。

「静岡駅前 ゴールデン街爆発事故に関する要望」に対する措置状況

要 望 内 容	措 置 状 況																																
1. 地方公共団体のガス事業者に対する指導監督権限の付与を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ○国において指導監督権限の付与について検討された結果、当面の措置として、次のとおり指導方針が示された。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防庁及び資源エネルギー庁の合同通達により「地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化について」等の指導方針が示され、市町村等に示達した。 (2) 関係5省庁通達により、地下街等の設置のあり方が示されるとともに県に地下街連絡協議会の設置を義務付けるなどして、関係者の指導を強化することとされた。このため県は昭和56年6月5日「県地下街等連絡協議会」の設置要綱を定めた。 																																
2. ガス保安対策の強化を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ○国の政省令の改正に先んじて県としては、県民の生命身体及び財産を災害から守り、地域の安全を図るため、昭和55年12月1日静岡県地下街等安全対策推進要綱を制定し、ガス保安対策、建築物附属設備の安全対策及びガラスの飛散防止対策を推進している。 静岡県地下街等安全対策推進要綱及び運用指針（P75参照） ○政省令の改正（P110参照） 																																
3. 被災労働者に対する労働保険の適用を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ○適用について、特段の配慮がされた。 雇用保険給付決定 54人 労災保険適用 118人 (1) 雇用保険給付状況 <table border="1" data-bbox="500 1439 1138 1748"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① 離職票受理枚数</td> <td>54人</td> <td>18人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 雇用保険支給決定数</td> <td>54</td> <td>18</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">内 訳</td> <td>受給権を放棄した者</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>離職前事業所復帰者</td> <td>22</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>他事業所への就職者</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>現在雇用保険受給中の者</td> <td>27</td> <td>7</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>			計	男	女	① 離職票受理枚数		54人	18人	36人	② 雇用保険支給決定数		54	18	36	内 訳	受給権を放棄した者	4	—	4	離職前事業所復帰者	22	10	12	他事業所への就職者	1	1	—	現在雇用保険受給中の者	27	7	20
		計	男	女																													
① 離職票受理枚数		54人	18人	36人																													
② 雇用保険支給決定数		54	18	36																													
内 訳	受給権を放棄した者	4	—	4																													
	離職前事業所復帰者	22	10	12																													
	他事業所への就職者	1	1	—																													
	現在雇用保険受給中の者	27	7	20																													

要 望 内 容	措 置 状 況												
<p>4. 消防団員に対する 災害補償制度の充実 を図ること</p> <p>5. ガラス飛散防止対 策の確立を行うこと</p>	<p>㊦ 離職労働者は、事業主から離職した事実（一時休業期間を含む）を証明する離職票の交付を受け、職業安定所に求職申込みをした上で離職票を提出して、雇用保険受給資格の決定を受けるものである。</p> <p>(2) 労災保険適用状況</p> <table border="1" data-bbox="481 566 1119 751"> <thead> <tr> <th></th> <th>件 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 適用対象労働者数</td> <td>118人</td> <td>内死亡 5人</td> </tr> <tr> <td>② 適用労働者数</td> <td>118人</td> <td>" 5</td> </tr> <tr> <td>③ ① - ②</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>㊦ 適用対象労働者とは、労災保険被保険者で業務に関連した罹災労働者である。</p> <p>○ 殉職者賞じゅつ金 消防表彰規程により、既定の1,300万円が支給されたほか、同規程の一部改正（55年度の大規模な特殊災害に限って適用）により200万円の報償金が支給された。 なお、抜本的な制度改正について、引き続き要望中である。</p> <p>○ 公務災害補償 特殊公務災害として認定され、給付額が5割加算された。</p> <p>2と同様</p>		件 数	備 考	① 適用対象労働者数	118人	内死亡 5人	② 適用労働者数	118人	" 5	③ ① - ②	0	
	件 数	備 考											
① 適用対象労働者数	118人	内死亡 5人											
② 適用労働者数	118人	" 5											
③ ① - ②	0												

第9. 都市型災害の教訓と課題

今回の事故は、地下街で起ったガス爆発が地上のビルをも巻き込んだ痛ましい災害であり、物心両面にわたる激甚な被害を蒙ったが、一方、貴重な体験を得た。この事故の原因は、現在究明中であるが、この種の事故の再発を防止するため、官民一体となった防災対策に真剣に取り組まなければならない数多くの問題点が浮きぼりにされた。

この事故による教訓と課題を次に掲げ、今後の防災対策に資することとしたい。

1. 教訓

(1) 複合用途防火対象物等の管理体制のあり方

複合用途防火対象物等の場合、しばしば管理権原者が分かれていることがあり、全体にわたる防火管理体制が非効率的になりがちである。

とくに、不特定多数の者が出入りする地下街等における防火管理体制の中にガス保安対策を適切に位置づけガス使用者等の初動措置と関係機関との連携体制を確立することが必要である。

(2) 緊急出動に関する相互協定の必要性

ガス漏れ事故に対処するには、関係機関相互間で日頃から十分な連携体制をとる必要がある。

消防、警察、ガス事業者、電力会社その他関係機関は、次に掲げる事項についてあらかじめ協議し、その内容を確認しておく必要がある。

- ① 通報、連絡体制 ② 事故発生場所、ガス漏れの状況等通報の内容に対応する出動体制
- ③ ガスの検知、ガスの緊急シャ断及びガスの供給再開並びに電源のシャ断等の実施 ④ 警戒区域の設定 ⑤ 住民等の避難措置 ⑥ 広報の実施 ⑦ 訓練の実施

(3) ガス漏れ事故に関する警防活動のあり方

ガス漏れ事故が発生した場合において、爆発等の事故による被害を最小限にとどめるため、消防体制及び警防活動について次の事項を検討しておく必要がある。

- ① 消防機関と関係機関との連携体制
- ② 出動体制
- ③ 現場における活動要領
- ④ 教養、訓練

(4) 消費者等に対する安全教育の推進

ガスの知識、取扱い等について、ガス事業者等の啓発活動はもとより関係機関においても各種講習会等を通じて消費者等に対する安全教育を進める必要がある。

(5) ガス漏れ警報設備の設置促進

ガス漏れ事故防止のための措置を図ることは当然必要なことであるが、ガス漏れを早期に検知し、ガス漏れ事故防止のための措置を講ずることが大切である。このことから、地下室等及び複合用途防火対象物を中心にガス漏れ警報設備を早期に設置する必要がある。

(6) 環境整備の促進

地下街等においては、汚水タンク、雑排水タンク及び床下空間等の定期的点検の実施等適切な管理が必要である。

又、不特定多数の者が通行する市街地の道路、広場に面する建築物のガラスの飛散防止対策を、地震対策と併せ進める必要がある。

2. 課 題

(1) 都市ガスの供給制限及び緊急シャ断

大規模な爆発事故及び東海地震を想定した場合のガス供給制限、緊急シャ断についての具体的な対策を検討する必要がある。

(2) 地震発生時におけるプロパンガスの緊急シャ断装置の設置、促進

プロパンガスの供給方式は、使用場所付近に容器により多量のエネルギーを貯蔵しているため、大規模地震発生時に設備に被害が生ずると、2次災害拡大の要因となるおそれがある。

このため、ガスの流出を防止するシャ断装置の設置を促進する必要がある。

(3) ガス施設等の応急復旧及び生活・災害対策用燃料の確保に係る復旧計画の策定

大規模な地震等災害の際のライフラインの早期復旧計画の一環として、ガスの応急復旧計画を確立する必要がある。

第10. 地下道等安全対策

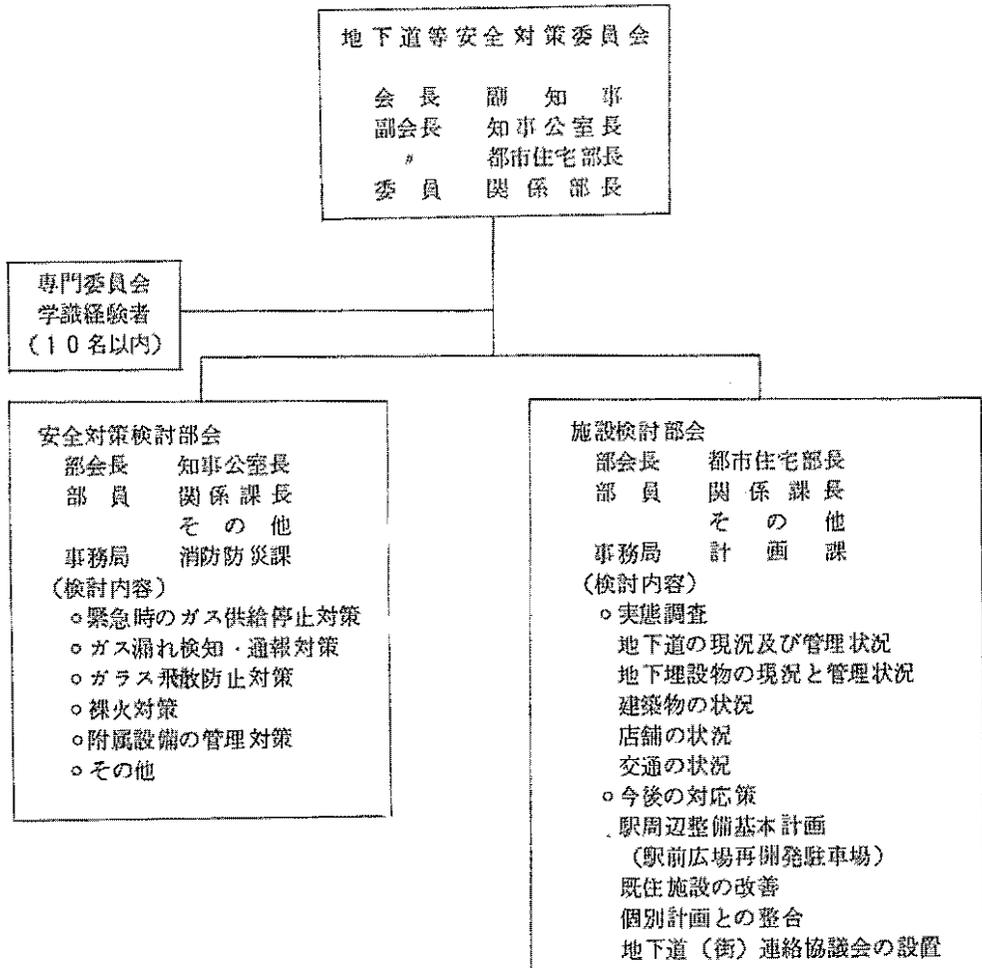
1. 静岡県の対応

(1) 静岡県地下道等安全対策委員会の設置

地下道等の安全を確保し、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、基本的には国における制度改正を必要とするが県としては当面、施設の設計及び施設の整備基準並びにガスの保安対策、窓ガラスの飛散防止対策等について現行法令にのっとりながら実態に即した運用を図るため「静岡県地下道等安全対策委員会」を設置し、具体的な対策を審議し、推進することとした。

- ① 設置年月日 昭和55年9月2日
- ② 委員会の構成及び委員

地下道等安全対策委員会の設置について



地下道等安全対策委員会名簿

委員会構成

会長	関根 則之	静岡県副知事
副会長	芦尾 長司	〃 知事公室長
〃	池ヶ谷 俊一	〃 都市住宅部長
委員	丸山 寛	〃 生活環境部長
〃	目黒 克己	〃 衛生部長
〃	田中 太四雄	〃 商工部長
〃	麻里 礼三	〃 土木部長
〃	五味 房吉	〃 警察本部警備部長

専門委員会構成

専門委員長	福地 知行	静岡薬科大学教授
専門委員	難波 桂芳	東京大学名誉教授
〃	中川 登	消防研究所第1研究部長
〃	村上 處直	防災都市計画研究部長
〃	村上 雅也	千葉大学教授

③ 事務局 静岡県消防防災課

④ 委員会等の開催

○ 9月19日

「委員会及び専門委員会の合同会議」（第1回）の開催
安全対策委員会の設置及び部会における検討事項の決定

○ 9月24日

「安全対策検討部会」（第1回）の開催
部会検討事項及び地下道等安全対策推進要綱の作成方針の決定

○ 9月24日

「施設検討部会」（第1回）の開催
対象地区の実態調査及び整備基本計画の策定スケジュールの決定

○ 10月20日

「安全対策検討部会」（第2回）の開催
静岡県地下道等安全対策推進要綱の検討

○ 10月31日

「専門委員会」の開催
静岡県地下道等安全対策推進要綱の検討及び調整

○ 11月26日

「委員会及び専門委員会の合同会議」（第2回）の開催
静岡県地下道等安全対策推進要綱の決定

(2) 静岡県地下道等安全対策推進要綱

① 施行期日 昭和55年12月1日

② 趣 旨

- 対象適用範囲は、地下街に限らず必要に応じ一般の地下室等も包含した。
- 地下室等における燃焼器具の使用制限
- 汚水タンク等の適正管理
- ガラスの飛散防止対策

③ 「静岡県地下道等安全対策推進要綱」及び「同運用指針」

静岡県地下道等安全対策推進要綱

昭和55年12月1日制定

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、静岡駅前ゴールデン街の爆発事故に鑑み、県民の生命、身体及び財産を災害から守り、地域の安全確保をはかるため、ガス保安体策、建築物附属設備の安全対策及びガラス飛散防止対策を推進するにあたり、県、市町村、消防、警察、ガス事業者等、ガス使用者又は建築物等の所有者、占有者若しくは管理者が実施すべき措置の内容を明確にし、基本的には国における制度改正をまつこととし、当面県及び市町村（消防機関を含む。）が現行法令にのっとりながら実態に即した運用を行うための指針とするものである。

第2 定 義

この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般ガス事業者 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項の一般ガス事業者をいう。
- (2) 簡易ガス事業者 ガス事業法第2条第4項の簡易ガス事業者をいう。
- (3) ガス事業者 ガス事業法第2条第6項のガス事業者をいう。
- (4) ガス事業者等 ガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第6条第1項の液化石油ガス販売事業者をいう。
- (5) 地下街等 地下街（公共の用に供せられる地下工作物内の道に面して設けられた店舗、事務所、その他これらに類するもの（通常の建築物の地階を除く。）の一团をいう。）及びこれに準ずる地下建造物をいう。
- (6) 地下室等 ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第98号。以下「ガス工作物省令」という。）第7条第3項に掲げる地下室、地下街、その他地下であってガスが充満するおそれがある場所をいう。
- (7) 本 管 ガスを供給する導管（以下「導管」という。）のうち道路に平行して敷設されているものをいう。
- (8) 供 給 管 導管のうち、本管から分岐して使用者が所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでのものをいう。
- (9) 内 管 導管のうち上記境界線からガスせんまでのものをいう。

第2章 ガス保安体制の整備

第3 保安規程の写しの提出

ガス事業者は、ガス事業法第30条の規定に基づき通商産業大臣に届け出ることとされている保安規程（同法第37条の7において準用するものを含む。）の写しを、ガスの供給区域を管轄する市町村の消防庁（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長。以下同じ。）又は消防署長に提出するものとする。

第4 防災計画の作成

1. ガス事業者のうち一般ガス事業者は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第6条第1項の規定に基く防災計画を、簡易ガス事業者はこの規定に準ずる防災計画を作成し、知事及び市町村長に提出するものとする。
2. 知事又は市町村長は、1により提出された防災計画の内容について必要な要請又は勧告を行うことができるものとする。
3. ガス事業者は、防災計画の内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行うものとする。

第5 導管及びガスシャ断装置に係る図面等の提出

1. ガス事業者等は毎年度当初次の図面等を消防長又は消防署長に提出するものとする。ただし、既に提出した図面等に変更がない場合は、この限りでない。
 - (1) 消防長又は消防署長が消防活動上必要と認める地域における本管の位置を示す図面等
 - (2) 次に掲げるガスシャ断装置及びこれに関連する導管の位置を示す図面等
 - ア、ガス工作物省令第72条の規定に基づいて設置されたガスシャ断装置
 - イ、第4章の第13の1に定めるガスシャ断装置
 - ウ、第4章の第13の1の(1)及び(2)に掲げる導管に係るガスシャ断装置であって既に設置されているもの
2. ガス事業者等は、前項の図面等に変更が生じた場合は、変更にかかる図面等を消防長又は消防署長に提出するものとする。ただし、低圧用の本管の図面等の変更であっても軽易なものについてはこの限りでない。

第6 報告の徴収等

1. 知事は、保安上特に必要があると認めるときは、ガス事業者に対して資料の提出を指示し、若しくは報告を求めることができるものとする。
2. 消防長又は消防署長は、火災予防のため必要があるときは、ガス事業者等に対して資料の提出を指示し、若しくは報告を求め又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員。）に、ガス事業法第2条第7項のガス工作物を設置する場所、

ガスを使用する場所その他関係ある場所に立ち入って、ガスの設備その他の機器の管理状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができるものとする。

第7 ガス保安対策連絡会議の設置

県及び一般ガス事業によるガスの供給が行なわれている市町村に、県又は当該市町村、消防、警察、ガス事業者等及びその他の防災関係機関並びにガス使用者等を構成員とするガス保安対策連絡会議を設け、平常時におけるガスの安全対策、異常時における緊急措置その他ガスの保安対策上必要な事項について審議し、ガスの安全確保に関する対策を推進するものとする。

なお、上記以外の市町村においても、必要に応じガス保安対策連絡会議を設置するものとする。

第8 漏えい検査の充実

1. ガス事業者等は、本管及び供給管並びに別表に掲げる防火対象物及び地下室等の内管の漏えい検査を充実強化して行うものとする。
2. ガス事業者等は、地下街等の漏えい検査を実施する場合は、当該検査実施前に消防機関に対して点検計画を連絡するものとする。
- イ、ガス事業者等は、消防機関が実施する地下街等の予防査察について協力するものとする。

第9 地下室等におけるガス等の適正使用

1. 地下室等においては、次によるガスの供給を制限するものとする。
 - (1) 液化石油ガスを充てんした内容積8リットルを超える容器の持ち込み
 - (2) 比重が空気より重い可燃性ガスの導管による供給。ただし、もれたガスを有効かつ安全に排出できる換気装置等を設けたときは、この限りでない。
2. 地下室等にガス又は石油類の燃焼器具を設置する場合は、その地下室等の構造又は設置場所は次によるものとする。
 - (1) 燃焼器具を設置する場所の天井、壁は不燃材料で仕上げをしたものとし、燃焼器具の位置から天井、上方の棚等までの距離については、それぞれ市町村火災予防条例に定めるところによる。
 - (2) 燃焼器具は、階段、避難口の附近等で避難の支障となる位置に設けない。
 - (3) 燃焼器具を設置する箇所には建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建設省告示（昭和45年建設省告示1826号）に定める技術基準による換気設備を設ける。
 - (4) ボイラー等多量の燃料を消費する燃焼器具（別に定めるボイラーを除く。）を設置する室は、専用のもので、かつ耐火構造とし、扉は甲種防火戸とする。
3. 地下室等における燃焼器具の使用は次によるものとする。
 - (1) ゴム管を使用する燃焼器具のガスせんは、過流出防止機構付きのものとする。
 - (2) パイロットバーナー付きのガス瞬間湯沸器等は、その炎が消えたとき、自動的にガスを遮断する機構付きのものとする。
 - (3) ガス又は石油類を燃料とする移動式の暖房用燃焼器具は、使用しないよう努める。

4. 地下室等に導管を設置する場合は、その位置、構造等に配慮し、間仕切壁の倒壊により損傷を受けることがないよう努めるものとする。
5. 地下室等でガスを燃料として使用する者は、ガスの設備につき次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 夜間、休日等でガス使用者が不在となるときは、ガスせん又はメーターコックを閉止する。
 - (2) ガス使用者は、1年に1回以上ガスのゴム管のガスもれテストを行うとともに、ガスもれ警報設備につき作動テストを行う。

第3章 緊急体制の整備

第10 緊急出動に関する相互協定

1. 消防、警察、ガス事業者等、電力会社その他の関係機関は、ガスもれ等の事故に対処するため次に掲げる事項に関して相互に協定するものとする。
 - (1) 通報、連絡体制
 - (2) 事故発生場所、ガスもれの状況等通報の内容に対応する出動体制
 - (3) ガス検知、ガスの緊急しゃ断及びガスの供給再開並びに電源のしゃ断等の実施
 - (4) 警戒区域の設定
 - (5) 住民等の避難
 - (6) 広報の実施
 - (7) 訓練の実施

第11 緊急時におけるガスしゃ断装置の操作

1. 緊急時においてガスのしゃ断装置を閉止する場合は、次によるものとする。
 - (1) ガス事業者等が操作することを原則とする。
 - (2) 第4章の第13の1の(2)に掲げるガスしゃ断装置を設置している建築物又は地下室等の所有者、占有者又は管理者及びガス事業者等は、明らかに爆発等による二次災害の発生が予想される場合における緊急時の対応について、あらかじめ消防機関と協議しておくものとする。
 - (3) 消防長又は消防署長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又火災が発生した消防対象物若しくはその周辺に供給されているガスの緊急停止措置を行うことをガス事業者等に対して求めるものとし、ガス事業者等が現場に未到着であること等によりやむを得ないと判断される場合は、消防吏員又は消防団員をしてガスのしゃ断装置の閉止措置を行わせるものとする。
 - (4) ガス事業者等は、消防機関との協議により必要とする範囲のガスを緊急にしゃ断するための用具及び操作要領をあらかじめ消防機関に提供するものとする。
 - (5) ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかに関係者に対してその旨を周知する。
2. ガス事業者等は、ガス使用者に対する周知及び個別点検第二次災害発生の防止措置を講じた上

で、しゃ断後のガスの供給再開を行うものとする。

第12 事故の報告

ガス事業者は、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第88条の規定に基づき事故報告を行った場合は速やかに当該事故発生場所の市町村の消防長又は消防署長及び知事に当該事故報告書の写しを提出するものとする。

第4章 保安施設の整備

第13 ガスしゃ断装置の設置

1. ガス事業者等は、ガス工作物省令第72条に定めるもののほか、あらかじめ次に掲げる導管に屋外において速やかにガスをしゃ断する装置を設けるものとする。なお、ガス事業者等はガス供給地域をブロック化するために必要なガスしゃ断装置の設置を推進するものとする。

(1) 消防長又は消防署長が特に必要と認める地域の本管

(2) 別表に掲げる防火対象物に引きこまれる導管のうち消防長又は消防署長が必要と認めるもの

2. 消防長又は消防署長は、ガスしゃ断装置を設置する位置について、建築物管理者又はガス事業者等に必要に応じ意見を述べることができる。

第14 ガスもれ警報設備の設置

1. 地下室等及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(16)項に掲げる複合用途防火対象物（地下室等を除く。）の所有者、占有者又は管理者は当該施設内のガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガスもれ警報設備を設置するものとする。

2. ガス事業者等は、1に定めるものを除く防火対象物の屋内においてガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガスもれ警報設備を設置するようガス使用者に対して周知し奨励するものとする。

第15 防災センターの設置

1. 導管もしくはガス燃焼器具が設置されている地下街等であって別に定めるものは、地下の通路を通行する者等の安全を確保するため、次の設備を備えた防災センターを設置するものとする。

(1) 放送設備

(2) 消防機関に通報する設備

(3) 防災センターの機能を維持するための非常電源

(4) ガス濃度検知器

(5) エアーマスク

2. 防災センターの業務はおおむね次に掲げるものとする。

(1) 平常時における業務

- ア、終業時における安全点検の実施
- イ、ガス、電気、排水設備その他の設備の定期点検の実施
- ウ、従業員その他関係者に対する防災に関する教育及び訓練の実施
- エ、夜間又は休日等における保安の管理

(2) 緊急時における業務

- ア、防災関係機関、隣接する防災センター及び、施設内店舗等への緊急事態における通報
- イ、通行者等の避難の指示及び誘導
- ウ、入居者等へのガスせんの閉止等緊急処置励行の周知
- エ、初期消火等応急措置の実施
- オ、消防、ガス事業者等と協議した緊急時における応急措置の励行

第5章 建築物の附属設備の安全対策

第16 地下街等の構造、設備

1. 地下街等の通路として使用されている部分の構造設備等は次によるものとする。
 - (1) 通路の天井及び壁の内面仕上げは不燃材料によるものとする。
 - (2) 通路の天井及び壁の下地材は不燃材料とするよう努める。
 - (3) 非常用照明措置は建設省告示（昭和44年建設省告示1730号）の基準に適合するものを設置する。
2. 地下街等の店舗、事務所その他これらに類する施設の構造設備は次によるものとする。
 - (1) 各構えは耐火構造の床及び耐震性のある耐火構造の壁とし、常時閉鎖式甲種防火戸で防火区画するよう努める。
 - (2) 風道、給・排水管、配電管その他の管類で耐火構造の壁若しくは床等を貫通するものにあつては、そのすき間をモルタルその他の不燃材料で充てんする。

第17 地下街等に設置される汚水タンク等

1. 汚水タンク及び雑排水タンク等は建築基準法施行令及び建設省告示（昭和50年建設省告示1597号）の基準により設置するものとする。
2. 汚水タンク、雑排水タンク及び床下空間等は、その施設本来の使用目的にそつて適正に使用し、1月に1回以上点検を行い、6月に1回以上清掃するものとする。

第18 ガラスの飛散防止対策

不特定多数の者が通行する市街地の道路及び人の集まる広場等であって、別に定めるものに面する建築物の3階以上の階の窓ガラス等には、地震発生時等にガラスが飛散落下して危害を及ぼすことのないよう当該建築物の事情に応じ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

ア、庇張出しによる落下防止

イ、安全ガラスの取付け（合わせガラス、強化ガラス、網入ガラス等）

ウ、飛散防止フィルムの貼布

附 則 この告示は、公示の日から施行する。

別 表

1	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
2	公会堂又は集会場
3	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
4	遊技場又はダンスホール
5	待合、料理店その他これらに類するもの
6	飲 食 店
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
8	旅館、ホテル又は宿泊所
9	寄宿舎、下宿又は共同住宅
10	病院、診療所又は助産所
11	老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設、（母子寮及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者厚生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）又は精神薄弱者援護施設
12	幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
13	公衆浴場のうち、トルコ浴場、サウナ浴場その他これらに類するもの
14	13に掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
15	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から7項まで、8項、10項から13項に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16	15に掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物

静岡県地下道等安全対策推進要綱運用指針

1. 実施計画について

静岡県地下道等安全対策推進要綱（以下「要綱」という。）は、昭和55年12月1日から施行されているが、その後ガス事業法、消防法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に係る政省令が改正され、昭和56年7月1日に施行されることになるとともに既存施設に係る不適用期限が設けられたことに伴い、要綱の実施計画を付表第1に掲げるとおりとした。また、要綱と改正政省令の内容の対比を付表第2に掲げる。

2. 県、市町村及び消防機関の事務等について

県、市町村及び消防機関は、それぞれ次のとおり要綱各章の事務を行う。

(1) 県

- ア、第2章の第4の防災計画の受理及び同計画の内容について必要な要請又は勧告を行うこと。
- イ、第2章の第6第1項に定める指示をし又は報告を徴収すること。
- ウ、第2章の第7に定めるガス保安対策連絡会議を設置し、運営すること。
- エ、第2章の第9に定める地下室等におけるガス等の適正使用に関し、ガス事業者等、ガス使用者及び地下室等の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者」という。）を指導すること。
- オ、第3章の第12に定める報告書の写しを受理すること。
- カ、第4章の第14に定めるガスもれ警報設備の設置に関し、地下室等及び複合用途防火対象物の所有者等並びにガス使用者を指導すること。
- キ、第4章の第15に定める防災センターの設置及び管理運営の適正化について地下街等の所有者等を指導すること。
- ク、第5章の第16に定める地下街等の構造、設備の安全対策に関し、地下街等の所有者等を指導すること。
- ケ、第5章の第17に定める地下街等に設置される汚水タンク等の安全対策に関し、地下街等の所有者等を指導すること。
- コ、第5章の第18に定めるガラスの飛散防止対策に関し、建築物の所有者を指導すること。

(2) 市町村（消防機関を除く。）

- ア、第2章の第4に定める防災計画の受理及び同計画の内容について必要な要請又は勧告を行うこと。
- イ、第2章の第7に定めるガス保安対策連絡会議を設置し、運営すること。
- ウ、第2章の第9第2項に定める地下室等の構造等、同第4項に定める間切壁の設置位置及び構造

等、第5章の第16に定める地下街等の構造、設備、第17第1項に定める汚水タンク等の設置及び第18に定めるガラスの飛散防止対策に関し、地下街等又は建築物の所有者等を指導すること。

エ、第4章の第15に定める防災センターの設置について地下街等の所有者等を指導すること。

オ、第5章の第17第2項に定める地下街等に設置される汚水タンク等の安全対策について、地下街等の所有者等を指導すること。

(3) 消防機関

ア、第2章の第3に定める保安規程の写し及び第5に定める図面等を受理すること。

イ、第2章の第6第2項に定める指示、報告の徴収及び立入検査等並びに第8第2項に定める予防査察を行うこと。

ウ、第2章の第9に定めるガス等の適正使用に関し、ガス事業者等、ガス使用者及び地下室等の所有者等を指導すること。

エ、第3章の第10に定める相互協定を締結すること。

オ、第3章の第11に定めるガスシャ断装置の操作等について、ガス事業者等及びガスシャ断装置を設置している建築物又は地下室等の所有者等を指導すること。

カ、第3章の第12に定める報告を受理すること。

キ、第4章の第13に定めるガスシャ断装置の設置についてガス事業者等又は建築物管理者等を指導すること。

ク、第4章の第14第1項に定めるガスもれ警報設備の設置について地下室等及び複合用途防火対象物の所有者等を指導すること。

ケ、第4章の第15に定める防災センターの設置及び管理運営の適正化について地下街等の所有者等を指導すること。

3. 要綱の運用について

(1) 第1章の第1「目的」関係

関係政省令の改正により、① 地下における建造物の範囲が拡大されたこと。

② ガス漏れ（火災）警報器の設置が地下における建造物の一部に義務づけられたこと。

③ 地下における建造物へガスを供給する（導）管の漏えい検査の期間が短縮されたこと等主として技術上の基準が改訂されたことに伴い、要綱のうち、これら政省令の規定に相当する事項については、当然当該政省令の規定によるものとするが、これ以外の事項についても、地域の安全を確保するため、要綱に従い関係者に対する指導を行うものとする。

(2) 第1章の第2「定義」関係

ア、「ガス事業者等」

今回の事故は、いわゆる都市ガス（一般ガス事業）が関係していると考えられるものであるが本県における燃料用ガスの需要の特性にかんがみ、簡易ガス事業者及び液化石油販売事業者についても、保安上必要な事項について責務を明確にするために掲げるものである。

イ、「地下街等」

消防法施行令別表第1（16の2）項に掲げる地下街、同表第1（16の3）項に掲げる建築物の地階（（16の2）に掲げるものの各階を除く）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの及び大規模店舗若しくは建築物の地階の一部が事実上公衆用通路となっているものをいう。

ウ、「地下室等」

住居の用に供する地下室部分は除くものとする。また、傾斜地に設けられた高層の建築物で地下何階と呼ばれているもののうち傾斜面が開放されているために、もれたガスが充満するおそれのない階については「地下室等」に含まれないものとする。

(3) 第2章の第4「防災計画」関係

「防災計画」は県又は市町村の地域防災計画のうちガス保安計画に相当するものであり、保安規程のうち該当する部分及びその細則に相当する規程等を含み、防災活動に関する具体的、総合的な計画としてとりまとめられたものとする。なお、提出部数は、県及び市町村各3部とし、市町村にあっては、正を市町村、副を消防機関とし、控は受理済み処理後提出者に返戻する。

(4) 第2章の第5「図面等の提出」関係

ア、第1項関係

(1) 「本管の位置を示す図面」については、縮尺1万分の1程度のものとし、本管について、第5第1項(2)のイに定めるガスシャ断装置の位置等が記載されていても差支えないものとする。

なお、「図面等」には説明書などを伴う場合もあるものとして「等」とした。（以下同じ。）

(2) 「及びこれに関連する導管」とは、ガスシャ断装置を閉止した場合に、どの範囲のガスが供給停止されるかを確認するための導管とし、必ずしも建築物内部のすべての導管を指すものではないものとする。

イ、第2項関係

ただし書きの「軽易なもの」とは、低圧用の本管の延長100メートル以下程度のものとし、第4章の第13第1項(1)に掲げる本管に係るガスシャ断装置の位置の図面は含まないものとする。

(5) 第2章第7「ガス保安対策連絡会議の設置」関係

ガス保安対策連絡会議の設置については、予算措置等の状況を勘案し、極力速やかに設置すること。

(6) 第2章の第8「漏えい検査の充実」関係

検査の回数については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第73条に、「(1)道路に埋設さ

れている導管にあっては、高圧（ $10\text{ kg}/\text{mm}^2$ 以上）のものは、1年に1回以上、その他のもの
あっては、埋設後3年に1回以上、(2)道路に埋設されている導管からガスせんまでに設置されている
導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガスせんは、設置の日以後3年以内に1回以上」と
定められている回数を必要に応じ増やすことをいう。

又、検査の方法についても、従前以上に的確に実施することを求めるとともに、漏えいの対象物
を要綱別表に掲げる防火対象物にまで拡張、内管検査の徹底をはかるものとする。

なお、最近ガス事業法施行規則、液化石油ガス法施行規則、及び消防法施行令の一部改正が行わ
れ、それぞれ7月1日施行されることになったので、漏えい検査に係る改正を含む概要を別表に掲
げる。

(7) 第2章の第9「地下室等におけるガス等の適正使用」関係

ア、第1項の(1)「液化石油ガスを充てんした内容積8リットルを超える容器」には、最高充てん量
3キログラム以下の携帯用の容器は含まないものとする。

イ、第1項の(2)「比重が空気より重い可燃性ガス」とは、液化石油ガス及びブタンエーガスと呼
ばれているガス（下田市、島田市及び掛川市において供給されている。）をいう。なお、ただし
書きの「有効かつ安全に排出できる装置等」とは、例えば、空気より重いガスが滞留した場合に
おいて、ガスもれ警報設備が警報を発すると同時に換気装置が作動して当該ガスを安全に屋外へ
排出できる装置及びガスもれ警報設備が警報を発すると同時にガスシャ断装置等をシャ断し多量
のガスを流出させない装置等をいう。

ウ、第2項の(1)「燃焼器具を設置する場所」とは、厨房、調理室等の一の区画内において燃焼器具
が設置されている場所の周辺をいう。

エ、第2項の(1)「ボイラー等多量の燃料を消費する燃焼器具」とは、暖房用又は冷房用として用い
られるボイラーをいう。なお、「別に定めるボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第3
号ア、イ、ウ及びエに掲げるもの並びに同条第4号に定める小型ボイラーをいう。

又、「耐火構造」とは建築基準法施行令第107条に、「甲種防火戸」とは同施行令第110
条第1項に定めるものをいう。

オ、第1項の(1) 燃焼器具の接続方法としては、ガスせんにゴム管の一端を差しこみ、他の一端を
燃焼器具のホースエンドに差しこんで接続し、その上をゴム管離脱防止のため、ホースバンドで
締めつける方法が多く用いられているが、金属製のフレキシブルホースが両端ともネジで接続さ
れているのにくらべゴム管が離脱するおそれがあるため、ゴム管が離脱し多量のガスが流出した

とき、自動的にガスせんで、ガスをしゃ断する機構付きのもの（過流出防止付きコック）あらかじめ設置しておき、この種の事故の防止をはかろうとするものである。

なお、固定式の燃焼器具で、金属管や金属製可とう管で直接接続している場合等安全上の措置が講ぜられているときは、過流出防止機構付きのガスせんとしないことができる。

カ、第3項の(2)パイロットバーナー付きのガス燃焼器具としては、ガス瞬間湯沸器以外にもふろ釜用バーナー、及び炊飯器等が使用されているが、消炎時におけるガスしゃ断機構の設置については、実用化が遅れているところから、ガス瞬間湯沸器等に限っているが、このほかの燃焼器具についても逐次追加していくものとする。

キ、第4項 建築物が、法令に基づいて設置された後、小規模な模様替え等のために、室内の間仕切壁が設けられる際、特にブロック積み等の工事が安易に施行されるときは、当該間仕切壁が容易に転倒し、ガス管その他の設備に損傷を与えるおそれがあるところから、この規定によるものとしたものである。

ク、第5項の(2)ゴム管のガスもれテストは、発泡液（洗剤等の水溶液をいう。）の塗布によるものを指す。ガスもれ警報設備のうち、個別方式のものにあつては、当該警報設備に備えつけのテストガス等で行うものとする。

(8) 第3章「緊急体制の整備」関係

第10 ガス事業者等のうち液化石油ガス販売事業者については、（社）静岡県プロパンガス協会の下部機構である地区会と協定するものとする。

(9) 第4章「保安施設の整備」関係

第13第1項の(1)「消防長又は消防署長が特に必要と認める地域の本管」のガスしゃ断装置の設置の指導を行うに際しては、ガス事業者等と十分に協議するものとする。

第13第1項の(2)「消防長又は消防署長が必要と認めるもの」とは、一般ガス事業用のものにあつては、導管の口径が75ミリメートル程度、液化石油ガス用のものにあつては、50ミリメートル程度以上のものとするのが適当である。

第14第1項「ガスもれ警報設備」とは、複数のガスもれ感知部と警報部とが接続されている集中管理方式のもの及び感知部と警報部が一体となっている個別確認方式のいずれをも指すものとし、これらの設置を指導するにあつては、ガスもれ警報設備を設置しようとする防火対象物の実情に即したものとする。

第15第1項「地下街等であって別に定めるもの」については、別途協議するものとするが、当面静岡駅前ゴールデン街の地下道に面する店舗、事務所等の一団となっている部分及び新静岡センターの建築物の地下の一部が公衆用の通路となっている部分及び当該通路に面する店舗等の一団となっている部分を対象とする。

00 第5章関係「建築物の付属設備の安全対策」関係

第18 「不特定多数の者が通行する市街地の道路及び人の集まる広場であって、別に定めるもの」とは、次のとおりとする。

ア、都市計画法第8条に定める商業地域又は同法第8条に定める近隣商業地域で、都市計画により定められた容積率の限度が400パーセント以上の区域内にある巾員6メートル以上の道路

イ、駅前広場、公園、学校の校庭、地上階数が3以上の公共建築物の前庭及び市町村が定める地域防災計画により指定した避難路又は避難地。

付表第1

静岡県地下道等安全対策推進要綱実施計画

(猶余期限のない項目については55年12月1日から施行)

要綱中の項目	猶余期限	改正政省令による猶余期限
第3 保安規程の写しの消防長への届出	56. 6. 30 まで	
第4 防災計画の知事及び市町村への提出	56. 6. 30 まで	
第5 導管及びガスシャ断装置の図面等の提出	56. 6. 30 まで	
第6～1 知事の報告の徴収等		
6～2 消防職員等の立入調査		
第7 ガス保安対策連絡会議の設置	56. 12. 31 まで	
第8～1 内管漏えい検査の充実強化		※ 付表第2中の(6)参照
2-A 地下街等の点検計画の消防への連絡		
2-I 地下街等の予防査察への協力		
第9 地下室等におけるガス等の適正使用		
～1 地下室等におけるガスの使用制限		
(1) 内容積8リットルをこえる容器の持込み	56. 12. 31 まで	
(2) 空気より重い可燃性ガスの導管供給制限	56. 12. 31 まで	
～2 火を使う地下室等の構造等の制限		
(1) 天井、壁の不燃化	58. 6. 30 まで	
(2) 階段、避難口の確保	58. 6. 30 まで	
(3) 換気設備の設置	58. 6. 30 まで	
(4) ボイラー室の構造	58. 6. 30 まで	
～3 地下室等の燃焼器具		
(1) ゴム管使用器具のガスせん(過流出防止)	改正省令による	<ガス事業法> 特定地下街等について 56. 12. 31
(2) 安全機構付きガス瞬間湯沸器の使用	57. 6. 30	特定地下室等について 59. 6. 30
(3) 移動式暖房用燃焼器の使用制限	57. 6. 30	<液化石油ガス法> 地下室等について 57. 6. 30
～4 地下室等のガス導管の位置	59. 6. 30 まで	※ 付表第2中(4)参照
～5 地下室等で使用するガス設備の管理		
(1) 使用者不在時のガスせん等の閉止措置		
(2) ゴム管のもれテスト、ガスもれ警報器のテスト		
第10 緊急出動に関する相互協定の締結	56. 12. 31 まで	
第11 緊急時におけるガスシャ断装置の操作		
～1(2) ガスシャ断に係る消防との協議	57. 6. 30 まで	
(4) ガスシャ断用具の消防機関への提供	57. 6. 30 まで	<ガス事業法>
第12 事故の報告(写しの提出)	56. 4. 1 から	特定地下街等: 56. 12. 31 まで
第13 ガスシャ断装置の設置		<液化石油ガス法> 地下室等: 57. 6. 30 まで ※ (5)参照
第14 ガスもれ警報設備(等)の設置		<ガス事業法> 特定地下街等: 56. 12. 31 まで 特定地下室等: 59. 6. 30 まで <液化石油ガス法> 地下室等: 57. 6. 30 まで その他: 59. 6. 30 まで
～1 地下室等及び複合用途防火対象物への設置	56. 12. 31 まで	
～2 その他の施設への設置の奨励	56. 7. 1 から	<消防法>
第15 防災センターの設置		地下街(準地下街): 56. 12. 31 まで 特定防火対象物及び複合用途防火対象物の地階: 59. 6. 30 まで ※ (3)参照
～1 防災センターの設備	56. 12. 31 まで	
～2 防災センターの業務	56. 12. 31 まで	
第16 地下街等の構造、設備		
～1 地下街等の通路		
(1) 通路の天井、壁の内面仕上げの不燃材料化	59. 3. 31 まで	
(2) 通路の天井、壁の下地材の不燃材料化	59. 3. 31 まで	
(3) 非常用照明装置の設置	58. 3. 31 まで	
～2 地下街等の店舗類		
(1) 各構えは耐火構造の床、耐震、耐火構造の壁	59. 3. 31 まで	
(2) 管類貫通部のすき間の充てん	57. 3. 31 まで	
第17 地下街等の汚水タンク等		
～1 汚水タンク、雑排水タンクの設置	58. 3. 31 まで	
～2 汚水タンク、雑排水タンク及び床下空間の適正使用と点検・清掃	56. 3. 1 から	
第18 ガラスの飛散防止対策		

付表第2

本県の要綱と改正法令の内容との対比

本県の要綱	ガス事業法関係省令（56.1.20）	液化石油ガス法施行規則（56.2.18）	消防法施行令（56.1.23）
<p>(1)＜地下街等＞ 地下街及びこれに準ずる地下建築物をいう。</p>	<p>＜特定地下街等＞ ①延べ面積1,000㎡以上の地下街 ②建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと地下道を合わせたもの（延べ面積が1,000㎡以上で告示で定める地階の床面積の合計が500㎡以上のものに限る）</p>		<p>＜地下街＞ 延べ面積1,000㎡以上のもの ＜（準地下階）＞ 建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと地下道を合わせたもの（延べ面積が1,000㎡以上で特定用途部分の面積が500㎡以上）</p>
<p>(2)＜地下室等＞ 地下室、地下街その他地下であってガスが充満するおそれがある場所（住居の用に供するものを除く）をいう。</p>	<p>＜特定地下室等＞ 地下室その他地下（特定地下街等を除く）であってガスが充満するおそれがある場所であって告示で定めるものをいう。</p>	<p>＜地下室等＞ 地下室、地下街その他地下であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるものをいう。</p>	<p>＜———＞ 特定防火対象物の地階で地階の床面積の合計が1,000㎡以上のもの</p>
<p>(3)＜ガスもれ警報設備の設置対象＞ ①地下室等及び複合用途防火対象物の地上階でガスを使用する場所又はガスが滞留するおそれがある場所 ②その他の防火対象物の屋内でガスを使用する場所又はガスが滞留するおそれがある場所（奨励）</p>	<p>＜ガスもれ警報設備の設置対象＞ ①特定地下街等及び特定地下室等のガス燃焼器具の設置場所 ②特定地下街等及び特定地下室等の外壁をガスを供給する導管が貫通する箇所</p>	<p>＜液化石油ガス用ガスもれ警報器の設置対象＞ 消防法の特定防火対象物に類する施設及び地下室等の燃焼器具の設置場所</p>	<p>＜ガスもれ火災警報器の設置対象＞ ①特定防火対象物の地階の床面積の合計が1,000㎡以上のもの ②複合用途防火対象物の地階で床面積の合計が1,000㎡以上でかつ特定用途部分の床面積の合計が500㎡以上のもの ③地下街及び（準地下街）</p>
<p>(4)＜地下室等におけるガス等の使用制限等＞ ①地下室等へのLPガス容器の持込制限（8ℓ以上） ②重いガスの導管による供給制限 ③燃焼器具設置室の構造制限、換気設備の設置 ④ガス器具の制限 ア、ゴム管を使用するガスせんには安全措置（過流防止弁） イ、消炎装置付き瞬間湯沸器の使用</p>	<p>＜特定地下街等又は特定地下室等の燃焼器具の接続方法＞ ①ゴム管を使用するガスせんの安全措置 ②ガスせんとは、金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースで、告示で定める方法で確実に接続する</p>	<p>＜地下室等の燃焼器具の接続方法＞ 燃焼器具は告示で定める区分に応じ、告示で定める硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管（両端に迅速継手付き）等を用いて、告示で定める方法により末端閉止弁と接続する</p>	
<p>(5)＜ガスシャ断装置の設置＞ ガス工作物省令第72条に定めるもののほか、次の導管に設置する ①消防長が特に必要と認める地域の本管 ②特定防火対象物に引きこまれる導管のうち消防長等が必要と認めるもの （導管径の大きいもの）</p>	<p>特定地下街等にガスを供給する導管には、地下街等の外壁を貫通する箇所附近に、当該地下街等を監視できる場所からシャ断できるシャ断装置を設けること。（ガス工作物省令第72条に第4項として追加）</p>	<p>地下室等に係る供給管には、当該地下室等を常時監視できる場所においてシャ断できる緊急シャ断装置を貯蔵設備ごとに設けること （ただし書きあり）</p>	
<p>(6)＜漏えい検査の充実＞ 本管、供給管並びに特定防火対象物及び地下室等の内管漏えい検査を充実強化して行う。</p>	<p>特定地下街等、特定地下室等にガスを供給する導管、ガスメーターコック、ガスメーター、ガスせんは1年1回以上告示で定める方法により検査を行う</p>	<p>地下室等に係るバルブ、供給管は漏えい試験で1年に1回以上点検する</p>	

(3) 静岡県地域防災計画の一部改正

「静岡県地下道等安全対策推進要綱」が昭和55年12月1日に制定施行されたことに伴い県、市町村（消防機関を含む。）及びガス事業者等の責務を明確にするとともに関係機関相互の協力体制の整備を促進するため、地域防災計画の一部について次の点を改正した。

- ① 「ガス保安体制の整備」を新たに加え、ガス事業者等の保安規程及び防災計画を市町村等に提出するとともに連絡調整の体制を明確にした。
- ② 「ガス保安施設の整備」を新たに加え、ガスしゃ断装置及び「ガス漏れ警報設備の設置」を明確化した。
- ③ 「ガス災害対策」を新たに加え、緊急出動に関する相互協定及び特殊災害対策現地本部の設置について明確にした。

静岡県地域防災計画

（一般対策編 — ガス関係抜すい）

昭和55年度

第2章 災害予防計画

第12節 ガス保安計画

1. 主 旨

都市ガス（ガス事業法に定める一般ガス事業に係るガス及び簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（高圧ガス取締法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害の発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

2. ガス事業の現況

都市ガス事業者（ガス事業法に定める一般ガス事業者及び簡易ガス事業者をいう。以下同じ。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、別表（2-12-1～4）のとおりである。
（※省略）

3. ガス保安体制の整備

(1) 防災計画の作成等

ガスによる災害を防止するため、一般ガス事業者は、災害対策基本法に基づく防災計画を、簡易ガス事業者はこの規定に準ずる防災計画を作成し、県及び市町村に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。

(2) 保安規程の写しの提出

都市ガス事業者は、ガス事業法第30条の規定による保安規程の写しを関係市町村消防機関に提出するものとする。

(3) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

- ① 県及び市町村にガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。
- ② 都市ガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める液化石油ガス販売事業者（以下「液化石油ガス販売事業者」という。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を所轄消防機関に提出する。

4. ガス保安施設の整備

(1) ガスシャ断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガスシャ断装置を設置する。

(2) ガスもれ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガスもれ警報設備等を設置する。

5. ガス災害の予防対策

(1) 都 市 ガ ス

- ① 都市ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める検査又は点検基準に基づき保安点検を行う。
- ② 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚につとめる。
- ③ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかわる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の布設状態等ガス施設に関する知識の普及をはかるとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場点検を実施する。
- ④ 他工事業者は、他工事をするに際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保安のための措置に協力をするものとする。
- ⑤ 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガスもれ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

(2) 高 圧 ガ ス

- ① 高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保安団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。
- ② 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成につとめる。

③ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化をはかるため、常時相互の協力体制の維持に努める。

④ 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓蒙のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。

また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガスもれ警報器の普及等の保安指導を行う。

第3章 災害応急対策計画

第22節 消防計画

1. 主 旨

各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 消 防 活 動

(1) 市町村消防活動体制

市町村は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市町村消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期すものとする。

なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。

(2) 広域協力活動体制

災害の規模が、大規模あるいは広域に及ぶときには、隣接市町村との広域協力体制により、各種災害に対処するものとする。

(3) 大規模林野火災対策

市町村は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険、その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

要請を受けた知事は、自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、薬剤の輸送並びに要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火に努めるとともに、被害

拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行なうにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市町村は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

第27節 ガス災害応急対策計画

1. 主 旨

ガス災害の発生に際し、県民の安全をはかるためのガス災害応急対策について定める。

2. 非常態勢組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協定

消防、警察、都市ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガスもれ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互に協定する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

① ガス事業者は、ガスにかかる災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動態勢及び社内連絡態勢等非常態勢組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

② 非常態勢組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3. 応 急 対 策

これは大綱事項だけを定めたものであるから、細部にわたる事項については、各ガス事業者及び各関係機関において別に定めるところによる。

(1) 保護保全対策

① ガス管の切損等の事故やガス漏れを発見したものは、直ちにガス事業者に通報するよう県民の協力を要請する。

② ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行なう。

③ ガス事業者は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、ガバナ―、低圧管、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行ない、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

④ 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガスシャ断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給

停止の処置を講ずる。

- ⑤ ガス事業者は、ガスの緊急シャ断を行なったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上でシャ断後のガス供給再開を行なうものとする。
- ⑥ 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底をはかる。又、県防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町村、消防機関、警察等に対し、需用家に対する広報を要請する。
- ⑦ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車輛等を確保する。

(2) 危険防止対策

- ① 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行なうとともに、防毒マスク等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意をする。
- ② 災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
- ③ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

- ① ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。
- ② 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。
- ③ 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況及び各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区より復旧を行なう。
- ④ 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧にあたっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、LPGによる供給を考慮する。

4. 県、市町村等の連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、県、市町村、消防及び警察と十分連絡、協議する。

5. 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を県、消防機関及び警察に行なう。

第28節 その他の特殊災害対策計画

1. 主 旨

ガス、航空機、船舶等の火災、爆発及び雑踏等の事故により、多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれのある特殊災害事故に対応するための基本的事項を定めることにより、被害の軽減を図るこ

とを目的とする。

2. 事故発生時における連絡体制

- (1) 事故発生に係る施設等の管理者は、特殊災害が発生した時、又は発生するおそれのある時は、直ちに市町村、警察、消防、県その他の関係防災機関へ事故の概要、実施した緊急措置の内容及び要請事項を連絡するものとする。
- (2) 市町村長は、管内地域において特殊災害が発生したときは、警察、県その他の関係防災機関に事故の概要を連絡するものとする。

3. 現地災害対策本部等

- (1) 知事は、災害対策本部を設置しない場合においても、事故の状況により、現地の特殊災害応急対策を円滑に推進するため、特殊災害対策現地本部を設置する。
- (2) 市町村長は、事故の状況により、現地災害対策本部等を設置するとともに、県、関係防災機関の職員及び事故原因関係者の派遣を要請するものとする。
- (3) 事故対策の効果的な活動及び事故の規模、被害状況の把握等について統一化を図るため、市町村が設置する現地災害対策本部等は、県が設置する特殊災害対策現地本部と緊密な連携のもとに、総合的な連絡調整を行なうものとする。

4. 広域協力体制

事故の規模が広域に及ぶときは、隣接市町村との広域協力体制により対処するものとする。又、必要に応じ、県災害対策本部を設置するものとする。

2. 国の対応

(1) ガス漏れ事故に関する警防戦術等調査研究会議の設置

ガス漏れ事故が発生した場合に、爆発等の事故による被害を最小限にとどめるため、消防体制及び警防活動のあり方について調査研究行なうことを目的に、昭和55年9月10日に設置された。

(2) 「ガス漏れ事故に関する警防活動要綱」の制定

- ① 施行期日 昭和56年3月31日
- ② 「ガス漏れ事故に関する警防活動要綱」

ガス漏れ事故に関する警防活動要綱

昭和56年3月31日

消防庁長官 近藤隆之 殿

ガス漏れ事故に関する警防戦術等調査研究会議

会 長 野 澤 達 夫

ガス漏れ事故に関する警防活動要綱

本研究会議は、ガス漏れ事故における警防活動のあり方について、調査研究を行うことを目的に、昭和55年9月10日に設置され、鋭意検討を重ねた結果、次のとおりとりまとめたのでここに報告する。

ガス漏れ事故に関する警防活動要綱

第1 総 則

1. 趣 旨

この要綱は、消防対象物内又は屋外において、ガス漏れ事故が発生した場合に、爆発等の事故による被害を最小限にとどめるため、消防体制及び警防活動について必要な事項を定めるものとする。

2. 定 義

この要綱において「ガス漏れ事故」とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定するガス事業により供給されるガス又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業により販売される液化石油ガスの漏えい事故をいう。

第2 消防機関と関係機関等との連携体制

1. 関係機関の範囲

ガス漏れ事故が発生した場合における関係機関の範囲は、次に掲げるものとし、当該地域の実情に応じ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条第1項に規定する「液化石油ガス販売事業者」及びその団体を含むものとする。

(1) ガス事業者

当該消防機関の管轄区域内にガスを供給するもので、ガス事業法第2条第2項に規定する「一般ガス事業者」とし、当該地域の実情に応じ、同条第3項に規定する「簡易ガス事業者」を含むものとする。

(2) 電気事業者

当該消防機関の管轄区域内に電気を供給する者で、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2項に規定する「一般電気事業者」とする。

(3) 警察機関

所轄の警察機関とする。

2. 文書による確認

ガス漏れ事故が発生した場合において、消防機関及び関係機関相互間で十分な連携体制をとる必要があるため、あらかじめ協議を行い、次の点について文書（協定、申し合わせ、申し入れ書等）でその内容を確認しておくものとする。この場合において、ガス事業者との連携体制については、当面「地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化について」（昭和55年11月21日消防危第138号消防庁長官通知）によるものとする。

(1) 連絡通報体制

消防機関及び関係機関は、相互の連絡通報体制を確立するものとする。

(2) 出動体制

関係機関は、ガス漏れ事故が発生した場合における出動要員及び資機材の確保並びにガス漏れ事故発覚時の迅速な現場到着体制の整備を図るものとする。

(3) 現場における連携体制

関係機関の出動要員は、現場到着後速やかに消防機関の現場最高指揮者を中心に相互協力し、必要な措置を行う態勢を整備するものとする。

(4) 任務分担

現場における各機関の主な任務分担は、原則として次のとおりとする。

ア、警戒区域の設定及び解除	消防機関
イ、避難誘導等	消防機関及び警察機関
ウ、ガスのシャ断及び復旧	ガス事業者
エ、電路のシャ断及び復旧	電気事業者

(5) ガスのシャ断

ガスのシャ断は原則としてガス事業者が行うものとするが、ガス漏れ等の現場に消防機関がガス事業者よりも先に到着した場合等で、消防機関が爆発等のガス災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合わせに基づき、消防機関がガスのシャ断

を行うこととし、このため、あらかじめ、次の措置を講ずるものとする。

なお、しゃ断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス事業者が行うものとする。

ア、ガス事業者は、地下街等消防機関が必要と認める場所におけるガス導管及びしゃ断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規程、その細則、その他の資料で消防活動上必要なものを、あらかじめ消防機関に提出するものとする。

イ、ガス事業者は、消防機関との協議により、必要とされた範囲の地上操作しゃ断装置の操作用具及び操作要領を、消防機関に預けておくものとする。

(6) 電路のしゃ断

電路のしゃ断は原則として電気事業者が行うものとするが、電気事業者がガス漏れ現場に到着していない場合等で、消防機関が爆発等のガス災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認め、消防隊によって電路のしゃ断が可能な場合は、電気事業者との事前の申し合わせに基づき、消防機関が行うものとする。

なお、しゃ断後の電気の供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、電気事業者が行うものとする。

3. 自衛消防組織等との協力体制

消防機関及び関係機関は、防火対象物の自衛消防組織又は関係者に対し、ガス漏れ事故に関し、消防活動上必要な協力を求めるものとする。

第3 出動体制

1. 出動基準

消防隊の出動に当たっては、次の事項について、あらかじめ定めておくものとする。

- (1) ガス漏れ事故を覚知した場合において、直ちに出動する消防隊
- (2) ガス漏れ事故の規模に応じて、現場の消防隊からの要請等に基づき出動する消防隊
- (3) (1)の直ちに出動する消防隊の消防車両には、ガス災害対策用資機材を積載するとともに、拡声装置を装備した車両及び救急自動車を含むものであること。

2. 覚知時の措置

ガス漏れ事故を覚知したときは、できる限りガス漏れ事故の状況をは握し、直ちに次の行動をとるものとする。

(1) 出動基準に基づく消防隊の出動指令

ガス漏れ事故の通報を受けたときは、出動基準に基づき指定された消防隊の出動を指令する。

(2) 関係機関への通報

関係機関への通報は、事前の申し合わせ等に基づき行うものとし、ガス漏れ事故現場の状況等を

的確に伝達する。

第4 現場における活動要領

1. 現場到着時の措置

消防隊は、ガス漏れ事故現場周辺に到着したときは、風位、風速、地形の状況等を確認し、ガス漏れ場所を推測しながら、直ちに次の行動をとるものとする。

(1) 消防車両の部署位置

消防車両の部署位置は、原則として風上又は風横とし、ガスが噴出するおそれのあるマンホール、覆工板等の附近を避け、爆発による飛散物の影響を受けるおそれの少ない場所を選定する。

(2) 情報収集

消防対象物の関係者、掘削工事関係者又は現場附近の住民等からガス漏れ事故の発生箇所及び状況、ガス及び電路のしゃ断等の状況並びに負傷者の有無等について聴取する。

2. 警戒区域の設定等

警戒区域の設定は、現場到着と同時に他の活動と併行して行うものであるが、附近の住民の安全を図るため、迅速、かつ、的確に行うものとする。

(1) 警戒区域の設定範囲

警戒区域の設定範囲は次のとおりとし、風位、風速、附近の状況、ガス検知器等による測定結果等を考慮して、必要に応じ設定範囲を拡大又は縮小するものとする。

ア、地下街等

地下街等（地下街、準地下街、建築物の地階等）におけるガス漏れ事故にあつては、原則として、当該地下街等全体及びガス漏れ場所から半径100メートルを超える地上部分の範囲に設定する。

イ、その他の消防対象物及び屋外

ア以外の消防対象物及び屋外のガス漏れ事故にあつては、原則として、ガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲に設定する。

(2) 警察官に対する協力要請

現場にいる警察官に対して警戒区域の設定範囲を説明し、作業関係者以外の者の立入禁止又は制限、交通規制等について協力を求める。

(3) 広報及び避難誘導

警戒区域の設定範囲、火気の使用禁止、避難の指示、ガス・電気の供給停止、電路をしゃ断する場合のエレベーター等の使用禁止等について、車載拡声装置又はメガホン等を活用して広報を行うとともに、特に爆発に伴う飛散物による受傷危険のある者に対しては、消防隊が先導する等により避難誘導を行うものとする。

3. 現場活動の調整

消防機関は、現場指揮本部を設ける等により、現場最高指揮者を中心として、現場における関係機関との協議を迅速、かつ、的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。

4. ガス濃度の検知

ガス濃度の検知は、ガス臭と併せて複数のガス検知器等により、原則としてガス事業者等（一般ガス事業者、簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者をいう。以下同じ。）と協力して行うものとし、ガスの種別により次の要領によるものとする。

(1) 製造ガス及び天然ガス（空気に対する比重が1より小さいガス）

ア、風下、風横を優先する。

イ、高所部分を重点的に行うものとし、天井裏及び上階部分についても検知する。

ウ、パイプスペース、エレベーター昇降路等の縦穴部分の最上部を検知する。

(2) ブタンエア－ガス及びプロパンガス（空気に対する比重が1より大きいガス）

ア、風下、風横を優先する。

イ、室内にあっては、部屋の隅、押入、床下、ガス器具設置場所の下方等を検知する。

ウ、屋外にあっては、マンホール、側溝、建物の陰、へいぎわ等を検知する。

5. ガス漏れ場所への進入

消防隊のガス漏れ場所への進入にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30パーセントに達した地点を推入限界区域とする。

(2) 防火衣を着装し身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。

なお、状況に応じて耐熱服を着装する。

(3) 爆発に伴う爆風圧、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を身体のしゃへいにするるとともに、できる限り低姿勢で進入する。

(4) エンジンカッター、溶断器その他の火花を発する機器の使用及びスイッチの操作により火花を発する携帯用無線器、携帯用懐中電灯等のスイッチ操作を厳禁する。

なお、エア－ソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用するものとする。

6. ガスのしゃ断

(1) ガス事業者等によるしゃ断

ガスのしゃ断は、ガス災害防止のため、ガス事業者等において行うものとし、ガスをしゃ断した場合には、ガスしゃ断の状況及びしゃ断の範囲等について報告を求めるものとする。

(2) ガス事業者等に対する要請

現場最高指揮者は、爆発等のガス災害防止のため、緊急にガスのシャ断を必要と認める場合は、ガスシャ断の範囲、シャ断に要する時間、シャ断方法等についてガス事業者等と協議を行ない、ガス事業者等に対してガスのシャ断を要請するものとする。

(3) 消防隊による場合

ガス事業者等がガス漏れ現場に到着していない場合等で、現場最高指揮者が爆発等のガス災害防止のため緊急やむを得ないものと認めるときは、事前の申し合わせ等に基づき消防隊が地上におけるシャ断装置又はその他のガスシャ断装置を閉塞するなど可能な範囲において行うものとする。

7. 電路のシャ断

電路のシャ断は、ガス爆発防止のため緊急に必要と認める場合に原則として電気事業者が行うものとし、次の要領によるものとする。

なお、電路のシャ断により作動する自家発電設備等が設けられている場合は、ガスの比重、ガスの漏えい経過時間、電気機器の設置位置等から電路のシャ断により漏えいガスに着火することがあるので、特に留意するものとする。

(1) 電気事業者に対する指示

現場最高指揮者は、電路のシャ断により重大な影響を受ける施設（病院等）の有無、シャ断の範囲、シャ断に要する時間、シャ断方法等について電気事業者と協議を行い、電気事業者に対して電路のシャ断を指示する。

(2) 消防隊による場合

電気事業者がガス漏れ現場に到着していない場合等で、現場最高指揮者が爆発等のガス災害防止のため、緊急に電路のシャ断を必要と認める場合は、消防隊が主開閉器、引込線の切断又は電力量計のねじを外すなど可能な範囲において行うものとする。

なお、単相3線式、3相3線式にあっては電路のシャ断を行う場合、各相のシャ断を誤らないよう注意するものとする。

8. ガスの拡散・排出

ガスの滞留区域においてガスの拡散・排出を行う場合は、次の要領によるものとする。

(1) 屋内の場合

- ア、窓、出入口、扉等の開口部を開放する。
- イ、噴霧注水によりガスの拡散・排出を行う。
- ウ、ガスが流入するおそれがない場所から送風機（高発泡機）による送風を行う。

(2) 屋外の場合

- ア、下水道、掘坑等の地下施設物にガスが滞留しているときは、可能な範囲でマンホールのふた、覆工板等を取り除く。

イ、ガスが低所に滞留しているときは、噴霧注水によりガスの拡散を図る。

ウ、ガスが風向等により屋内に進入するおそれがあるときは、当該建物の窓、出入口の閉鎖措置をとる。

9. 噴出ガスに着火炎上している場合の活動

噴出ガスに着火炎上している場合には、ガスのしゃ断を優先することとし、次の要領によるものとする。

(1) 筒先部署の決定

筒先部署位置の決定は、爆発による被害を防止するため、できる限り柱部及び鉄筋コンクリート壁をしゃへいとし、屋外にあっては、建物の陰、へいぎわ等のガスの滞留するおそれのある場所を避けるものとする。

(2) 注 水

ア、ガス燃焼に対する消火は、生ガスを発生させることとなるので、注水は延焼防止を主眼とし、完全にガスの噴出を停止することが可能な場合以外に行わないものとする。

イ、タンク・ボンベ等の容器が火災により加熱されているときは、大量注水により冷却する。この場合、容器に直接強圧注水すると容器を転倒させるおそれがあるので、抑角注水又は円錐噴霧注水を行う。

ウ、大型タンクに対する注水は、放水砲等によりタンク全体を冷却することとし、消防隊は安全な場所に退避する。

(3) 消 火

ア、単独のプロパンガスボンベから噴出のガスが炎上している場合は、噴出炎の反対側から接近し、バルブを閉塞する。

イ、ガスの噴出箇所（導管）が低圧で、木栓の打ち込み、粘土、ぼろ布等の差し込みによりガスの噴出を停止することが可能なときは、噴霧注水、粉末消火剤等で一挙に消火する。

10. ガス及び電路の復旧

現場最高指揮者は、関係機関と協議のうえ危険が排除されたと認めるときは、ガス及び電路の復旧についてガス事業者等又は電気事業者に連絡するものとする。

11. 警戒区域の解除

現場最高指揮者は、警戒区域設定の必要がなくなると認めるときは、警戒区域を解除し、関係機関へ連絡するとともに広報を行うものとする。

第5 教養・訓練

消防機関は、消防隊員にガス漏れ事故に関する知識及び消防活動の技術を習得させるため、随時、教養及び訓練を実施し、隊員の安全管理に努めるものとする。

1. 教 養

教養は、おおむね次の事項について実施するものとする。

- (1) ガス漏れ事故に関する警防活動要領について
- (2) ガスの性質及びガス漏れ事故の特性について
- (3) 管轄区域内のガス導管の敷設状況について
- (4) 地下街等におけるガスシャ断装置、自家発電設備等の設置状況について
- (5) ガスシャ断バルブの操作要領及び電路のシャ断操作要領について

2. 訓 練

訓練は、おおむね次の事項について実施するものとする。

- (1) ガス漏れ事故を想定し、関係機関を含めた総合消防活動訓練
- (2) 資機材の取扱訓練

第6 必要資機材の整備

消防機関は、地域の実情に応じて、次のようなガス災害対策用資機材を整備し、消防隊が現場で安全、かつ、有効に活動できるようその活用を図るものとする。

- 1 可燃性ガス検知器、可燃性ガス測定器
- 2 酸素・有毒ガス測定器
- 3 空気呼吸器
- 4 耐熱服
- 5 放水台座
- 6 エア－・ソー
- 7 防爆型懐中電灯
- 8 その他必要なガス災害対策用資機材

(参 考) ガスの種類及び特性

1. ガスの供給形態による分類

一般家庭用あるいは業務用などに供給されるガスの供給形態により、事業としては、次のとおり分類される。

(1) ガス事業

ガス事業とは、一般の需要に応じ、導管によりガスを供給する事業をいう。このうち、簡易なガス発生設備から発生させた液化石油ガス（以下「プロパンガス」という。）を導管により供給する事業で、1つの団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものを「簡易ガス事業」といい、その他のガス事業を「一般ガス事業」という。

参 照 ガス事業法（昭和29年法律第51号）

(2) 液化石油ガス販売事業

液化石油ガス販売事業とは、簡易なガス発生設備において発生させたプロパンガスを導管により供給する事業のうち、供給地点の数が70未満のもの及び高圧ボンベによりプロパンガスを供給するものをいう。

参 照 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
（昭和42年法律149号）

2. ガスの種類及び性質

ガス事業及び液化石油ガス販売事業により供給されるガスの種類及び性質は、その組成により多種多様であるが、消防活動を行うにあたってガスの性質上最も留意しなければならないことは、空気との比重及び空気中におけるガス濃度の爆発範囲であり、このような観点からガスの種別を大別すると次のとおりである。

なお、これらは、ガス（特に製造ガス）の製造所等によって組成が若干異なるので、当該地域に供給されるガスの組成等について熟知する必要がある。

(1) 製造ガス

製造ガスは、石炭、ナフサ、天然ガス、LPG等を原料として、ガス発生設備によりガスを製造した後、精製・混合し所定の発熱量に調整したものであり、水素、メタン、二酸化炭素、一酸化炭素、窒素等で組成される。

比重は、おおむね0.5～0.7と空気よりも軽いいため、屋外等風通の良い場所では、ガスが拡散しやすく濃度がうすくなり、危険性は少ない。しかし、屋内又は地下街等の密閉された場所では、ガスが充満しやすく、その爆発範囲（一般的に5.0～38.0パーセント）内になったときは、小さな火源でも爆発する。

ガスの組成として、通常は一酸化炭素が含まれているため、ガスが漏れた場合は、一酸化炭素で中毒を起こす危険性がある。

(2) 天然ガス

天然ガスの組成は、メタンを主成分としてエタン、プロパン、ブタン等がらなり、比重は、おおむね0.65～0.66であり、製造ガスと同様空気よりも軽い。

爆発範囲は、一般に4.3～14.4パーセント（空気によって希釈している場合は若干高くなる。）

である。

(3) ブタンエア－ガス

ブタンエア－ガスは、ブタンを空気で希釈（ブタン：空気＝23：77）したものである。

比重は、おおむね1.23と空気より重いため、漏れた場合は低所に滞留する。爆発範囲は、一般的に7.0～37.0パーセント（ブタンそのものは1.8～8.5パーセント）であり、製造ガスよりも爆発下限界が高い。

(4) プロパンガス

プロパンガスは、簡易ガス事業及び液化石油ガス販売事業により供給されるガスであり、その主成分は、プロパン、プロピレン及びブチレン、ブタンであり、比重は、おおむね1.5～2.0であるため、漏れた場合は低所に滞留し、拡散しづらい。

爆発範囲は、一般的に2.0～9.2パーセントと爆発下限界が低いので、爆発範囲のガスを形成しやすい。

3. ガス漏れ事故の特性

ガス漏れ事故の原因は、道路工事、地下工事、地盤沈下、重量物の通行などによってガス導管が破損、き裂又は折損してガスが漏えいする場合と、さらに消費段階における燃焼器具のコックの締め忘れ、器具の不良などによりガスが漏えいする場合がある。事故の特性はガスの種別によっても異なるが、建物内部など密閉された場所では、小火源で爆発し、延焼速度が早く、人命危険も大きい。

(1) 製造ガス及び天然ガスの場合

製造ガス及び天然ガスは、導管により供給され、導管内のガス圧力によって高圧、中圧及び低圧に区分される。

高圧管は10重量キログラム毎平方センチメートル以上で、中圧管は1重量キログラム毎平方センチメートル以上10重量キログラム毎平方センチメートル未満であり、また、低圧管は1重量キログラム毎平方センチメートル未満である。

高・中圧管からガスが噴出したときは、空気を裂くような音を出し、着火したときの炎の高さは、10メートル以上にも及ぶことがある。

大量のガスが漏えいした場合、着火までの経過時間が長ければ長いほど、ガスの滞留範囲が広くなり、滞留量と密閉の度合によって、瞬時にして大規模な爆発あるいは大火災を起こす危険性がある。

(2) ブタンエア－ガス及びプロパンガスの場合

漏えいしたガスは、室内では風呂場、台所など、また、屋外では下水溝、マンホールあるいは一般家屋の床下、へいぎわなど風通しの悪い所に流入する。

いずれの場合でも、ガスの漏えい経過時間が長くなればガスの滞留範囲が広くなり、着火すると大規模な爆発を起こし大火災となるおそれがある。また、遠方へ流れることにより、思いもよらな

い所で二次災害が発生することがある。

また、プロパンガスボンベ、LPGタンク等にあつては、火災によつて加熱されることにより爆発することがある。

ガス漏れ事故に関する警防戦術等調査研究会議委員名簿

昭和56年3月現在

(順不同・敬称略)

	氏 名	職 名
会 長	野 澤 達 夫	消防庁消防課長
委 員	六 波 羅 昭	静岡県消防防災課長
"	羽 根 重 道	札幌市中央消防署長
"	桜 井 五 郎	仙台市消防局警防課長
"	大 館 靖 治	所沢市消防本部次長
"	太 和 田 忠	船橋市消防局警防課長
"	小 宮 多 喜 次	東京消防庁指令室副主幹
"	小 西 治 義	横浜市消防局警備課長
"	柴 崎 源 次	小田原市消防本部消防課長
"	海 野 芳 久	静岡市消防本部警防課長
"	国 本 篤 弘	大阪市消防局計画課長
"	桜 木 幹 億	北九州市消防局警防課長
"	小 林 弘 明	消防庁消防課課長補佐
"	次 郎 丸 誠 男	消防庁予防救急課設備専門官
"	北 里 敏 明	消防庁危険物規制課課長補佐
"	佐 藤 公 雄	消防研究所消火第二研究室長

庶 務 消防庁消防課警防指導係(宮沢武久・平田 勝・大北雅史)

3. 政省令の改正と静岡県地下道等安全対策推進要綱の運用

「地下街、準地下街」におけるガス関係設備及びガス漏れ警報設備の設置等について次のとおり政省令が改正された。

(1) ガス事故法関係省令の改正 昭和56年1月20日

特定地下街、地下室等においてガス漏れを防ぐ設備、ガス漏れ警報設備及び緊急ガスシャ断装置の設置等が義務づけられた。

(2) 消防法施行令の改正 昭和56年1月23日

地下街、準地下街、特定防災対象物の地階及び複合用途防火対象物の地階をガス漏れ火災警報器の設置対象とした。

(3) 液化石油ガス法施行規則の改正 昭和56年2月18日

地下室等において、液化石油ガス用ガス漏れ警報器、緊急シャ断装置の設備及び燃焼器具の接続方法が義務づけられた。

又、消防法の特定防火対象物に類する施設にもガス漏れ警報器の設置が義務づけられた。

ガス事業法施行規則及びガス工作物の技術上の基準を定める省令の改正について

昭和56年1月19日

資源エネルギー庁公益事業部

1. 改正理由

昭和55年8月16日の静岡駅前ガス事故を契機とした、地下街等のガス保安対策の強化につき、ガス事業大都市対策調査会地下街対策専門委員会の専門的検討を踏まえ、ガス事業法施行規則及びガス工作物の技術上の基準を定める省令を改正するものである。

2. 地下街等のガス保安対策の強化の具体的内容

(1) ガス事業法施行規則関係

特定地下街等又は特定地下室等に設置されている燃焼器について、ガス漏れ防止、ガス漏れ早期発見対策の観点から以下の事項について省令改正を行う。

① 特定地下街等又は特定地下室等に設置されている燃焼器には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）

を設けること。(第85条第7号)

- ② 特定地下街等又は特定地下室等に設置されている燃焼器は、金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースを用いてガスセンと接続されていること。

(第85条第8号)

- ③ ①②に関するガス事業者の調査対象の追加(第84条第1号)

(2) ガス工作物の技術上の基準を定める省令関係

特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管(緊急シャ断装置については特定地下街等に限る。)について、ガス漏れ防止対策、ガス漏れ早期発見対策及び緊急時対策の観点から以下の事項について省令改正を行う。

- ① 特定地下街等にガスを供給する導管には、緊急シャ断装置を設置すること(第72条第4項)
- ② 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管は1年に1回以上水柱ゲージを用いた漏えい検査を実施すること(第73条第3項)
- ③ 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管は、ガス漏れ警報設備(集中監視型)が設けられている場所で特定地下街等又は特定地下室等の外壁を貫通させること(第73条第3項)
- ④ ガスの付臭のレベルの向上(第64条)

3. 公布日、施行日、経過期間

公布日 昭和56年1月20日

施行日 昭和56年7月1日

経過期間 特定地下街等 6月、 特定地下室等 3年

- (参考) 特定地下街等 ① 地下街で1,000㎡以上
- ② 準地下街で(建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合せたもの)で1,000㎡以上(不特定多数の人の利用する用途500㎡以上)
- 特定地下室等 不特定多数の人が利用する建築物の地階
- (なお告示で具体的内容を規定することとする。)

都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長

消 防 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 の 公 布 に つ い て

消 防 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 が 昭 和 5 6 年 1 月 2 3 日 政 令 第 6 号 を も っ て 公 布 さ れ、 昭 和 5 6 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る こ と と さ れ た。

今 回 の 改 正 は、 ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 を 地 下 街、 特 定 の 建 築 物 の 地 階 等 に 設 置 す る こ と を 義 務 付 け る と と も に、 連 続 し て 地 下 道 に 面 し て 設 け ら れ た 建 築 物 の 地 階 と 地 下 道 と を 合 わ せ た も の を 一 体 と し て 地 下 街 に 準 じ た 規 制 を 行 う ほ か、 火 災 予 防 又 は 消 火 活 動 に 重 大 な 支 障 を 生 ず る お そ れ の あ る 物 質 に 係 る 消 防 長 又 は 消 防 署 長 へ の 届 由 義 務 の 対 象 と し て 毒 物 及 び 劇 物 の う ち 一 定 の も の を 追 加 す る 等 を 内 容 と す る も の で あ る。

貴 職 に お か れ て は、 下 記 事 項 に 留 意 の う え そ の 運 用 に 遺 憾 の な い よ う 格 段 の 配 慮 を さ れ る と と も に、 管 下 市 町 村 に 対 し て も こ の 旨 示 達 の う え よ ろ し く 御 指 導 さ れ る よ う お 願 い す る。

記

第 1 届 出 を 要 す る 物 質 の 指 定 に 関 す る 事 項

1. 消 防 長 又 は 消 防 署 長 に 届 出 を 要 す る 火 災 予 防 又 は 消 火 活 動 に 重 大 な 支 障 を 生 ず る お そ れ の あ る 物 質 と し て 毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 3 0 3 号) 第 2 条 第 1 項 及 び 第 2 項 に 規 定 す る 毒 物 及 び 劇 物 の う ち 次 の も の を 追 加 し た こ と。

(1) 毒 物 シ ア ン 化 水 素、 シ ア ン 化 ナ ト リ ウ ム、 水 銀、 セ レ ン、 砒 素、 沸 化 水 素、 モ ノ フ ル オ ー ル 酢 酸、 そ の 他 水 又 は 熱 を 加 え る こ と に よ り、 人 体 に 重 大 な 障 害 を も た ら す ガ ス を 発 生 す る 等 消 火 活 動 に 重 大 な 支 障 を 生 ず る 物 で 自 治 省 令 で 定 め る も の

(2) 劇 物 ア ン モ ニ ア、 塩 化 水 素、 ク ロ ル ビ ク リ ン、 ク ロ ル メ チ ル、 ク ロ ロ ホ ル ム、 硅 沸 化 水 素 酸、

四塩化炭素、臭素、ブロム水素、ブロムメチル、ホルムアルデヒド、モノクロル酢酸、沃素、磷化亜鉛、その他水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物で自治省令で定めるもの

2. 届出に係る数量は次のとおりである。

- (1) 毒物 自治省令で定めるものにあつては自治省令で定める数量以上、その他政令で定めたものにあつてはそれぞれ30Kg以上
- (2) 劇物 自治省令で定めるものにあつては自治省令で定める数量以上、その他政令で定めたものにあつてはそれぞれ200Kg以上

第2 連続して地下道に面して設けられた建築物の地階と地下道とを合わせたものに対する規制に関する事項

1. 消防法施行令（以下「令」という。）別表第1に新たに（16の3）項として「建築物の地階（（16の2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）」を加えたこと。

なお、それぞれの建築物の地階については、それぞれの用途及び規模に応じて規制が行われているが、当該地階は、それらの規制をうけるほか（16の3）項の部分としても規制をうけるものであること。

2. 令別表第1（16の3）項に掲げる防火対象物には次のような規制を行うものとしたこと。

- (1) 共同防火管理を行わなければならないこと。
- (2) 防災対象物品を使用する場合は、防災性能を有するものを使用しなければならないこと。
- (3) 消火器又は簡易消火用具を設置しなければならないこと。
- (4) 延べ面積が1,000平方メートル以上で、かつ、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものには、スプリンクラー設備を設置しなければならないこと。
- (5) 延べ面積が500平方メートル以上で、かつ、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル以上のものには、自動火災報知設備を設置しなければならないこと。
- (6) 消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこと。
- (7) 非常警報設備を設置しなければならないこと。
- (8) 誘導灯を設置しなければならないこと。

3. 令別表第1（16の3）項に掲げる防火対象物を、消防法第17条の2第2項第4号に定める特定防火対象物とし、既存のものであつても消防用設備等に関する技術上の基準が適用されるものとした

こと。

4. 消防用設備等を設置したときにその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けなければならない防火対象物として、令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものを加えたこと。準地下延べ面積300平方メートル以上
5. 消防用設備等について消防設備士又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させなければならない防火対象物として令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のものを加えたこと。

第3 ガス漏れ火災警報設備に関する事項

1. 消防の用に供する設備の警報設備にガス漏れ火災警報設備を加えたこと。ガス漏れ火災警報設備とは、ガス漏れ検知器、中継器及び受信機又はガス漏れ検知器及び受信器を接続したものに警報装置を附加したものをいい、規格等については省令等で定める予定であること。

なお、今回の改正により設置を義務づけるガス漏れ火災警報設備からは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業により供給される液化石油ガス用のものは除かれるものであること。

2. ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物は、次のとおりであること。
 - (1) 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
 - (2) 令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000平方メートル以上でかつ、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
 - (3) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
 - (4) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の地階のうち、「床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分」の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
3. ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準は上記2に定めるほか、次のとおりであることは現に新築等の工事中の防火対象物について令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては昭和56年12月31日までの間に、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物にあっては昭和59年6月30日までの間に必要なガス漏れ火災警報設備を設置すべきこととされたこと。
 - (1) ガス漏れ火災警報設備の警戒区域(ガス漏れ火災警報設備の一回線が有効にガス漏れを覚知することができる区域をいう。)は、原則として防火対象物の二以上の階にわたらないものとする。
 - (2) 1つの警戒区域の面積は、原則として600平方メートル以下とすること。

- (3) ガス漏れ検知器は、有効にガス漏れを検知することができるように設けること。
- (4) 非常電源を附置すること。
- 4. 検定を受けなければならない消防用機械器具等として、ガス漏れ火災警報設備の中継器及び受信機を加え、これに係る試験及び個別検定の手数料を定めたこと。
- 5. 消防設備士が工事又は整備を行わなければならない消防用設備等としてガス漏れ火災警報設備を加えたこと。

なお、ガス漏れ火災警報設備の工事又は整備を行う消防設備士としては、第4類の消防設備士を予定しているものであること。

第4 その他

- 1. 令別表第3で定める数量の1.000倍以上の特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分に設置すべき消火設備について特殊可燃物の種類を従来より細分化しそれぞれの燃焼性状に適応した消火設備を定めたこと。
- 2. その他所要の規定の整備が図られたこと。

第5 施行期日等

- 1. この政令は、昭和56年7月1日から施行するものとされたこと。
- 2. 経過措置
 - (1) この政令施行の際、令別表第1(16の3)項に掲げられる防火対象物において使用されている防災対象物品については、同一防火対象物において引き続き使用される場合に限り昭和59年6月30日までの間使用することができるものとされたこと。
 - (2) この政令施行の際、現に存する令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物又は現に新築等の工事中の同項に掲げる防火対象物については、昭和58年12月31日までの間に必要なスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び非常警報設備を設置すべきこととされたこと。
 - (3) この政令施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築等の工事中の防火対象物について令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、昭和56年12月31日までの間に、同表(1)から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(10)項イに掲げる防火対象物にあっては昭和59年6月30日までの間に必要なガス漏れ火災警報設備を設置すべきこととされたこと。

液石法施行規則に基づく特定供給設備及び消費設備に関する技術基準の細目を定める告示

- 1. (規則第6条の2第12号関係)
 - ① 地下室等の範囲

地下街（延べ面積が1,000㎡以上のものに限る。）又は建築物の地階（地下街の各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（延べ面積が1,000㎡以上で、かつ、次に掲げるイからチまでに掲げる用途（以下「特定用途」という。）のいずれかに供される建築物（二以上の用途に供される建築物であって、本条の規定するところにより、イからチまでに掲げる用途のいずれかに供される建築物となるものを含む。以下「特定用途建築物」という。）の地階、又は二以上の用途に供される建築物であって、当該建築物の中に特定用途のいずれかに該当する用途に供される部分が含まれている場合における当該二以上の用途に供される建築物（この場合において、当該異なる二以上の用途のうち、一の用途で、当該一の用途に供される建築物の部分とその管理についての権限、利用形態その他の状況により他の用途に供される建築物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。以下「特定複合用途建築物」という。）の地階のうち、特定用途に供される部分が存するもの（地階の面積の算定に当たっては特定用途に供される部分に限る。）の床面積の合計が500㎡以上のものに限る。以下「特定地下街等」という。）

イ、劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設

ロ、キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設

ハ、貸席及び料理飲食店

ニ、百貨店及びマーケット

ホ、旅館、ホテル及び寄宿舎

ヘ、病院、診療所及び助産所

ト、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校

チ、トルコ浴場、サウナ浴場及びその他これらに類するもの

② 特定地下室等

地下室その他の地下（①に掲げるものを除く。）であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち、次に掲げるものをいう。

イ、施設若しくは建築物の地階で、床面積の合計が1,000㎡以上のもの。

ロ、特定複合用途建築物の地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上で、かつ、特定用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のもの。

③ ①、②及び個別住宅の地下室を除く地下室等

緊急しゃ断装置を設置しなくてもよい地下室等

地下室等の定義中、①を除く地下室等

2. 〔規則第38条第1号ヲ関係〕

(1) ガス漏れ警報器の検知区域に設置する必要のない燃焼器

① 屋外に設置されているもの。

- ② 硬質管等により接続されているものであって、かつ、立ち消え安全装置が組み込まれているもの。
- ③ 常時設置されていないもの（地下室等及び規則第39条第3号及び第5号中、貸席、料理飲食店、旅館及びホテルを除く。）
- ④ 浴室内に設置されているもの。

3.〔燃焼器の設置方法〕

燃焼器の設置方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 特定地下街等及び特定地下室等に係る燃焼器は、次の定める方法により設けられた液化石油ガス用ガス漏れ警報器（以下「警報器」という。）の検知区域に設置されていること。

イ、一体型の警報器又は一体型以外の警報器にあっては検知部（以下「検知部等」という。）は、燃焼器が設置されている室内であって、壁面の次の(1)及び(2)に適合する点検に便利な場所（出入口付近等外部の気流が流通する場所、換気口等の空気吹き出し口から1.5 m以内の場所、燃焼器の廃ガスに触れやすい場所等ガス漏れを有効に検知できない場所を除く。）に設置されていること。

(1) 燃焼器から水平距離で4 m以内に設置されていること。

(2) 検知部等の上端は、床面の上方0.3 m以内の位置に設置されていること。

ロ、警報器の中継部が、次の(1)及び(2)に定めるところにより設置されていること。ただし、受信部から検知部等に至る導通の確認を行うことができる場合又は接続できる回線数が5以下の受信部にあっては、この限りでない。

(1) 回線ごとに導通の確認を行うことができるように受信部と検知部等の間に中継部が設けられていること。

(2) その他中継部を設ける場合にあつては、中継部は点検に便利で、かつ、防火上有効な措置を講じた箇所に設置され、検知部等から発せられた信号を受信し、これを受信部に発信し、又は警報を発する装置等に発信することができるように設置されていること。

ハ、警報器の受信部（一級のものに限る。以下この号において同じ。）が、次の(1)から(7)までに定めるところにより設置されていること。

(1) 検知部等又は中継部から発せられた信号を適確に受信して当該検知部等に係る警戒区域又は検知区域を表示できるよう設置されていること。

(2) 操作スイッチは、操作が容易な箇所に設けられていること。

(3) 音響装置（ガス漏れ表示を行うものに限る。）の音圧及び音色が他の警報音や騒音と明らかに区別して聞き取れるよう設置されていること。

(4) 保安状況を常時監視できる場所（中央管理室が設けられている場合は、当該中央管理室）に設置されていること。

(5) 受信部が設置されている場所には、当該受信部と接続された検知部等に係る警戒区域又は検知区域の一覧図が備えられていること。

(6) 受信部が設置されている場所には、次の①から③までの基準に適合する音声によりガス漏れの発生を建築物等の関係者及び利用者に警報する措置（以下「音声警報装置」という。）が備えられていること。ただし、非常の場合に有効に作動できる放送設備が設置されている場合にあっては、その有効範囲内の部分について音声警報装置は設けないことができる。

① 音圧及び音色は、他の警報音や騒音と明らかに区別して聞きとることができること。

② スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が2.5m以下となるように設置されていること。

③ 一の特定地下街等又は一の特定地下室等に2以上の受信部が設置されているときは、これらの受信部があるいずれの場所からも作動させることができるものであること。

(7) 一の特定地下街等又は一の特定地下室等に2以上の受信部が設置されているときは、これらの受信部のある場所相互間で同時に通話することができる設備が設置されていること。

ニ、表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる建築物等の関係者に警報する装置（以下「ガス漏れ表示灯」という。）が、次の(1)及び(2)に定めるところにより設置されていること。ただし、一の警報区域が一の店舗等からなる場合及び検知部等若しくは中継部から発せられた信号を適確に受信して当該検知部等に係る検知区域を表示できるよう受信部が設置されている場合にあっては、ガス漏れ表示灯を設けないことができる。

(1) 検知部等の設置される店舗等が通路に面している場合にあっては、店舗等ごとに当該店舗等の通路に面する部分の出入口付近に設置されていること。

(2) 前方3m離れた箇所で点灯していることが明らかに識別できるよう設置されていること。

ホ、音響によりガス漏れの発生を検知区域において建築物等の関係者に警報する装置（以下「検知区域警報装置」という。）が、当該検知区域警報装置から前方1m離れた箇所で音圧が70デシベル以上となるよう設置されていること。ただし、警報機能を有する検知部等が設置されている場合及び機械室等常時人がいない場所に検知部等が設置されている場合にあっては、検知区域警報装置を設けないことができる。

ヘ、配線は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。

(1) 常時開路式の検知部等の信号回路は、容易に導通試験をすることができるように当該回路の末端に終端器が設けられているとともに、一の回路に一の検知部等を接続する場合を除き、送り配線であること。

(2) 電源回路と大地の間及び電源回路の配線相互間の絶縁抵抗は、直流500ボルトの絶縁抵抗計により測定した値で、電源回路の対地電圧が150ボルト以下の場合には0.1メガオーム

以上、電源回路の対地電圧が150ボルトを超える場合は0.2メガオーム以上、検知部等回路及び附属装置回路（それぞれの電源回路を除く。）と大地との間及びそれぞれの回路の配線相互間の絶縁抵抗は、警戒区域又は検知区域ごとに直流500ボルトの絶縁抵抗計で測定した値で0.1メガオーム以上であること。

(3) 次の①及び②に掲げる回路方式が用いられていないこと。

① 接地電極に常時直流電流が流れる回路方式

② 検知部等又は中継部が接続される回路と他の設備（当該設備が接続されたことによりガス漏れ信号の伝達に影響が及ばないものを除く。）の回路と同一の配線を共有する回路方式

ト、電源は、次の(1)から(3)までに定めるところによること。

(1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線からとられていること。

(2) 警報器の電源たる蓄電池又は交流低圧屋内幹線からの当該電源のための配線は、当該配線以外の配線が分岐されていないこと。

(3) 電源の開閉器には、警報器用のものである旨が表示されていること。

チ、非常電源は、蓄電池設備であって、当該設備を用いて警報器を10分間以上にわたり、二回線を有効に作動させるとともにその他の回線を監視状態におくことができる容量を有するものが設置されていること。ただし、警報器の予備電源又は蓄電池設備を用いて1分間以上にわたり二回線を有効に作動させるとともにその他の回線を監視状態におくことができる場合には、有効に作動する自家発電設備によることができる。

リ、警報器は、検知部等及び受信部の標準遅延時間の合計が60秒以内になるよう設置されていること。

ス、警報器は、次の(1)及び(2)に掲げる場合に受信部においてガス漏れ表示と同様な表示を行わないよう設置されていること。

(1) 配線の一に地絡その他当該警報器に係る電圧又は電流が変化した場合

(2) 振動又は衝撃を受けた場合

ル、警報器の警戒区域は、次の(1)及び(2)に定めるところによること。

(1) 一の警戒区域の面積は、600㎡以下となるように設けられていること。ただし、当該警戒区域内のガス漏れ表示灯が通路の中央から容易に見通すことができる場合にあっては、1,000㎡以下となるよう設けることができる。

(2) 一の警戒区域は、一の階に設けられていること。ただし、一の警戒区域の面積を500㎡以下とする場合にあっては、二の階にわたって設けることができる。

② 前号に掲げる地下室等以外の地下室等及び規則第39条各号に掲げる施設若しくは建築物（地下室等を除く。）に係る燃焼器（第6条に規定する燃焼器を除く。）は、前号イ及びホに掲げる

方法により警報器の検知区域に設置されていること。

4 「常時監視する必要がある地下室等」

地下室等は、1の①②に掲げる地下室等とする。

(4) 「静岡県地下道等安全対策推進要綱」の関係機関等に対する周知徹底

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 消防本部担当者会議 | 昭和56年4月28日 |
| ② 振興センター担当者会議 | 昭和56年5月 1日 |
| ③ 市町村防災担当者会議 | 昭和56年5月 1日 |
| ④ 都市ガス事業者保安担当者会議 | 昭和56年5月14日 |
| ⑤ 簡易ガス事業者保安担当者会議 | 静岡部会 昭和56年6月 3日
名古屋支部管内 昭和56年6月16日
上記両部会 昭和56年7月 9日 |
| (5) 静岡県ガス保安対策連絡会議の設置 | 昭和56年6月 1日 |
| (6) 静岡県地下道等安全対策委員会（施設部会） | 昭和56年6月 5日 |
| (7) 都市ガス事業者保安対策（地震対策）打合せ | 昭和56年7月13日 |
| (8) プロパンガス協会地区長会におけるガス保安説明会 | 昭和56年 7月23日 |
| (9) 「静岡県地下道等の設置に関する指導要綱」公示 | 昭和56年 8月14日 |
| (10) 県ガス保安対策連絡会議「消費者関係の部」打合せ | 昭和56年 8月18日 |
| (11) " " 「都市ガス事業者の部」打合せ | 昭和56年10月 9日 |
| (12) " " 「簡易ガス事業者及びプロパンガス協会の部」打合せ | 昭和56年10月13日 |
| (13) 静岡県地下道等連絡協議会の設置 | 昭和56年10月15日 |
| (14) ガス保安に係る消防担当者会議 | 昭和56年10月27日 |
| (15) 県ガス保安対策連絡会議「都市ガス事業者の部」打合せ | 昭和56年12月 4日 |
| (16) " " 「簡易ガス事業者の部」打合せ | 昭和56年12月11日 |
| (17) 静岡県ガス保安対策連絡会議の開催 | 昭和57年 2月18日 |

なお、先に掲げた今回のガス事故に伴う教訓と課題については、ほぼこの要綱の中に取り入れて諸対策を講じているところであるが、さらにガス施設、設備等の地震対策を推進する上での課題も残されており、目下種々の角度から検討を加え関係機関との協議を進めている。

第11. 体 験 記

今回の災害は、都市空間において発生したものであって関係者はもとより社会的にも大きな問題を提起した。

このような中であって危険を顧みず事故現場の消防活動にあたった消防隊員の2名の方からの貴重な体験記を寄せていただいた。

この事故の生々しさを記録にとどめ、今後の教訓としたい。

「二度と繰返すまじ」

歳末大売出しの飾りつけに忙しい静岡駅前ゴールデン街を歩いて、すぐ目に飛び込んでくる焼けただれた建築物、これが全国的に有名になった第一ビルだ。あたりの賑やかな風景とは余りにもかけ離れているだけに尚更印象的だ。ガラソとした廃墟の入口に誰が供えるのか、季節の花を見るたびに無惨なあの日のことが思い出され、胸が締めつけられ、思わず合掌せずには通れない。まして15人を一瞬のうちに失ってしまった肉親の悲しみは今も少しも癒えることはないでしょう。

昭和55年8月16日、夏まつりの装飾で賑々しい第一ビルの地下で爆発がおこった。第1出動の指令で我が第4分団の消防車は、直ちに出動した。現場は小爆発でもあり、又、火災も発生していない状況から間もなく引揚げることにした。土太夫町の第4分団の近くまで、帰ってきたとき、突如、後方の今しがた出動した紺屋町方面から大音響が轟き、黒煙が上り、大爆発があったことが確認できた。すぐ取って返し大爆発現場へと向った。

地獄絵か、修羅場のような光景がそこにあった。200名を超える息絶え傷ついた人々があたり一面の街路に、ビル内に倒れ伏していた。ある者は血だらけで助けを求めて呻き、ある者は火熱で衣服が焦げ皮膚が爛れていた。消防車を救急車代りにして負傷者10名を収容し病院へと搬送した。すぐさま折返し爆発現場の直近の浮月楼横の消防用井戸に水利部署した。瓦礫と化した商品などで足の踏み場のない惨憺たる現場にホースを伸ばし、猛煙に包まれた建物めがけて放水した。物凄い煙は放水隊員の身の危険を感じる程で、一線は焼けただれた消防車の屋根に管槍を固定したまま放水、二線目は第一ビル北側から延焼防止を重点に隊員4名で放水を行った。散乱するガラス片で手足を怪俄したり、防火靴の中まで入り込む泥水に足を取られたり、消火活動は困難を極め苦しい戦いとなった。

消火活動中、消防団員数名が行方不明という情報もたらされた。混乱する中で情報の確認を急いだ。出口本部分団長、関川第1分団長が入院、増田第1分団部長軽傷を知り得て一時的に安堵した。

3時間後、柴田薬局の裏側から男女の別も判らないくらい頭髪が焼け、衣類も殆んど身に付いていないような状態で1人を救出した。この婦人が毛布に包まれて搬送され一命は大丈夫と聞いたときは奇蹟

としか感じられなかった。

長時間の消防車運転にガソリン不足をきたし、補給を受けての活動となった。又食糧の調達がままならず、弁当を探しても、どの店も品切れで困っていたとき、近くの味の喜作社長長友敏也氏の好意で早速炊き出しを受けることができた。このときは空腹になっている筈にも拘らず、同僚の死に直面し、にぎり飯が喉を通らず、胸がこみ上げて仕方なかった。

差入れの湯茶にほっと一息ついたときは、放水開始後すでに6時間、心身共に疲れ果てている部下の団員の姿に、頭の下がる思いとともに、一旦緩急あれば、犠牲的精神を以って義勇公に奉じるという崇高な形がそこに表われているのを見ることができた。

あれから一年半過ぎた今、大事故の原因、損害を巡って裁判が行われているが、非常に複雑な問題だけに原告、被告共に全力をあげて争うだろう。それにつけても、人の世の難しさ、醜さ、やるせなさを感じます。

消防団員、職員で公務のため敢然として防災活動に専心中、一瞬の大爆発に遭遇し殉職した者、又、現場付近に居合せて負傷した者、など多大の犠牲が払われた大事故だけに、今後あのような事故が二度と起きてはならない。起してはならないと考えるのは全ての人の願いではないだろうか、合掌。

静岡市消防団 第1方面隊長（当時第4分団長）

大石省吾

「忘れまい、あの悲惨事、痛恨の日」

危険物規制事務担当となって二ヶ月半。不慣れな事務のため息つく暇もないほど多忙な毎日が続く。昭和55年8月16日、この日も昨日と変らぬ一日が始まった。

9時30分、聞き慣れてはいるが心臓にグサッと刺すような出動指令がスピーカーから流れた。「紺屋町、西武百貨店向い側ガス漏れ、第一出動」。係員とともにガス検知器等を携え現場へ急行した。

9時35分現場到着。到着地点から駅側を見たが街の様子に変化は無かった。途中、先着消防隊員に現場位置を確認し、地下道昇降口から地下に入った。ガス臭はしない。

地下道には蛍光灯が点灯していたが薄暗かった。見通すと各店舗はシャッターが降り閉店状態である。ただ一店、シャッター下方が地下道側にめくれ内容物と思える物が道路上に散乱しているのが見受けられた。初めての異常である。地下商店街は、消防隊員のほか人気も無く不気味なほど静寂であった。警戒区域の設定、ガス検知等、各分担に基づき作業は進められた。

被害状況から爆発は、ちゃっかり館と思えた。被害店舗その周辺を調査中の係員等からガスを検知したという報告は無い。

不思議なことにこれ程の爆発が起ったのに店舗関係者またはそれらしい人の姿が見当たらない。更に、あの火災現場、爆発現場の特有な臭いが無い。これが数分前に発生した爆発現場とはとても思えなかった。

人命検索のためか、ちゃっかり館店内の瓦礫の排除が始められた。報道関係者の姿が3人、4人と見受けられたが、指揮者の命令で警戒区域は一段と強化された。地上の消防隊が行う「火気使用禁止」の広報が地下まではっきりと聞こえる。地上階は異常ないだろうか、何か情報を得てないだろうか。そう思っていたとき、係員の渡辺七長が「ガスを検知した」と報告にきた。この報告が自分が初めて知った唯一のガス検知報告であり、ガス存在の情報であった。

すでに検知場所を中心に周辺のガス漏洩範囲の確認が急がれていた。人命検索等作業中の隊員に「店の奥の方でガス漏れがある。気をつけろ」と注意が飛ぶ。駅側に人影が見えた。これを排除しようと10数歩向ったとき突然、劈くような大爆発音に包まれた。身体が宙に浮いた。//やられた、//しまった//それだけが脳裡をかすめた。目の前が真暗となり全身に強いショックを受けた。気付いたときは西武百貨店前道路中央に突立っていた。明るいと感じた瞬間、自分の眼を疑った。道路は瓦礫の山と化し、両側に建ち並ぶビルの窓という窓はガラスが飛び散り黒く見えた。その姿は実に異様であった。静岡一を誇る繁華街は死の街、廃墟の街となった。まわりに人の姿はない。瓦礫の山を滑り転がりながら無線車両に走った。言葉にならなかったが「大爆発発生、傷者多数、全隊出動と救急第3出動を指令せよ」必死に要請した。指令を確認した後、地下にとって返した。

トンと都市ガス臭が鼻をついた。多くの消防隊員が残る地下は暗く粉塵が漂っていた。地下道側壁いっぱい瓦礫が押し寄せていた。物音一つしない。20数名はこの瓦礫の下にいるのだ//オーイ//大声で叫んだが声にならなかった。4次、5次の爆発をおそれ地上に出た。

思わず息をのんだ。衣服をはぎとられ全身血だらけとなり呆然としている人、全身が黒く焼け舗道に伏し動かぬ人、失いつつある腕を抱きのたうちまわる人、燃え上る「カブ」の下となり身動きもしない人、まさに地獄であった。倒れたまま動けぬ重傷者を優先し救出した。抱きかかえると血と皮膚がベトトリと手や防火衣に着いた。無言の人を何人が搬出した。一見して消防関係者と判る傷者には目もくれなかった。かけたくともその余裕がなかったのである。僅かな隊員と軽傷者とで力の限り救出に、消火作業に当たった。

10時26分、情けないことに自分が病院へ搬送される身となってしまった。点滴が終るのが途轍もなく長く感じられた。医者の安静にという言葉が無視し車を拾い再び現場に向った。応援隊員、非番出勤した器員、どの顔も引きつれ歪んでいた。煙りと熱気と瓦礫の中で検索は続けられた。「発見担架、担架、はやく担架を」煙りの中から声が出た。折り重なる自転車、看板、サッシ、コンクリート片、瓦礫を取除くのがもどかしかった。思わず顔をそむけた。過去何人かの焼死体をみたことがある自分ではあるがあまりに変り果てた姿に直視できなかった。再び腰から後頭部にかけて痛みがはしり目まいがし、作業に耐えられなくなった。

引き揚げた本部事務室はほとんどの職員が現場に出動し、残留者数名が電話の応対に追われていた。負傷者氏名の中から自分の係の者の名を見つけた。重傷であった。

19時50分、2つの病院に収容された係員を見舞った。全身をガーゼ、包帯で覆われた姿が何とも傷々しかった。無傷な自分を恥じた。付添いの母親、奥さんにたゞたゞ頭を下げお詫びした。居た堪らなくなって病院を飛び出した。「頑張れ、生きるんだ、助かってくれ」暗い夜空に向って祈った。無念さを引きずり自宅に戻ったのは翌明方であった。

あの痛恨の日から1年と3ヶ月が過ぎた。この間、最高責任者とはいえ消防長の心労には察するにあまりあるものがあつた。内外の声をいっばいに負いながら各々がそれぞれの立場で、組織をあげて事後処理に当たってきた。開き直りと思われるかもしれないが、「あのような複合大災害に発展しようと誰が予測し得たか」そう思うことが幾度かあつた。今なお療養中の職員もいるが多くはケロイドを残しながらも職務に精励している。しかし、年老いた母、最愛の妻を残して、小林政道君、常木敏雄君、渡辺活好君、齊藤敏男君それに団員の出口勇次さんは不届の人となった。「この死を無駄とせず・・・教訓として・・・」嗚咽を堪えながら言った遺族関係者の言葉が灼きついて離れない。亡くなられた市民の方々、殉職者の冥福を祈らずにはいられない。

今後ますます社会は複雑多様化を増していくことであろうが、これに伴ないまた災害も大規模化、複雑化していくに違いない。これら災害を未然に防止し或いは被害を最少限度にとどめていくことは至難の業である。消防の力では如何ともしがたい。社会全体が一体となって真剣に取り組むことが不可欠である。我々は反省すべきは謙虚に反省し、また大きな犠牲の上に得た教訓を生かし、社会と一体となって二度とあの「駅前ゴールデン地下街爆発事故」のような悲惨な災害を起してはならない。

静岡市消防本部予防課 危険物係長 消防司令 杉山 喜代次